

第 3 次相模原市環境基本計画

(改定版)

【案】

第 1 章 第 3 次相模原市環境基本計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画を策定するに当たって	2
3. 計画の位置付けと関連計画との関係	3
4. 計画期間	3
5. 計画の対象範囲	4
6. 計画策定の視点	5
7. 市民・事業者等の意識調査	6
8. 計画の改定について	8
第 2 章 相模原市の環境	17
1. 相模原市を取り巻く社会情勢	17
2. 相模原市の概況	25
3. 相模原市の現状と課題	31
第 3 章 相模原市が目指す環境像	34
1. 望ましい環境像	34
2. 基本目標	36
3. 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) と施策との関連性	37
4. 環境基本計画の施策体系	39
第 4 章 施策内容	41
基本目標 1. 地球温暖化対策	41
基本目標 2. 資源循環の推進	53
基本目標 3. 水とみどり・生物多様性の保全・活用	61
基本目標 4. 環境リスクの管理	70
基本目標 5. 環境に配慮したライフスタイルの促進	76
第 5 章 推進体制・進行管理	87
1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針	87
2. 計画の推進主体と役割	88
3. 進行管理と計画の見直し	89

資料編	90
1. 第3次相模原市環境基本計画改定（令和5年度）の経過	90
2. 相模原市環境基本条例	107
3. 用語集	108

1. 計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や化石燃料の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しており、私たちの生活への影響が顕在化してきています。

このような問題が顕在化する中、国内外の動向としては、「誰一人取り残さない」を理念とした持続可能な開発目標（SDGs）や温室効果ガス排出量削減等についての新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択されました。また、平成30（2018）年4月には、国（環境省）の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の創造がうたわれるなど環境に対する考え方・姿勢は、大きな転換期を迎えていると言えます。一方、我が国では、人口減少や少子高齢化、財政・社会保障に対する不安感の増大、地域でのつながりや連帯感の綻び、自然災害の頻発など、「環境」、「経済」及び「社会」のそれぞれにおいて、普段の生活に支障を与えるような複雑かつ深刻な問題が顕在化してきています。そして、これらの課題解決には、自治体を含めた多様な主体による地域スケールでの実効性のある取組が重要となります。

本市は、平成22（2010）年3月に「相模原市環境基本計画2010-2019」（以下「前計画」といいます。）を策定し、地球温暖化対策や資源の循環、自然環境の保全・活用など6つの目標を掲げ、様々な取組を進めてきましたが、近年は、集中豪雨や局地的な豪雨の増加による浸水被害、土砂災害などの地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の顕在化、中山間地域における農林業の後継者不足による森林管理の不足や耕作放棄地の増加といった社会情勢を背景とした課題への対応が必要となっています。また、圏央道インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）や車両基地の設置、相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくりなど様々なプロジェクトも計画されています。

第3次相模原市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、前計画が計画期間の終了を迎えたこと、また、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化、環境に対する新たな課題やニーズ等へ対応するため策定するものです。

2. 計画を策定するに当たって

本計画は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）（以下「環境基本条例」といいます。）の第3条に規定する基本理念を実現するために、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。同条例に掲げる4つの基本理念に基づき、本計画の果たす役割は以下の3点となります。

相模原市環境基本条例（第3条 基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。



本計画の果たす役割

環境基本条例の基本理念の実現に向け、望ましい環境像を定め、環境分野の総合計画として環境施策全体の理念及び方針を示す。

中・長期的視点に基づいて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにする。

市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関等における環境の保全及び創造に向けての個々の役割及び横断的な取組を促すための方法を明らかにする。

3. 計画の位置付けと関連計画との関係

本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「相模原市総合計画」の部門別計画であり、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境の各環境分野において、中・長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示しています。また、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割、位置付けを明確にしました。具体的な施策・取組については、同時期に策定された各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

なお、本計画の「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策の一部を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」に基づく「環境教育等行動計画」として位置付けるものとします。

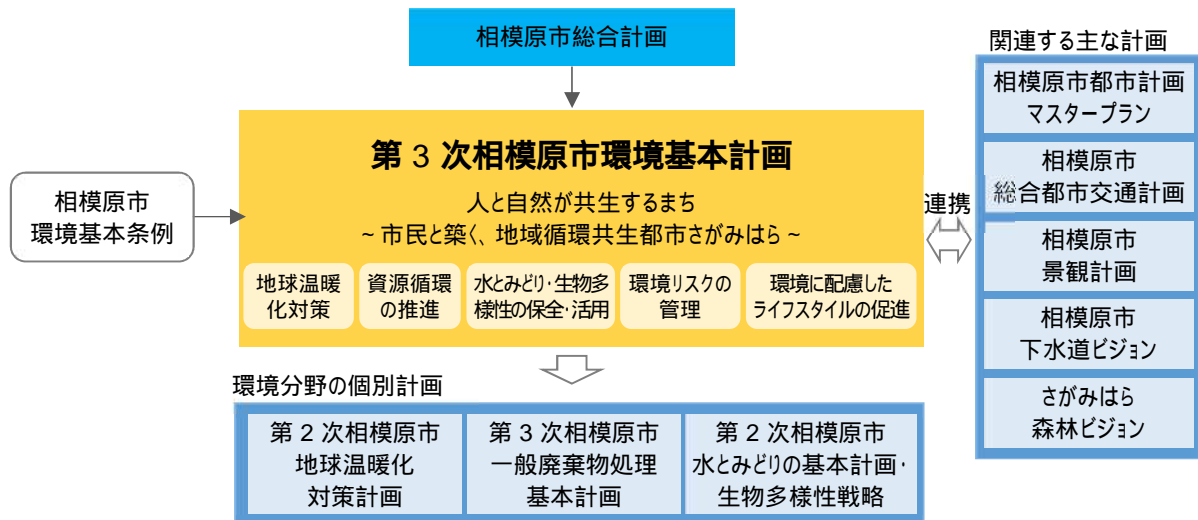


図 1-1 環境基本計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせて令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間とします。また、望ましい環境像は、中・長期的視点に立って計画を推進する必要があるためおおむね20年後とします。

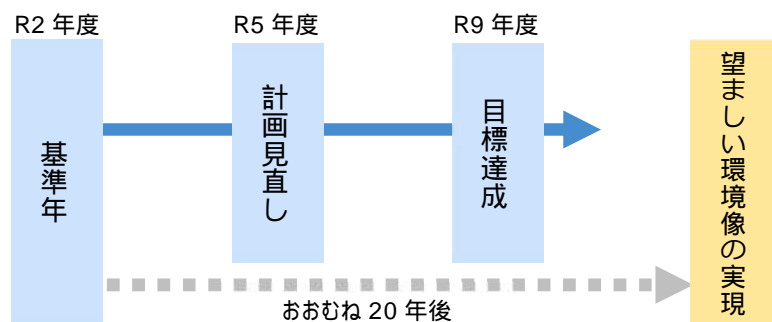


図 1-2 環境基本計画の期間

5. 計画の対象範囲

近年、環境問題は日常生活から地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は階層的に重なっているため、環境問題を効果的に解決していくためには、それらの状況を踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画は、複雑・多様化する環境問題を広域的な視点に立って幅広く捉えるとともに、本市の環境特性を生かした「相模原らしさ」を十分に反映させる内容としました。本計画の対象範囲は、下図に示すイメージとなります。

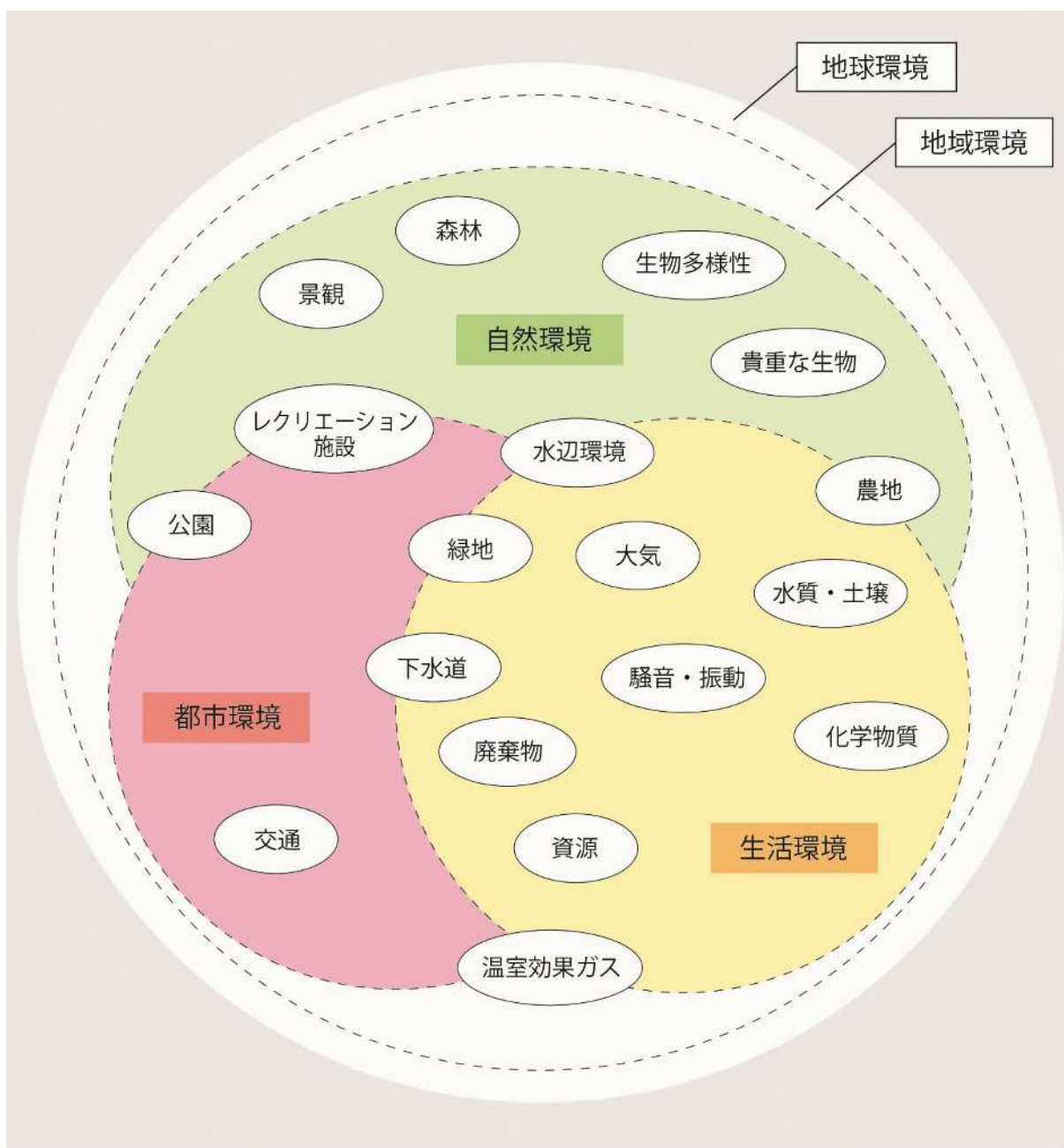


図 1-3 環境基本計画の対象範囲

6. 計画策定の視点

本計画は、下表の視点に留意して策定しました。

表 1-1 環境基本計画策定の視点

計画策定の視点	内容
総合的・統合的な視点	市の環境関連計画の上位計画として、環境的側面に加え、経済的側面及び社会的側面を合わせた総合的・統合的な施策展開を図るための計画として策定
中・長期的な視点	環境問題の解決には中・長期的な取組が重要なことから、長期的な望ましい環境像の明示と、その実現に向けた段階的な目標設定及び解決すべき課題や施策内容を整理 持続可能な開発目標（SDGs）の考えを踏まえ、総合的な課題解決を行うための施策を体系的に整理
各主体との協働の視点	複雑・多様化する環境問題の解決のためには多様なステークホルダーの協力が必要なことから、市、市民、事業者、環境保全団体、研究・教育機関等の役割と協働の方法を踏まえて施策を立案
地域課題への対応と 広域連携についての視点	都市部から中山間地域まで多様な土地利用を有することから、それぞれの地域における課題の整理と、課題を解決するための個別・横断的な施策を整理
関連計画を踏まえた 位置付けの整理	市が策定する環境分野における個別計画の総合的・統合的な計画に当たることから、個別計画との関連を踏まえ、理念や施策内容の統一に配慮して整理
社会情勢の変化 への対応	国（環境省）の第五次環境基本計画、持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった近年の社会情勢の変化を踏まえて施策を整理
「環境教育等行動計画」の 位置付け	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」として、環境教育の実行計画を明確化

7. 市民・事業者等の意識調査

(1) 市民・事業者アンケート

計画策定に先立ち、認知度や取組状況、課題等を把握することを目的として、平成 30（2018）年度に市民・事業者を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要を下記に示します。なお、アンケート調査の内容は、資料編に示します。

- ・暑さ、異常気象、ごみの問題など、日常生活や事業活動に関わる項目について関心が高い。
- ・市民の環境保全に関して取り組んでいない理由として、「機会が無い」「時間が無い」の割合が多く、「興味が無い」の割合が低いことから、市民の主体的な行動につながる施策、取組や情報発信が重要と考えられた。
- ・企業の環境の取組に関する位置付けは、「社会貢献活動の一環という位置付け」「事業活動を続ける上で重要な要素」が多く、市内企業の環境配慮の活動は比較的高い意識に基づいて行われていると考えられた。

(2) 事業者等ヒアリング

アンケート調査において、環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者 4 社、1 大学を対象に施策内容に対する意見や市への要望についてヒアリング調査を行いました。これらヒアリング調査の結果の概要を下記に示します。なお、ヒアリング調査の内容は、資料編に示します。

- ・近年の環境に対する意識の高まりにより企業の社会的責任は厳しくなっており、地域や顧客の信用確保のために環境配慮は重要な取組と位置付けている。
- ・急速充電器の整備、EV バス導入、小水力発電、バイオマスエネルギー導入等のエネルギー関連の施策は経済効果も期待できるので注力してはどうか。
- ・自社の事業活動の電気を再生可能エネルギーで賄う必要があるため、今後は再生可能エネルギーの電気を確保していきたい。
- ・環境についての施策や規制、市内での環境関連企業の取組等については積極的に情報提供いただきたい。
- ・市と協働してごみの問題といった環境啓発のイベント、市民を対象とした環境講座を開設することは可能である。
- ・市、事業者、消費者の 3 者にインセンティブが与えられるような仕組みづくりが重要である。
- ・環境配慮の取組は一事業者では難しいところもあるため、同じ目標を持つ他業種や大学・研究機関等が知り合える場を設けてほしい。

(3) さがみはら環境シンポジウム

計画策定に当たり、市内において最大規模の環境啓発事業である「さがみはら環境まつり」のイベントの一つとして、「さがみはら環境シンポジウム」を開催しました（令和元（2019）年6月30日）。

「さがみはら環境シンポジウム」では、基調講演のほか、地域で活動する市民、事業者の方や有識者の方による「これからの相模原の環境」と題したパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、本市の望ましい環境像や、それを実現するための施策について様々な意見が出されました。今後も本計画で示す環境教育の一環として、このような相模原の環境について参加者と一緒に考える場や地域の取組を知っていただく場を設けていきます。



さがみはら環境シンポジウムの様子

8. 計画の改定について

本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせ、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度の8年間としていますが、中・長期的な視点に立って計画を推進する必要があるため、望ましい環境像はおおむね20年後としています。また、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応するため、4年が経過した時点を目途に評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更を行うこととしていました。

こうしたことから、計画策定時からの社会情勢の変化や「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況、市民や事業者に対するアンケート調査結果を踏まえて計画の見直しを行い、令和6(2024)年3月に本計画の改定を行いました。

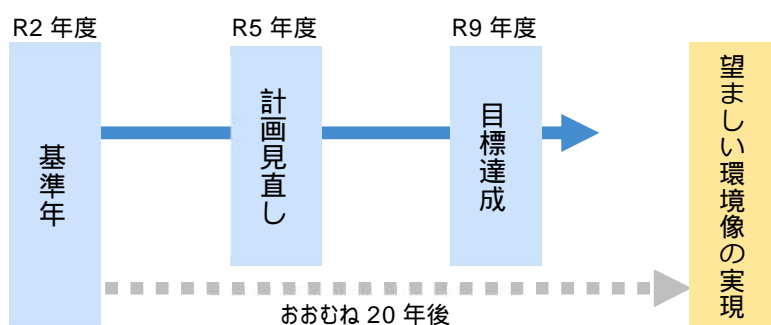


図 1-4 環境基本計画の期間（再掲）

(1) 計画策定時からの主な社会情勢の変化

令和2(2020)年3月の本計画策定時から、環境問題を取り巻く社会情勢は変化しています。令和5(2023)年度の間見直しにおいては、主に以下の社会情勢の変化に視点を置き、検討を行いました。

「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」への移行

国は、令和2(2020)年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」、すなわち脱炭素社会を目指すことを宣言しました。また、令和3(2021)年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。これらを踏まえて令和4(2022)年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」が改正されるなど、「脱炭素社会の実現」に向けた取組の加速化が求められています。

改定における 計画内容の変更

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標設定年度や目標値を踏まえて設定していることから、この社会情勢の変化を捉えて削減目標を見直し、基本目標1の達成の目安となる指標である「市域の二酸化炭素排出量」について、目標値の再設定を行いました(p.42)。

また、新たに市の率先行動を施策に位置付けるなど、加速化を図るための取組を記載しました(p.51)。

プラスチックの資源循環の加速

国では、令和元（2019）年5月に3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2（2020）年7月にはプラスチックごみ削減に向けた意識改革を促すため、レジ袋の有料化を義務付けました。また、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することが求められています。

改定における 計画内容の変更

「家庭系ごみの減量化・資源化」を図るための施策内容として、ワンウェイプラスチック等を削減するための啓発の実施や製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を進める旨を、新たに記載しました（p.57）。

食品ロスの削減の推進

令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。こうした中、令和2（2020）年3月、同法の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定され、消費者や地方公共団体等に求められる役割や行動等が示されました。

改定における 計画内容の変更

基本目標2の施策体系を整理し、「ごみの更なる削減」の施策の取組方針として「生ごみ・食品ロスの削減と資源化」を据えることとしました（p.57）。
令和6（2024）年3月、環境分野の個別計画である「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を改定する際に、同計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を位置付けています。

生物多様性の保全の推進

国において、令和5（2023）年3月に新たな国家戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。新たな国家戦略は、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、「30by30目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復等を進めるものとなっています。新たな国家戦略の達成には、国の取組だけでなく、地域が主体となった地域に根付いた取組が不可欠であるとされています。

改定における 計画内容の変更

基本目標3の各施策において記載されている内容は、社会情勢の変化と整合が図られていることから、改定に際しては内容の変更は行わず、従来そのままとしています。
環境分野の個別計画である「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」に基づき実施する事務事業の見直しにより具体的な対応を図ります。

(2) 「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況及び見直し結果

本計画では、基本目標ごとに「基本目標の達成の目安となる指標」を設定しており、各指標に対し、令和5（2023）年度を達成年度とする中間目標、令和9（2027）年度を達成年度とする最終目標を設定しています。

見直しに当たっては、全ての指標について実績を整理し、進捗状況の評価・検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を勘案し、目標の再設定について検討しました。その結果、全14項目の指標のうち6項目については、更なる施策推進のため最終目標を再設定することとし、8項目については、計画策定時に設定した目標に向けて、引き続き、取り組むこととしました。なお、最終目標を再設定した6項目の指標における中間目標は、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換えます。

・基本目標1【地球温暖化対策】

指標：市域の二酸化炭素排出量(万 t-CO2)				
実績			目標値（見直し結果）	
R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	中間目標	最終目標
369.4	371.2		357.4 以下 297.8 以下	331.6 以下 248.2 以下
見直しの考え方	社会情勢の変化を踏まえた第2次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）に掲げる目標値と整合を図り、目標値を再設定した。			

* 算定に使用する統計数値の公表時期から、実績については一昨年度のものが最新の値となり、計画見直しを行った令和5（2023）年現在での最新の実績は令和2（2020）年度となる。

指標：気候変動に伴う影響に備えている市民の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
74.3	76.2	78.2	89.1 以上 変更なし	95.1 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

・基本目標2【資源循環の推進】

指標：ごみ総排出量（t/年）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
225,648	218,857	213,946	220,000 以下 213,054 以下	216,000 以下 200,000 以下
見直しの考え方	直近の実績にて中間・最終目標を達成しているため、今後の推計などを考慮した上で目標値を再設定した。			

指標：最終処分量（t/年）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
20,947	18,836	19,413	21,000 以下 19,224 以下	20,000 以下 18,000 以下
見直しの考え方	直近の実績にて中間・最終目標を達成しているため、今後の推計などを考慮した上で目標値を再設定した。			

・基本目標3【水とみどり・生物多様性の保全・活用】

指標：生物多様性の認知度（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
65.8	72.1	69.3	71.0 以上 変更なし	75.0 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：緑地面積（ha）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
22,097	22,113	22,114	22,113 以上 変更なし	22,113 以上 変更なし
見直しの考え方	目標設定時の基準値 22,113ha を維持することを目標としており、直近3年間の実績を勘案した結果、目標値の再設定は行わないこととし、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：私有林の整備面積（ha）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
1,187	1,218	1,258	1,262 以上 変更なし	1,370 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標値の達成に向けて取組を進める。			

・基本目標4【環境リスクの管理】

指標：大気環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
86	86	86	86 以上 変更なし	86 以上 変更なし
見直しの考え方	目標設定時の基準値 86%を維持することを目標としており、直近3年間の実績を勘案した結果、目標値の再設定は行わないこととし、引き続き、計画策定時に設定した目標値の達成に向け取組を進める。			

指標：公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
74	75	81	88 以上 変更なし	89 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：騒音の環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
93	91	91	89 以上 変更なし	89 以上 変更なし
見直しの考え方	5年で市内測定点を一巡する測定計画における各年の測定結果を実績に使用しているため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：化管法 ¹ に基づく化学物質の環境への排出量（t）				
実績			目標値（見直し結果）	
H30(2018)年度	H31(2019)年度	R2(2020)年度	中間目標	最終目標
249	220	205	275 以下 242 以下	267 以下 234 以下
見直しの考え方	直近の実績にて、中間・最終目標を達成しているため、これまでの実績を踏まえ、目標値を再設定した。			

1 化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

指標：事業所などへの立入検査の実施回数（回）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
194	199	308	204 以上 229 以上	205 以上 230 以上
見直しの考え方	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等の改正により、立入検査を実施する契機が増えたことを踏まえ、目標値を再設定した。			

・基本目標 5 【環境に配慮したライフスタイルの促進】

指標：環境意識の醸成度（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
51.7	54.2	58.7	53.9 以上 59.7 以上	57.9 以上 63.7 以上
見直しの考え方	直近の実績にて、中間・最終目標を達成しているため、これまでの実績を踏まえ、目標値を再設定した。			

指標：環境学習講座の参加人数（人）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
413	1,333	2,844	4,070 以上 変更なし	4,300 以上 変更なし
見直しの考え方	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により適切な評価ができないことから、目標値の再設定は行わず、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進める。			

(3) 市民・事業者アンケート調査

本計画の策定に当たっては、本市における環境政策全般についての基本的な方向性、目標設定、施策立案に関する意見を調査・把握するため、計画策定検討段階の平成 30(2018)年において、市民や事業者に対してアンケート調査を実施しました。

令和 5(2023)年度の改定においても、本計画策定時からの環境に関する意識の変化や行動変容等の経年変化を捉えること等を目的とし、市民・事業者を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。なお、アンケート調査の詳細は、資料編に示します。

市民アンケート調査

市民を対象としたアンケート調査(以下「改定に係る市民アンケート調査」といいます。)の実施概要及び結果の概要は以下のとおりです。

調査の目的	市民の環境全般に関する関心度や普段の取組状況等を調査することを通じて、計画策定時の実施結果からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行う。
調査の対象	市民 5,000 名(無作為抽出)
調査の実施方法	郵送配布・オンライン回収 (希望者には、調査票を送付し郵送で回収)
調査期間	令和 5(2023)年 6 月 16 日～7 月 6 日(約 3 週間)
結果の概要	< 回答数 > 934 名(回収率: 約 19%) < 結果概要 > ・ここ数年で、環境意識は総じて高まっている。 ・環境意識高揚の契機として、『地球温暖化を肌で感じている』との回答の割合が高い。 ・「地球温暖化」や「ごみの問題」に対する関心度が高い。 ・「エコバッグを持参」「食品ロスを出さない」といった資源循環に関する市民の取組が進んでいる。 ・ここ数年で、環境教育への関心が高まっている。 ・ごみの発生抑制やリサイクルの推進に係る取組の市への期待が高い。

事業者アンケート調査

計画の改定の検討の中で令和5(2023)年に実施した事業者アンケート調査(以下「改定に係る事業者アンケート調査」といいます。)の実施概要及び結果の概要は以下のとおりです。

調査の目的	事業者の環境全般に関する関心度や普段の取組状況等を調査することを通じて、計画策定時の実施結果からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行う。
調査の対象	相模原の環境をよくする会 会員企業 95社
調査の実施方法	電子メール又は郵送配布・オンライン回収
調査期間	令和5(2023)年7月6日～7月26日(約3週間)
結果の概要	<回答数> 69社(回収率:約73%) <結果概要> ・ここ数年で、環境意識は総じて高まっている。 ・環境意識高揚の契機として、『社会的な要請の高まり』との回答の割合が高い。 ・「地球温暖化」や「ごみの問題」に対する関心度が高い。 ・「二酸化炭素排出量の削減」に取り組む事業所が増加している。 ・エコアクション21等の環境認証システムを取得する事業所が増加している。 ・地球温暖化の防止に係る取組の市への期待が高い。

(4) パブリックコメントの実施

改定に当たっては、多様な地域特性や考え方を計画に反映することが望ましいため、広く市民・事業者の意見を聞くためにパブリックコメントを実施しました。

実施状況

募集期間	令和5年12月15日(金)～令和6年1月22日(月)39日間
周知方法	資料配布場所、市ホームページにて周知
資料配布場所	ゼロカーボン推進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く。)各出張所・各公民館(星が丘・沢井公民館を除く。)各図書館、市立公文書館
募集方法	直接持参、郵送、FAX、電子メールにて意見募集

結果

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
全体に関すること					

第2章 相模原市の環境

1. 相模原市を取り巻く社会情勢

(1) 国（環境省）環境基本計画

平成 30(2018)年 4 月に策定された第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標(SDGs) の考え方も活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」などを実現することを目標としています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」が提唱されています。



図 2-1 地域循環共生圏の概念

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

我が国の環境政策においては、カーボンニュートラル（炭素中立）・サーキュラーエコノミー（循環経済）・ネイチャーポジティブ（自然再興）の同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しています。併せて、各地域がその特性を生かした強みを発揮しながら、地域同士が支え合う自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」をさらに発展させるとともに、全国規模に広げる必要があるとされています。

本計画との
関係

本計画における望ましい環境像は、地域循環共生圏の考え方を踏まえるとともに本市における土地利用の状況や資源分布の状況等に鑑みて設定しています。

(2) カーボンニュートラル（炭素中立）

平成 27（2015）年に採択されたパリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。

令和 3（2021）年 10 月よりイギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、全体決定である「グラスゴー気候合意」として、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定で定められた 1.5℃目標に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容などが盛り込まれるなど、更なる取組強化のステージへと移りました。

我が国では令和 2（2020）年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」、すなわち脱炭素社会を目指すことを宣言しました。また、令和 3（2021）年 4 月に開催された第 45 回地球温暖化対策推進本部においては、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

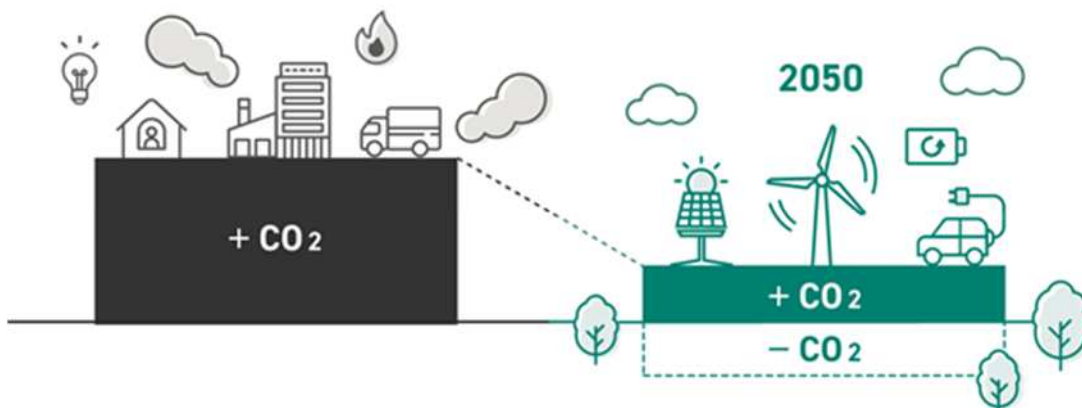


図 2-2 カーボンニュートラルの概念図

出典：脱炭素ポータル（環境省）

本計画との 関係	本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標設定年度や目標値を踏まえるとともに本市の温室効果ガス排出量の状況等に鑑みて設定しています。
-------------	--

(3) サーキュラーエコノミー（循環経済）

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体の在り方が強調される「サーキュラーエコノミー」への移行を目指すことが世界の潮流となっており、令和4（2022）年に開催されたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合でも、本分野は気候変動対策や生物多様性の保全と並んで、行動を強化すべき分野として位置付けられました。

国内では、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月閣議決定）」の第2回目の進捗点検結果を踏まえて作成された「循環経済工程表」が令和4（2022）年9月に公表されました。

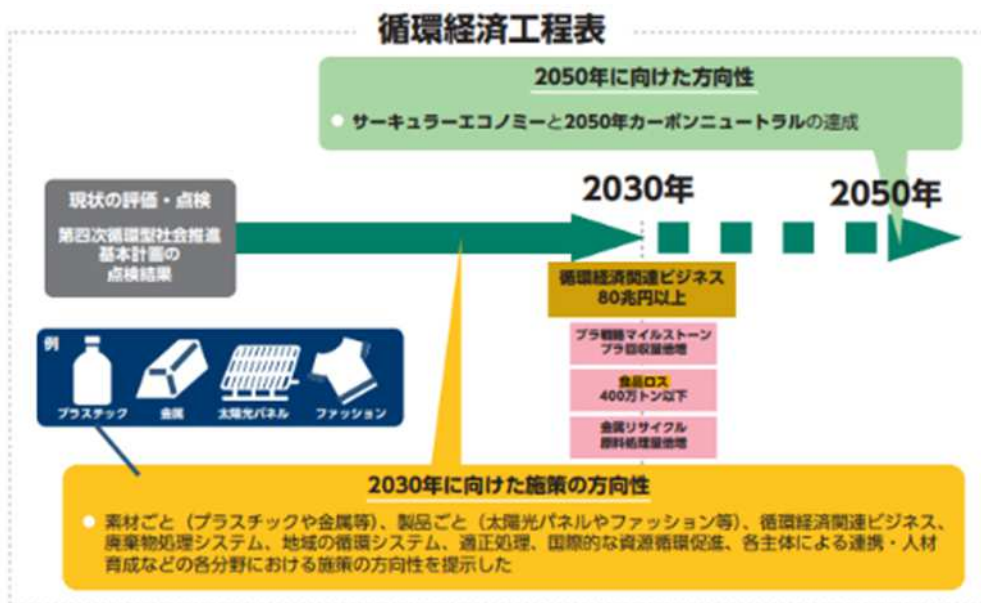


図 2-3 循環経済工程表の全体像

出典：令和5（2023）年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省, 2023）

プラスチック資源循環の促進については、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行されました。

食品ロスの削減については、令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき、令和2（2020）年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定され、消費者や地方公共団体等に求められる役割や行動等が示されました。

本計画との関係	本計画では、「基本目標2 資源循環の推進」にて、プラスチックや食品ロスを含むごみの排出量の低減に関する対策を立案しています。
---------	--

(4) ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の保全については、平成 22（2010）年度に「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、目指すべき 2050 年ビジョンとして「自然と共生する世界」が掲げられました。

令和 4（2022）年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2020 年までの世界目標である愛知目標の後継として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では愛知目標で掲げた 2050 年ビジョン「自然と共生する世界」が引き続き掲げられ、また、2030 年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられています。

国内では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和 5（2023）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。この戦略は、「2030 年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性損失と気候危機の 2 つの危機への統合的対応や、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復等を進めるものとなっています。

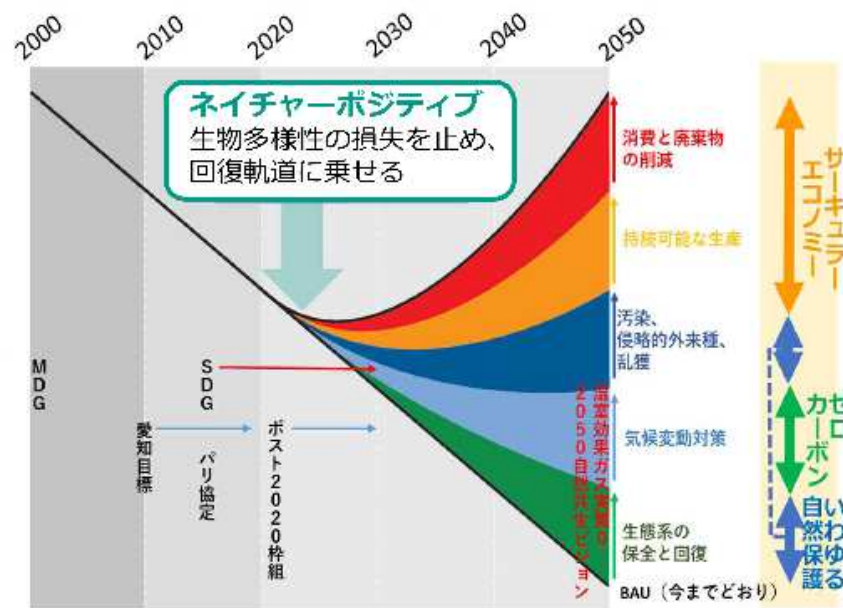


図 2-4 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第 5 版 (GB05) (2020)

<p>本計画との 関係</p>	<p>本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」にて、生物多様性の保全・活用に関する対策を立案しています。</p>
---------------------	--

(5) グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

国（国土交通省）の第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27（2015）年 8 月閣議決定）では、グリーンインフラを「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義しています。

また、国（国土交通省）の第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27（2015）年 9 月閣議決定） 森林・林業基本計画（平成 28（2016）年 5 月林野庁） 国土強靱化アクションプラン 2018（平成 30（2018）年 6 月国土強靱化推進本部）においてもグリーンインフラの取組の推進が示されています。このように、みどりが持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。

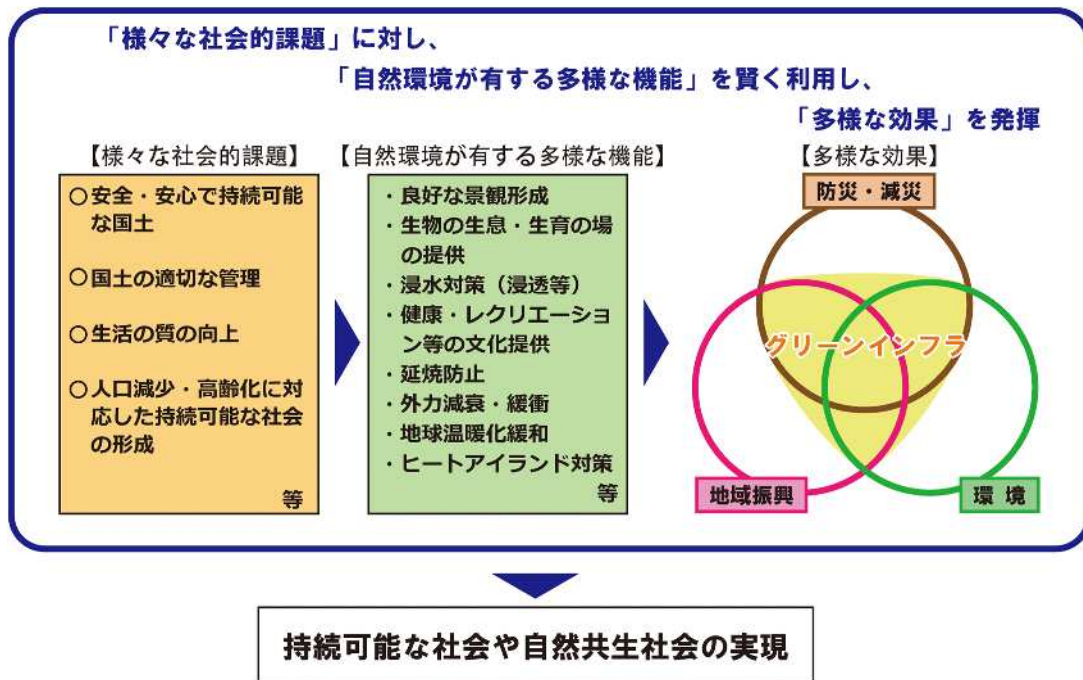


図 2-5 グリーンインフラの概念図

出典：グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～（国土交通省,2017）より作成

本計画との関係	本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」にて、グリーンインフラの考え方に寄与する対策を立案しています。
---------	---

(6) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



図 2-6 SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター ホームページ

<p>本計画との 関係</p>	<p>本計画では、5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性及びその貢献の内容を整理しています。</p>
---------------------	--

(7) 持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育である ESD は、環境、貧困、人権、平和、開発等に関連する課題について取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動とされています。ESD の実施には、特に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むことの2点の観点が重要視されています。そのため、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

ESD の目標

全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

図 2-7 ESD の目標

出典：文部科学省 ホームページ

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESD の促進に関する対策を立案しています。

(8) 環境と経済（ESG 投資（ESG：Environment Social Governance））

ESG 投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことを指します。

近年、環境保全と経済活動の両立が叫ばれていますが、事業者の環境保全等の活動を後押しする ESG 投資等の投資活動が欧米を中心に広く浸透してきています。

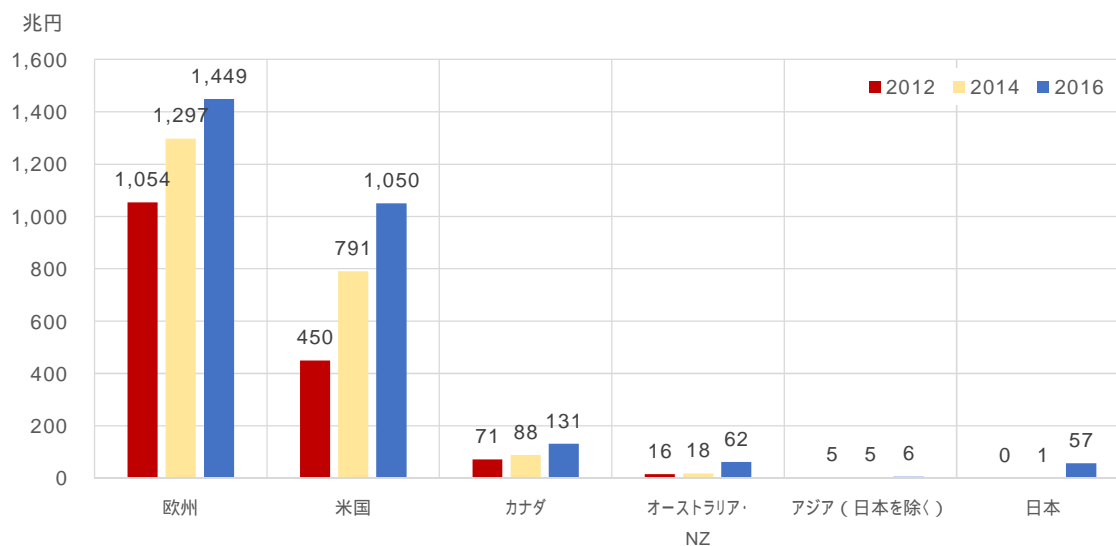


図 2-8 我が国の ESG を含むサステナブル（持続可能）な投資額残高の推移

出典：Global Sustainable Investment Review2016（Global Sustainable Investment ALLIANCE）、日本サステナブル投資白書 2017（NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム、2018）より作成

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESG を含む環境配慮行動の促進に関する対策を立案しています。

2. 相模原市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市の西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘及び陽原段丘）が形成されているほか、北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。

また、相模原台地の上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいますが、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

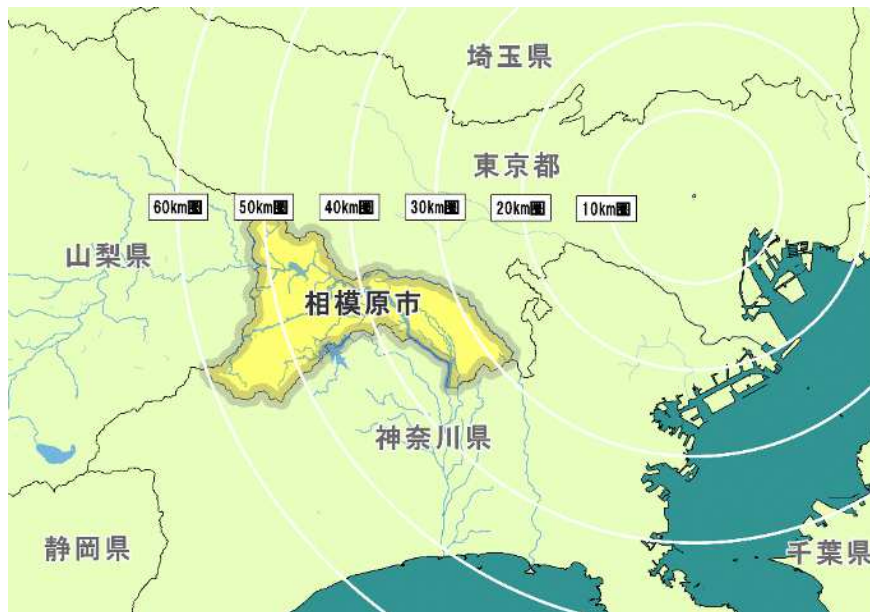


図 2-9 相模原市の位置図



図 2-10 区域図

出典：相模原市

(2) 沿革

昭和 29 (1954) 年 11 月 20 日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成 18 (2006) 年 3 月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年 3 月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ 2 番目の広さとなりました。また、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日には、戦後に誕生した市として初めて指定都市となりました。

(3) 面積

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日時点で 328.91km² となっています。その内訳は、宅地が 48.20km²、農地が 19.38km²、山林が 202.89km²、原野が 4.13km²、雑種地が 18.20km²、その他が 36.11km² となっています。

(4) 人口

令和 2 (2020) 年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は令和 2 (2020) 年の 725,493 人から増加し、令和 7 (2025) 年に 728,042 人でピークを迎え、その後は減少を続け令和 22 (2040) 年には 701,773 人、令和 52 (2070) 年には 568,161 人になると予測されています。

人口構成比については、0～14 歳は令和 2 (2020) 年の 11.4% から減少を続け、令和 52 (2070) 年に 9.3% に、15～64 歳は令和 2 (2020) 年の 62.5% から大幅に減少し、令和 52 (2070) 年には 50.4% になると予測されています。一方で、65 歳以上は令和 2 (2020) 年の 26.1% から大幅に増加し、令和 19 (2037) 年には 33.3% (市民の 3 人に 1 人が高齢者) 令和 52 (2070) 年には 40.2% になると予測されています。

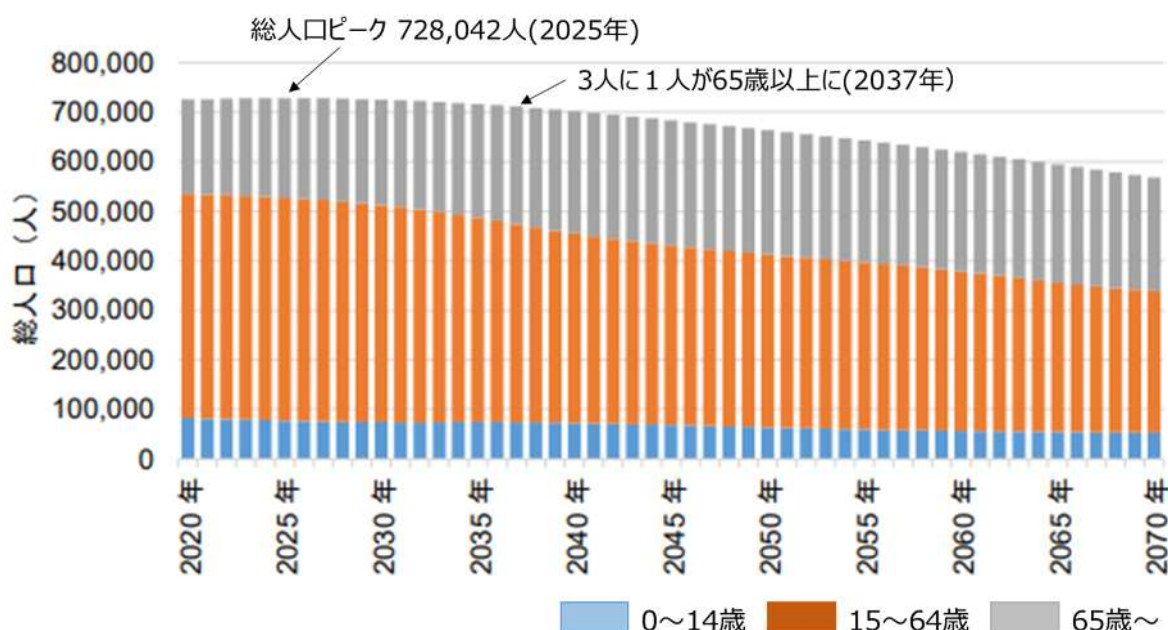


図 2-11 年齢区分別人口の推移 (2020 年 ~ 2070 年)

出典 : 「令和 2 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」に一部加筆

(5) 産業

事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けているものの、おおむね横ばいで推移しています。産業分類別の従業者数は第3次産業（サービス業）が約8割と、サービス業が従業者数の多くを占めていますが、卸売業・小売業（サービス業）の事業所数や従業者数は、減少傾向にあります。

第2次産業（工業）の事業所数や従業者数は平成2（1990）年をピークに減少傾向となっています。また、金額ベース（製造品出荷額等）では、近年おおむね横ばいで推移しています。

第3次産業（観光業）では、観光客数や観光客消費額が平成27（2015）年に急速に増加した後、多少減少したものの、宿泊客数や宿泊費はおおむね横ばいで推移しています。

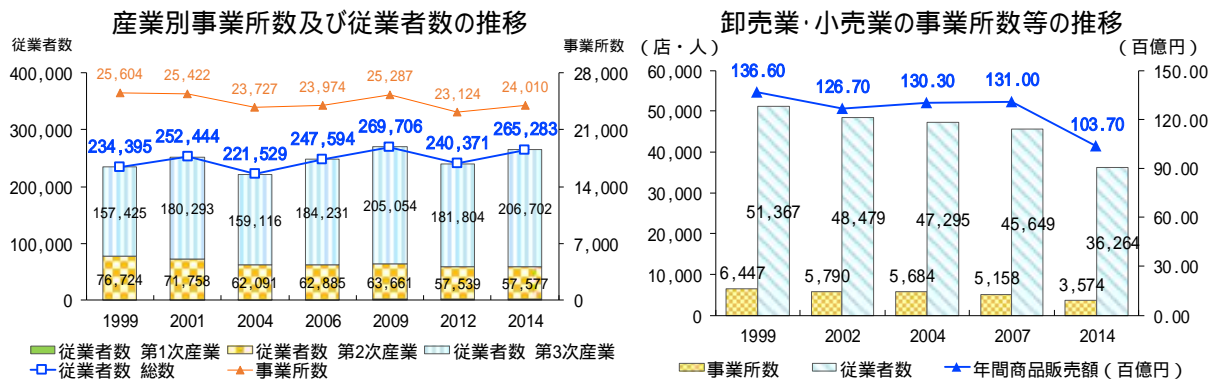


図 2-12 従業者数及び事業所数等の推移

出典：「産業別事業所数及び従業者数の推移」は事業所・企業統計調査及び経済センサス、「卸売業・小売業の事業所数等の推移」は商業統計調査

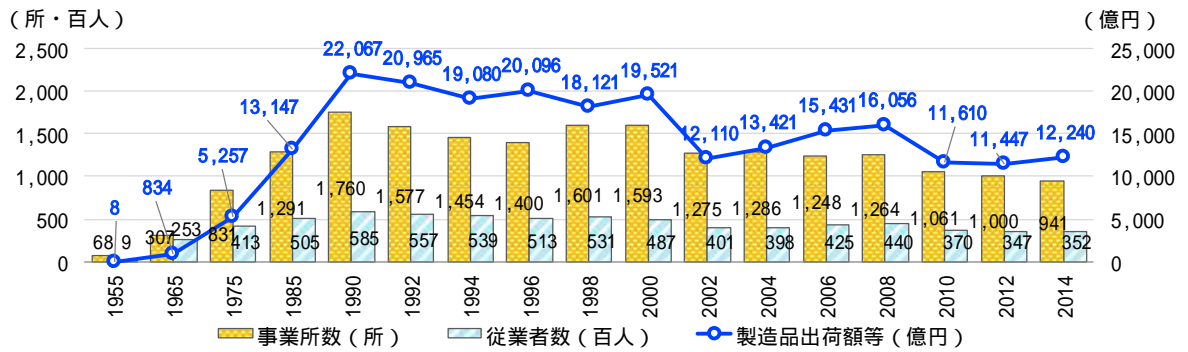


図 2-13 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：工業統計調査



図 2-14 観光客数と観光客消費額の推移

出典：神奈川県入込観光客調査

(6) 土地利用

市域全体の約7割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市の西部（相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲）が占めています。都市的土地利用は市域全体の約3割で、特に相模原都市計画区域において都市的土地利用が進んでおり、住宅用地の占める割合が高くなっています。

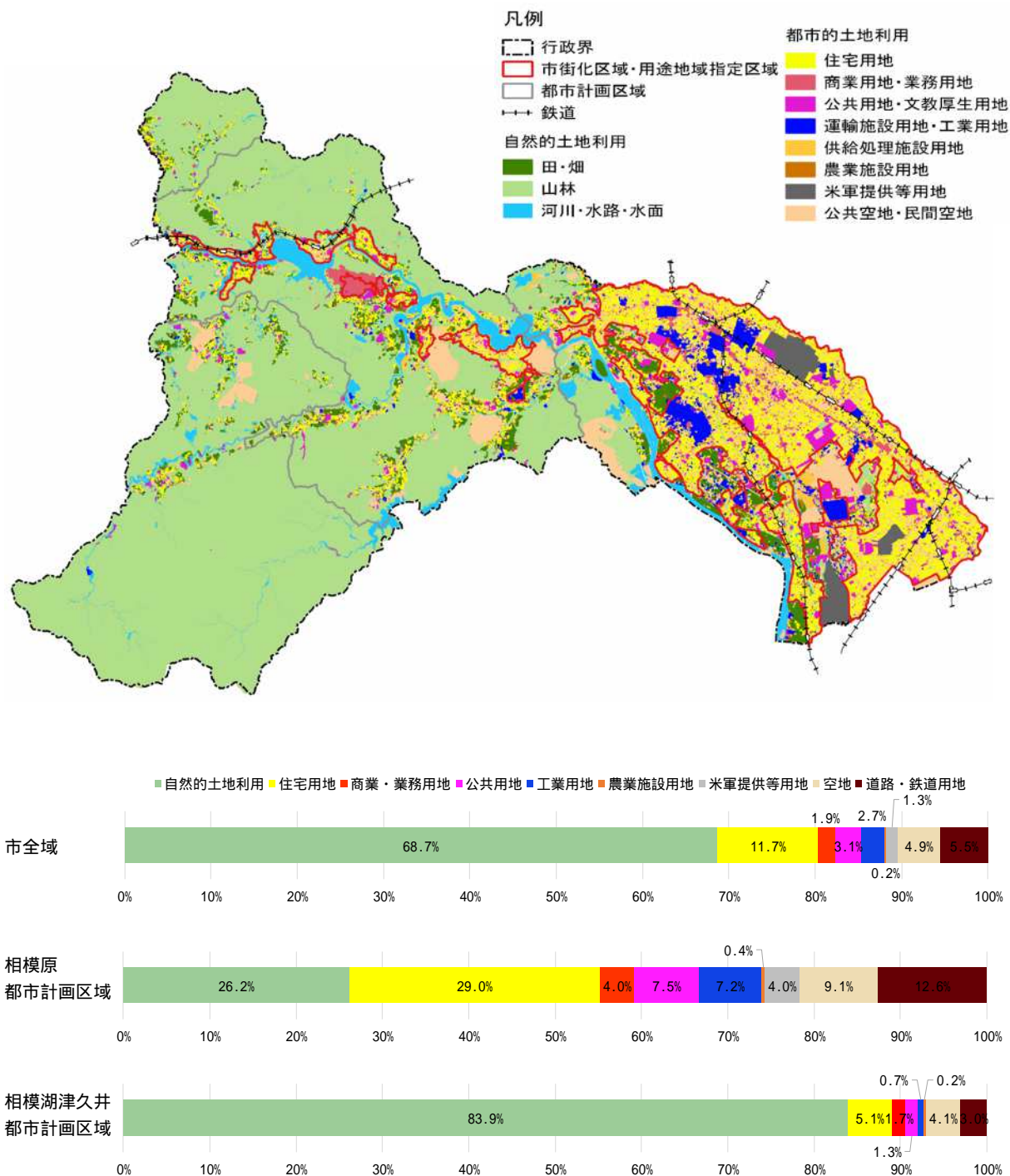


図 2-15 土地利用状況

出典：平成 27（2015）年都市計画基礎調査（相模原市,2015）より作成（相模総合補給廠一部返還等を反映）

[近年の主要な土地利用の変化]

リニア中央新幹線の開業

東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）は、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）に基づき、平成 26（2014）年 10 月に国土交通大臣からリニア中央新幹線の工事実施計画の認可を受けました。リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）が「橋本駅付近」に設置される予定です。リニア中央新幹線の開業（品川・名古屋間）に向けて、橋本駅周辺地域では三大都市圏と結ばれる首都圏南西部の交流ゲートとして、更なる都市機能の集積や駅周辺の交通環境の改善・強化が期待されています。



リニア中央新幹線

相模総合補給廠の一部返還

相模原駅北側に広がる相模総合補給廠は、戦前、旧日本陸軍相模陸軍造兵廠として使用されていた施設で、昭和 24（1949）年に米軍に接收された後は、在日米陸軍の主要な補給基地として、約 214 ヘクタールもの広大な土地が市民利用できないまま経過してきましたが、平成 20（2008）年 6 月の日米合同委員会において約 17 ヘクタールの一部返還が合意されたほか、平成 24（2012）年 6 月に後背地の約 35 ヘクタールも米軍との共同使用が合意されています。



相模総合補給廠

平成 26（2014）年 9 月には、日米合同委員会において一部返還が合意されていた約 17 ヘクタールが返還されました。今後、当該地区における新市街地の形成は相模原駅周辺地区全体の起爆剤としての役割が期待されており、多様な交流を生み出すとともに、脱炭素に係る先進的な技術を柔軟に取り入れるなど、環境に配慮したまちづくりが求められています。

(7) 市街地整備等

戦前の「軍都計画」に基づく相模原都市建設区画整理事業によって道路などの整備が行われており、その後の市街地における都市化の基盤となっています。高度経済成長期において、大幅な人口増加に伴う急速な都市化により、市街地が拡大し、その後、道路や下水道等の都市基盤の整備を計画的に進めてきました。住み良い環境を維持し、向上させるための地区の特性に応じた地区計画や建築協定が定められ、良好な住宅地が形成されています。

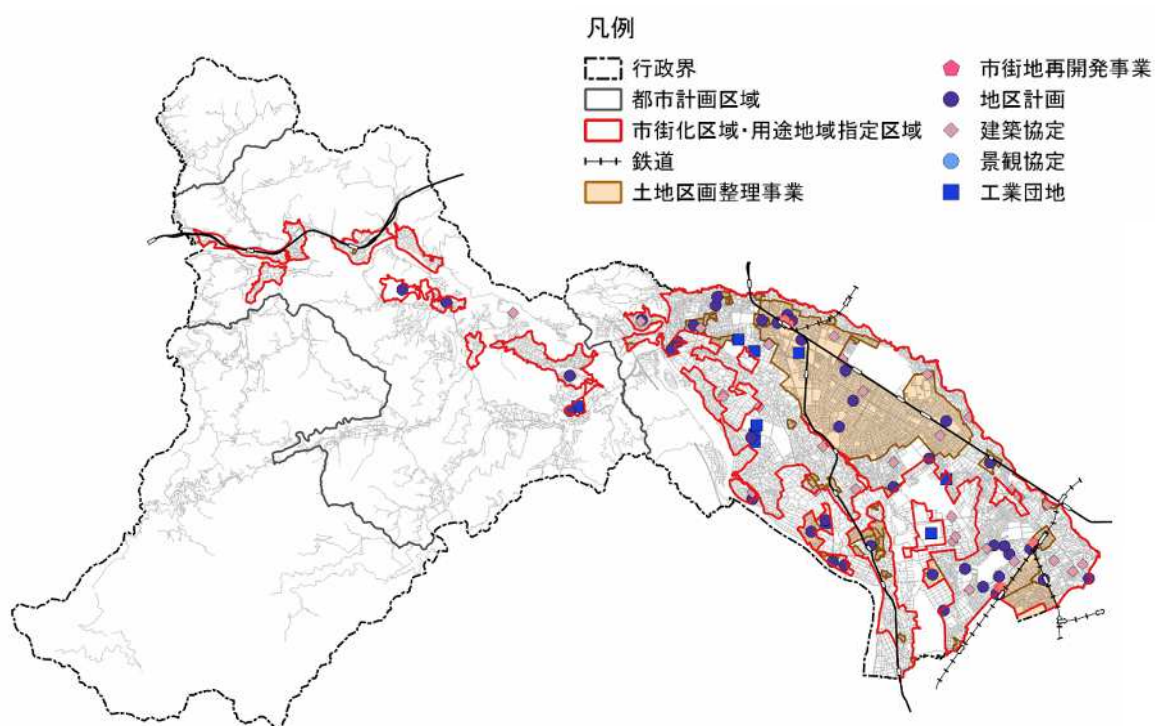


図 2-16 区画整理事業、地区計画などの状況

出典：相模原市都市計画課資料（相模原市,2019）

3. 相模原市の現状と課題

生物多様性に富んだ丹沢山系の広大な森林、神奈川県の水源地であるダム湖を抱えた津久井地域から、市街化が進んだ相模原地域まで、その環境特性は地域によって大きく異なります。環境課題を解決するためには、このような地域の特性や課題を踏まえた施策の立案が重要です。

自然的特性・社会的特性を踏まえ、本計画では、土地利用が進み経済・社会の中心地となっている「都市部」と水源地、良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する「中山間地域」の2地域に区分し、それぞれの現状と課題及び重点化するべき主な施策と取組例を整理しました。

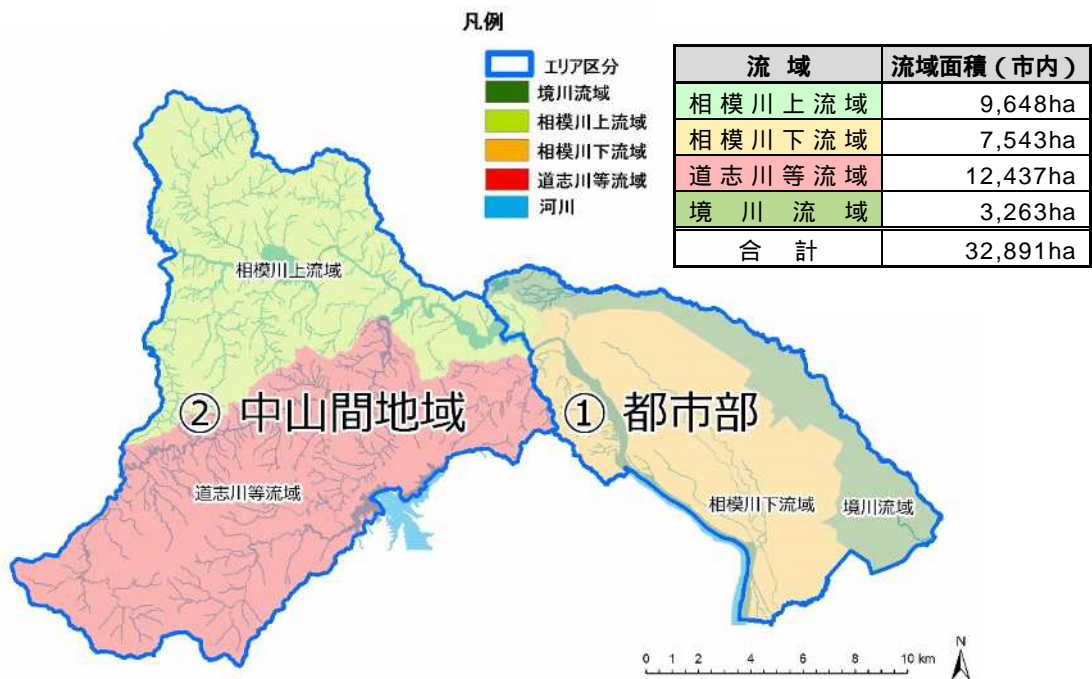


図 2-17 地域区分

表 2-1 流域別の河川の特徴

流域	流域別の河川の特徴
相模川上流域	相模川本流の上流部に位置し、相模湖（相模ダム）、津久井湖（城山ダム）といった総貯水量 6 千万 m^3 を超える 2 つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は 1/100 ~ 1/200 と急な区間です。
相模川下流域	相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれるなど、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は 1/200 ~ 1/500 程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイなどが生息しています。
道志川等流域	相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。
境川流域	本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

(1) 都市部

① 現状と課題

都市部は、橋本駅や相模原駅、相模大野駅周辺を中心に都市化が進み、多様な都市機能を有する地域として発展を続けています。当該地区は、大野台・大沼地区や道保川、八瀬川の流域にまとまった平地林が残されており、都市生態系の貴重な拠点となっていますが、都市化に伴う緑地の消失や分断化、防災機能の低下などの課題が見られます。また、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置や相模総合補給廠の一部返還等、社会動向の変化への対応も重要です。そのほか、当該地区では、ごみの問題など生活環境への影響や都市化の進展によるヒートアイランド現象が見られるとともに、近年は、集中豪雨の増加による浸水被害など気候変動の影響の顕在化が懸念されています。

地域の主な課題

- ・都市化に伴う緑地の消失及び分断化
 - ・都市型農地の減少
 - ・広域交流拠点の形成に伴う環境負荷の低減の必要性
 - ・大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境の悪化
 - ・アライグマ、オオキンケイギク等の特定外来種の分布拡大
 - ・レクリエーションや憩いの場、人と自然とのふれあいの場の充足が必要
 - ・平地林等におけるごみの散乱や不法投棄
 - ・ヒートアイランド現象の顕在化
 - ・都市化や事業所の集積に伴うエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の増加、ごみの増加
 - ・集中豪雨の増加による浸水被害など気候変動の影響の顕在化
- など

② 施策の方向性

都市部では、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置といった社会動向の変化やそれに伴う開発需要の増加が予想されます。開発と環境の保全を両立するため、温室効果ガス排出量の削減やごみの削減、ヒートアイランド現象を緩和するための施策に加え、都市部の水辺やみどりの拠点を保全するための施策（緑地の保全等）の重点化が必要であり、また、これらは多様な主体との連携が必要となります。都市部は、域外との交流口という役割もあり、訪問者に対して、豊かな自然環境を有すること、自然とのふれあいの場・機会が充実していること等を理解してもらうための施策（環境教育や情報発信）も重要となります。

重点化するべき主な施策と取組例

【地球温暖化対策】 再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギー活動の促進 気候変動適応策の推進	自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用の促進 省エネルギー設備・機器の導入促進 浸水（内水）・洪水に関する対策
【資源循環の推進】 ごみの更なる削減	生ごみ・食品ロスの削減、ごみの資源化の拡大
【水とみどり・生物多様性の保全・活用】 みどりの保全と活用 水辺環境の充実	身近なみどりの保全や利活用の推進 水辺環境の保全・再生
【環境リスクの管理】 環境リスクの管理による生活環境の保全	合流式公共下水道の分流式への改善
【環境に配慮したライフスタイルの促進】 環境を守る担い手の育成 複雑・多様化する環境問題への体制整備	市民・事業者・行政の多主体連携による分野横断型の取組の推進 情報発信基地としての環境情報センターの機能強化

(2) 中山間地域

① 現状と課題

中山間地域は、南西に丹沢の山々が連なりブナの原生林なども広がる希少な生態系を有しており、自然環境保全地域特別地区等に指定されています。また、県民の水がめである相模湖、津久井湖などの水源地としての水源かん養機能、生物の生息・生育環境や貴重な生態系、優れた景観を有した里地里山を多く抱えるなど、豊かな自然環境が広がっています。また、自然とのふれあい、人々の健康づくりやレクリエーションの場として親しまれています。こうした自然環境が残る中山間地域ですが、近年では、森林の荒廃や鳥獣被害、ダム湖の水質悪化などの環境問題をはじめ、住民の高齢化や人口減少などの課題に直面しています。また、令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風は、記録的な大雨をもたらし、中山間地域を中心に甚大な被害が発生しました。自然災害の増加など気候変動の影響は、今後、さらに拡大が予測されるため、その対策が求められています。

地域の主な課題

- ・人口減少及び少子高齢化の進行
 - ・集中豪雨の増加による自然災害の増加など気候変動の影響の顕在化
 - ・人工林の管理不足による荒廃、生物多様性への負の影響、水源かん養機能の低下
 - ・里地里山などの手入れ不足による生物多様性への負の影響
 - ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物の増加による農作物被害や生活被害
 - ・ダム集水区域における油、ごみや生活排水の流出
 - ・相模湖、津久井湖の富栄養化
 - ・リニア中央新幹線の建設工事に伴う開発などに対する環境配慮
- など

② 施策の方向性

中山間地域では、多様な生態系を育み、水源かん養機能等みどりを持つ多面的な機能の持続性を高めるため、森林、里地里山、水辺環境等の自然環境の保全・再生を図るとともに、自然災害の増加など気候変動の影響の回避・軽減やニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等といった野生動物による鳥獣被害対策を重点化することが重要です。また、相模湖及び津久井湖の富栄養化への対策として、高度処理型浄化槽の設置を推進していきます。そのほか、豊かな自然環境を生かした、人と自然のふれあいを促進するための施策や森林資源等の利活用の促進などの施策を進めることにより、都市部の住民との連携促進が図れ、持続可能な循環共生型の社会の実現に貢献します。

重点化するべき主な施策と取組例

【地球温暖化対策】 再生可能エネルギーの導入促進 気候変動適応策の推進	自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用の促進 土砂災害に関する対策、自然生態系に関する対策
【資源循環の推進】 ごみの適正な処理	不法投棄防止対策の推進
【水とみどり・生物多様性の保全・活用】 生物多様性の保全・活用 みどりの保全と活用 水辺環境の充実	野生生物の保護と適切な管理 森林の保全や利活用の推進、里地里山の保全の推進 水源かん養機能の維持増進
【環境リスクの管理】 環境リスクの管理による生活環境の保全	高度処理型浄化槽の設置の推進
【環境に配慮したライフスタイルの促進】 環境を守る担い手の育成 まちづくりにおける環境配慮の促進	体験型の環境教育等の推進 再生可能エネルギー整備の導入に係る環境保全策の検討

1. 望ましい環境像

人と自然が共生するまち

～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

望ましい環境像は、相模原市総合計画の基本目標の一つである「人と自然が共生するまち」とし、副題を「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」とします。

この望ましい環境像は、本計画の根拠条例である環境基本条例の第3条に示された基本理念の実現化を目指すものです。

また、一方で、平成30(2018)年度に策定された国(環境省)の第五次環境基本計画では、6つの「重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)」が設定され、その展開に当たってはパートナーシップ(あらゆる関係者との連携)を重視しており、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すこととされています。この考えは、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の地域特性に合致したものであり、本計画でもこの「地域循環共生圏」を踏まえることが必要です。

こうした環境基本条例で定める基本理念や国(環境省)の第五次環境基本計画に加え、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までを計画期間とする相模原市総合計画で掲げている環境分野の目指すまちの姿、本市の有している多様な環境特性を踏まえ、本計画におけるおおむね20年後の中・長期的目標として上記のとおり「望ましい環境像」を設定しました。

環境的側面、経済的側面及び社会的側面が複雑に関わっている現代において、持続可能な社会の実現を目指すためには、社会経済システムのあらゆる局面に環境配慮が織り込まれるとともに、環境・経済・社会の全てが健全で持続的である必要があります。

本計画で目指すべき望ましい環境像とは、あらゆる主体の連携と協働により、物質的な面だけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、健やかで快適な暮らし、歴史と文化、相互に支え合うコミュニティなどを将来世代にわたって約束する社会です。

そのためには、脱炭素社会の実現、循環型社会の構築、清浄な大気や上質な水資源の確保、豊かな森林と清らかな水の流れ、多様な生物の生息・生育環境の保全、良好な都市環境の形成、そして有害物質などによる健康へのリスクの低減された安全な生活環境の維持等、あるべき姿を確かなものとして実現していくよう、連携と協働を大きな柱の一つに据え、多様な環境問題に積極的に取り組みます。

地域循環共生都市さがみはら

中山間地域で生産される農林産物などの資源は、都市部の市民に自然の恵み等によって自らも支えられているという「気付き」を与え、自然保護活動への参加など中山間地域を支える具体的な環境行動を促すことにもつながります。

一方、都市部において中山間地域の資源を購入・消費することにより、同地域の農林業が活性化するなど人やお金が都市部から循環されます。

このように中山間地域と都市部の地域特性を生かして、人と自然が共生する都市が地域循環共生都市さがみはらです。



図 3-1 地域循環共生都市さがみはらのイメージ



津久井湖周辺



橋本駅周辺

2. 基本目標

基本目標は、地域の特徴（都市部から中山間地域までの多様な環境）と環境、経済及び社会の3側面を踏まえ、各地域が自立・分散したコミュニティを形成しつつ、相互補完して支え合う社会の実現を目指し、5つの基本目標を設定しました。5つの基本目標は、環境分野別に「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「環境リスクの管理」を設定するとともに、それらの基本目標を実現するための総合的・横断的な目標として、各分野に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを目的とした「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

なお、基本目標のうち、「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策である「環境を守る担い手の育成」、「複雑・多様化する環境問題への体制整備」は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画として位置付けます。

望ましい環境像

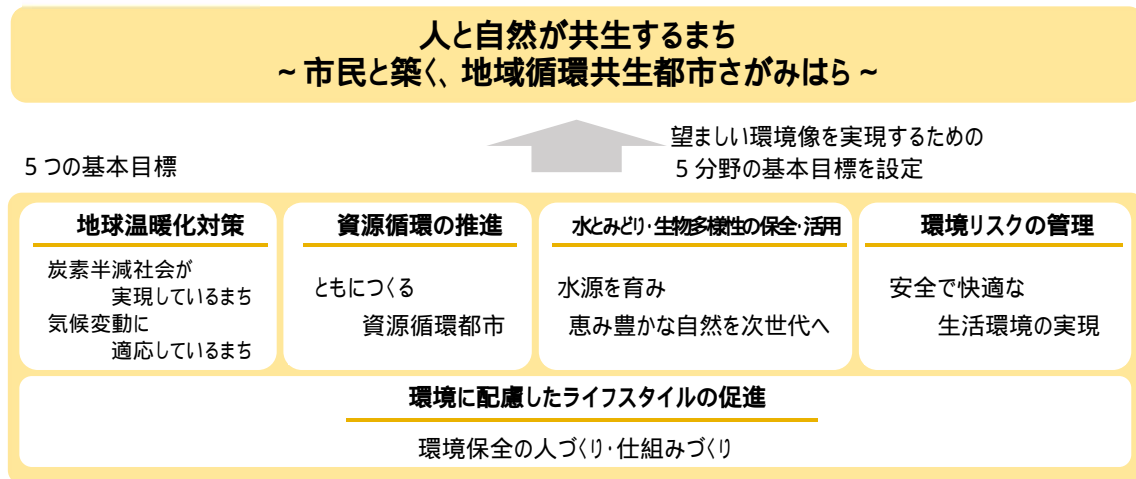


図 3-2 望ましい環境像と基本目標

表 3-1 基本目標と 20 年後の姿

基本目標	20 年後の姿
地球温暖化対策 炭素半減社会が実現しているまち 気候変動に適応しているまち	エネルギーの利用やライフスタイルが見直され、エネルギーの消費を抑えた豊かで快適な生活を送ることのできる脱炭素な社会が実現しています。
資源循環の推進 ともに作る資源循環都市	ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を推進することで、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用される資源循環都市が形成されています。
水とみどり・生物多様性の保全・活用 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ	都市部にはみどりがあふれ、中山間地域ではいきいきとした風景が復活し、また、それらが水とみどりの有機的なネットワークでつながる、人と多様な生き物が暮らす豊かなまちが形成されています。
環境リスクの管理 安全で快適な 生活環境の実現	大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生き物に優しい健康で安全な暮らしが実現しています。
環境に配慮したライフスタイルの促進 環境保全の人づくり・仕組みづくり	ライフスタイルや事業活動における環境配慮の意識が醸成され、多様な主体によって地域や場面にかかわらず積極的な取組が行われている社会が実現しています。

3. 持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）と施策との関連性

SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。

本計画においては、12 のゴール（No. 2、No. 3、No. 4、No. 6、No. 7、No. 9、No. 11、No. 12、No. 13、No. 14、No. 15、No. 17）について、5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性を整理しました。

本計画では、12 のゴールについて記載をしていますが、環境保全の取組は、1 つの取組が地球温暖化対策や資源循環の推進、自然環境の保全など様々な影響を及ぼし、多くの波及効果をもたらすため、間接的にはそのほかのゴールについても貢献が期待されます。

SDGs で示すゴールやターゲットを見据えて、本計画の施策を推進することで、環境・経済・社会の諸課題の同時解決が期待され、SDGs を通じた地域・グローバルの双方において持続可能なまちづくりに貢献していきます。



図 3-3 SDGs の 17 のゴール（再掲）

出典：国際連合広報センター ホームページ

表 3-2 SDGs のゴールと環境基本計画の施策との関連性

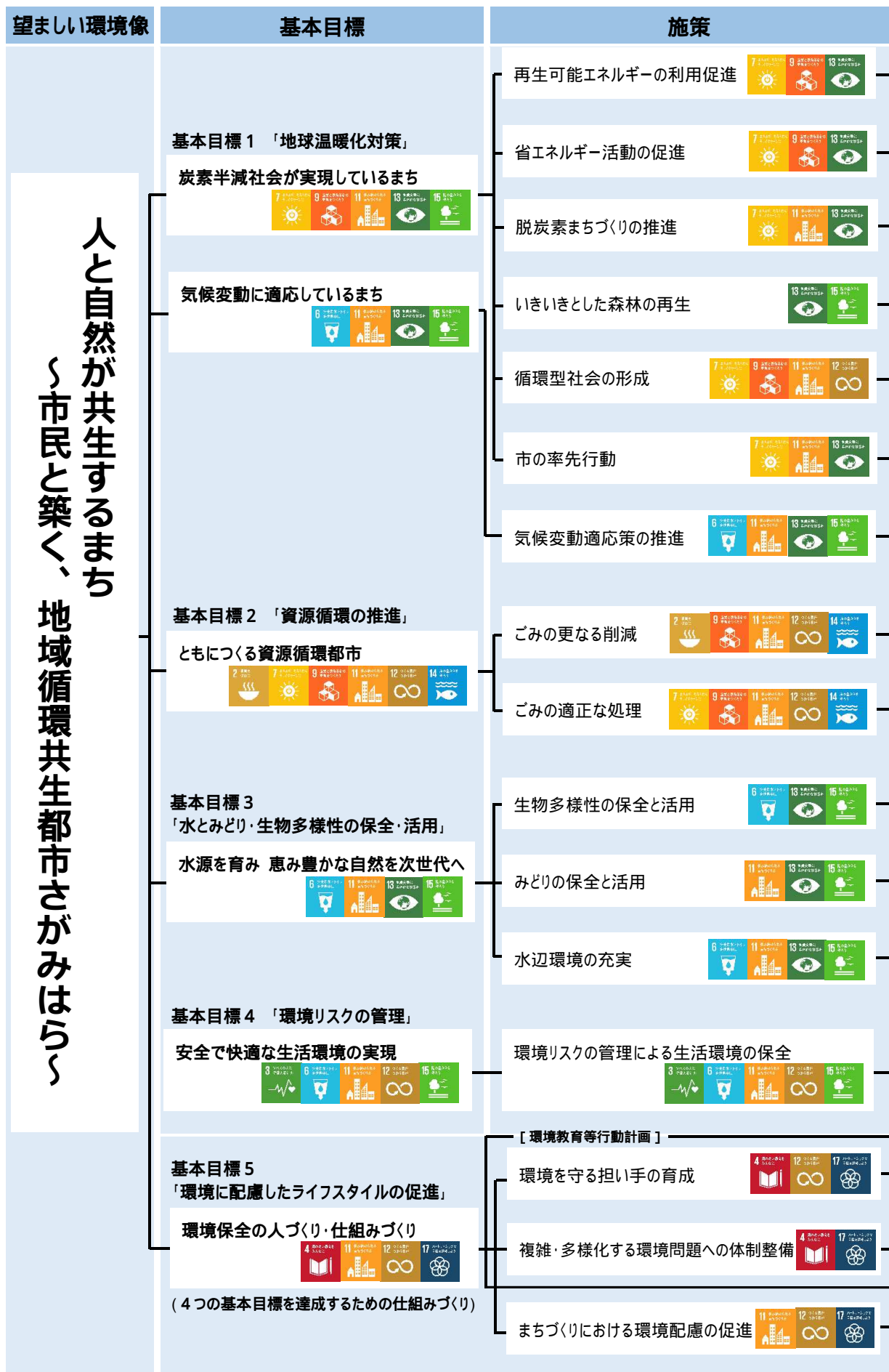
関連する SDGs のゴール	施策推進による貢献の内容
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化等による食品ロスの減少⁰²
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施⁰⁴
 <p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進⁰⁵
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化⁰¹ ・自然生態系の保護・回復⁰³ ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全⁰⁴
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化⁰¹ ・清掃工場における発電や資源の有効活用⁰²
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成⁰¹ ・ごみ資源の利用効率の向上⁰²
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進⁰¹ ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進⁰² ・公園整備や水辺環境等の保全⁰³ ・大気環境や水環境等の生活環境の保全⁰⁴ ・まちづくりにおける環境配慮の推進⁰⁵
 <p>12 つくる責任 使う責任 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進⁰² ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進⁰⁴ ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進⁰⁵
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策の推進による気候変動の軽減⁰¹ ・気候変動適応策の推進⁰¹ ・緑地の保水機能の維持による集中豪雨等の気候変動影響への適応⁰³
 <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ(プラスチックごみ等)の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止⁰²
 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成⁰¹ ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全⁰³ ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全⁰⁴
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進⁰⁵

) 直接的な貢献が期待される基本目標

01: 地球温暖化対策、02: 資源循環の推進、03: 水とみどり・生物多様性の保全・活用、04: 環境リスクの管理、

05: 環境に配慮したライフスタイルの促進

4. 環境基本計画の施策体系



取組方針	関連する環境分野の個別計画	
<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり 	<p>第2次相模原市地球温暖化対策計画</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素ライフスタイルの推進、建築物や設備・機器の省エネルギー化の促進 		
<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型の都市の形成、自動車交通の脱炭素化の促進、将来を見据えたまちづくり、水素エネルギーの利用促進 		
<ul style="list-style-type: none"> 健全な森林の保全と育成 		
<p>— 当該施策は、基本目標2「資源循環の推進」に包含しています。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の対策 等 		
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に強いまちづくり 	<p>第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量化・資源化、事業系ごみの減量化・資源化 生ごみ・食品ロスの削減と資源化 		
<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理体制の整備、不適正処理防止対策 		
<ul style="list-style-type: none"> 生物の保護と適正管理 	<p>第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全、緑化の推進、里地里山の保全と活用、持続的な農林業の振興、公園の整備と適正管理、親緑空間の充実 		
<ul style="list-style-type: none"> 水循環機能の向上、水辺環境の保全と再生、親水空間の充実 		
<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地下水汚染の防止、騒音・振動・悪臭対策等の推進、化学物質対策の推進 	<p>第2次相模原市地球温暖化対策計画</p> <p>第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画</p> <p>第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進、人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供、体験の機会場の認定・提供、各主体間の共同取組の在り方の検討 		
<ul style="list-style-type: none"> 拠点機能整備及び情報の積極的公表 		
<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価制度の充実 		
<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価制度の充実 		

基本目標 1

地球温暖化対策

～炭素半減社会が実現しているまち～

～気候変動に適応しているまち～

[関連する環境分野の個別計画：第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入に向けた各種支援や省エネルギー活動の促進など二酸化炭素排出量を削減するための「緩和策」の取組を進めるとともに、地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくりや熱中症対策等により、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減を図る「適応策」を進めています。

世界各地で豪雨や猛暑などの自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化する中、相模原市は、令和2(2020)年に「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明しました。良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、令和12(2030)年度の炭素半減社会、そして、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指していきます。

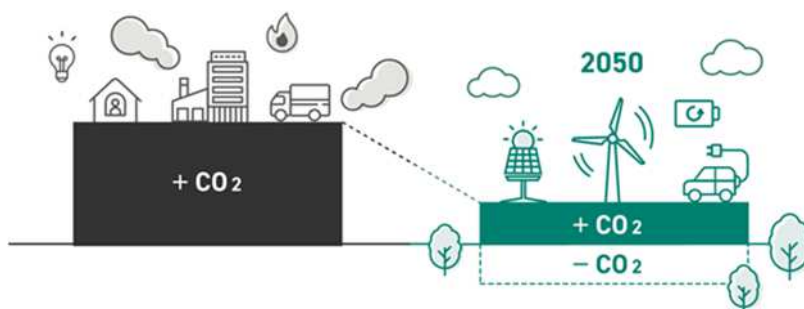


図 4-1 脱炭素社会実現（温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡）のイメージ

出典）脱炭素ポータル（環境省）

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値	中間目標 (令和5(2023)年度)	最終目標 (令和9(2027)年度)
市域の二酸化炭素排出量 ¹ (万t-CO ₂)	産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門等における二酸化炭素の排出量の合計	421.9万t-CO ₂ ² (平成25(2013)年度)	297.8万t-CO ₂	248.2万t-CO ₂
	国の温室効果ガス削減目標をもとに、本市におけるこれまでの削減実績(緩和策)や将来推計結果などを踏まえ、目標を設定しました。 * 社会情勢の変化を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標: 357.4万t-CO ₂ 、最終目標: 331.6万t-CO ₂)			
気候変動に伴う影響に備えている市民の割合(%)	市民アンケート ³	83.1% (令和元(2019)年度)	89.1%	95.1%
	気候変動やその影響について理解し、市民の具体的な行動につながっていることを見る指標として、目標を設定しました。			

1) 数値目標は、個別計画「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)」で定めた目標値(2030年度)を基準に本計画の目標値として定める。

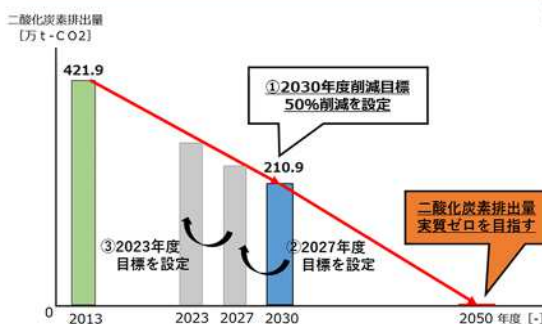
2) 平成25(2013)年度の二酸化炭素排出量について、推計方法を見直したため、これまでの公表値とは異なる。

3) 市民アンケート調査(毎年実施)における以下の設問において、7項目のうち1項目以上行っている人の割合
 問: あなたは、平均気温の上昇や集中豪雨の発生など、気候変動が与える身の回りへの影響に備えるため、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

- (1) 暑さや大雨に関する情報を積極的に収集する
- (2) 熱中症や蚊媒体感染症(デング熱等)の対策を知り、予防する
- (3) ハザードマップなどで危険箇所や避難場所、避難経路を確認する
- (4) 地域の防災訓練に参加する
- (5) 市街地における暑さを和らげるため、身の回りの緑化を推進する
- (6) 湯水に備えて、普段から節水を心がける
- (7) その他

「市域の二酸化炭素排出量」に係る目標設定の考え方

「相模原市地球温暖化対策計画」では、国の動向や「さがみはら気候非常事態宣言(R2.9)」などの本市の状況を踏まえ、**2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「令和12(2030)年度目標: 50%削減」**の目標を設定



【環境基本計画における目標再設定の考え方】

○2030年度に2013年度比で**50%削減** (①)
 → 421.9(万t-CO₂)×(1-0.5) = **210.9(万t-CO₂)**
 ※2030年度に210.9(万t-CO₂)まで削減することが、「第2次相模原市地球温暖化対策計画」の目標値となる。

⇒この場合、単純計算で
年平均で12.41(万t-CO₂)削減することが必要。

☆環境基本計画では、2030年度を達成年度として設定した目標値からバックキャストで(逆算的に)R5(2023)年度及びR9(2027)年度の目標値を設定。

(2) これまでの取組と課題

これまで本計画とともに、個別計画として「相模原市地球温暖化対策計画」を策定し、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動の促進等を図るほか、気候変動適応策を推進するなど、地球温暖化対策に係る様々な施策を推進してきました。

こうした中、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がり、我が国においても、令和 2（2020）年 10 月に脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、世界各地で豪雨や猛暑といった自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化する中、令和元（2019）年 10 月に発生した令和元年東日本台風は、記録的な大雨をもたらし、中山間地域を中心に本市に甚大な被害を及ぼしました。

こうした状況を踏まえ、本市においても、令和 2（2020）年 9 月に「さがみはら気候非常事態宣言」により 2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明し、その目標の達成に向け、令和 3（2021）年 8 月に「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、令和 5（2023）年 4 月には、相模原市地球温暖化対策推進条例（平成 24 年相模原市条例第 88 号）を改正し、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」として、改めて脱炭素社会の実現を目指すこと、緩和策に加え気候変動適応策を推進することを明示しました。



図 4-2 地球温暖化対策における「緩和策」と「適応策」

出典：緩和策と適応策,2021,10（気候変動適応情報プラットフォーム）

本市の二酸化炭素排出量の状況に目を向けると、直近の令和2（2020）年度における地域の二酸化炭素排出量は、平成25（2013）年度比で12%減少しているものの、脱炭素社会の実現に向けては、各種取組の加速化が必要不可欠です。

こうしたことから、住宅、事業所などへの太陽光発電設備の導入などによるエネルギーの地産地消や、ZEH、ZEBなどの促進による徹底した省エネルギー化、橋本駅南口地区（リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）周辺）や相模原駅北口地区（相模総合補給廠一部返還地）など将来を見据えた大規模な開発の検討に併せた脱炭素型のまちづくりの推進、本市の約6割を占める森林整備の促進など、都市部と中山間地域を併せ持つ本市の特性を生かしたより一層の取組強化が必要です。そして、これらの取組を強く推し進めるためには、市民・事業者・市等の地域の主体が相互に連携・協力し、全市一丸となって取り組む必要があります。

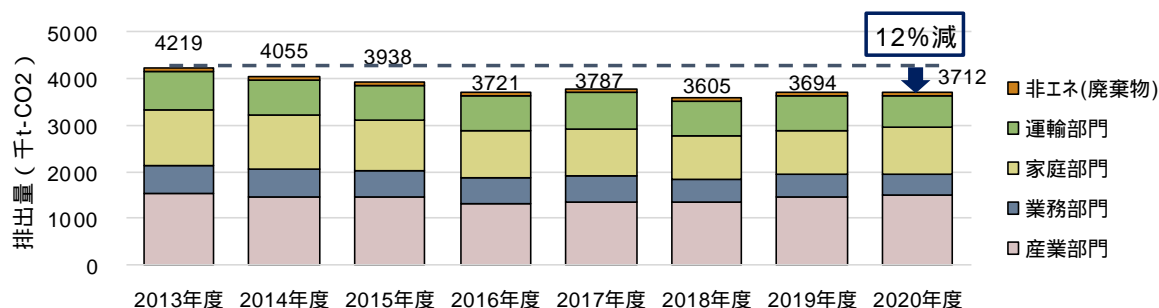


図 4-3 相模原市の二酸化炭素排出量の推移

出典：第2次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）（相模原市、2023）

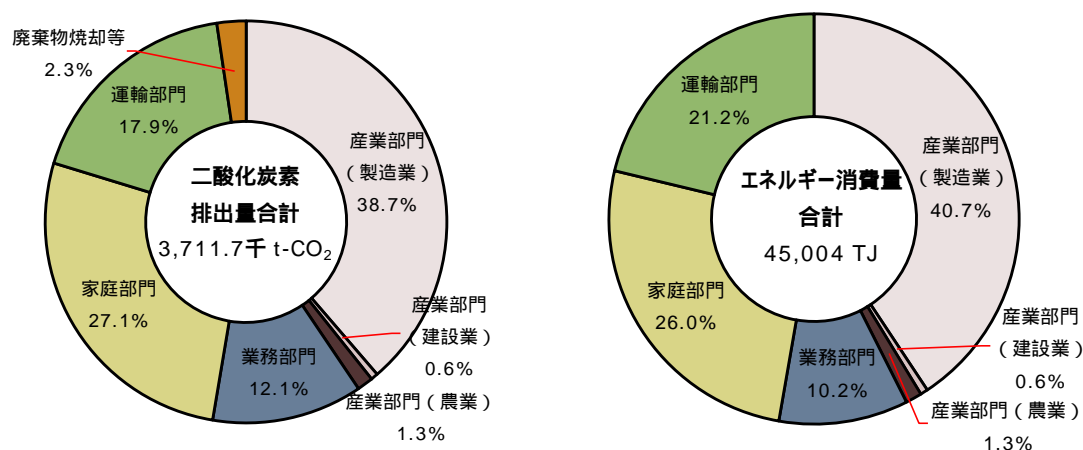
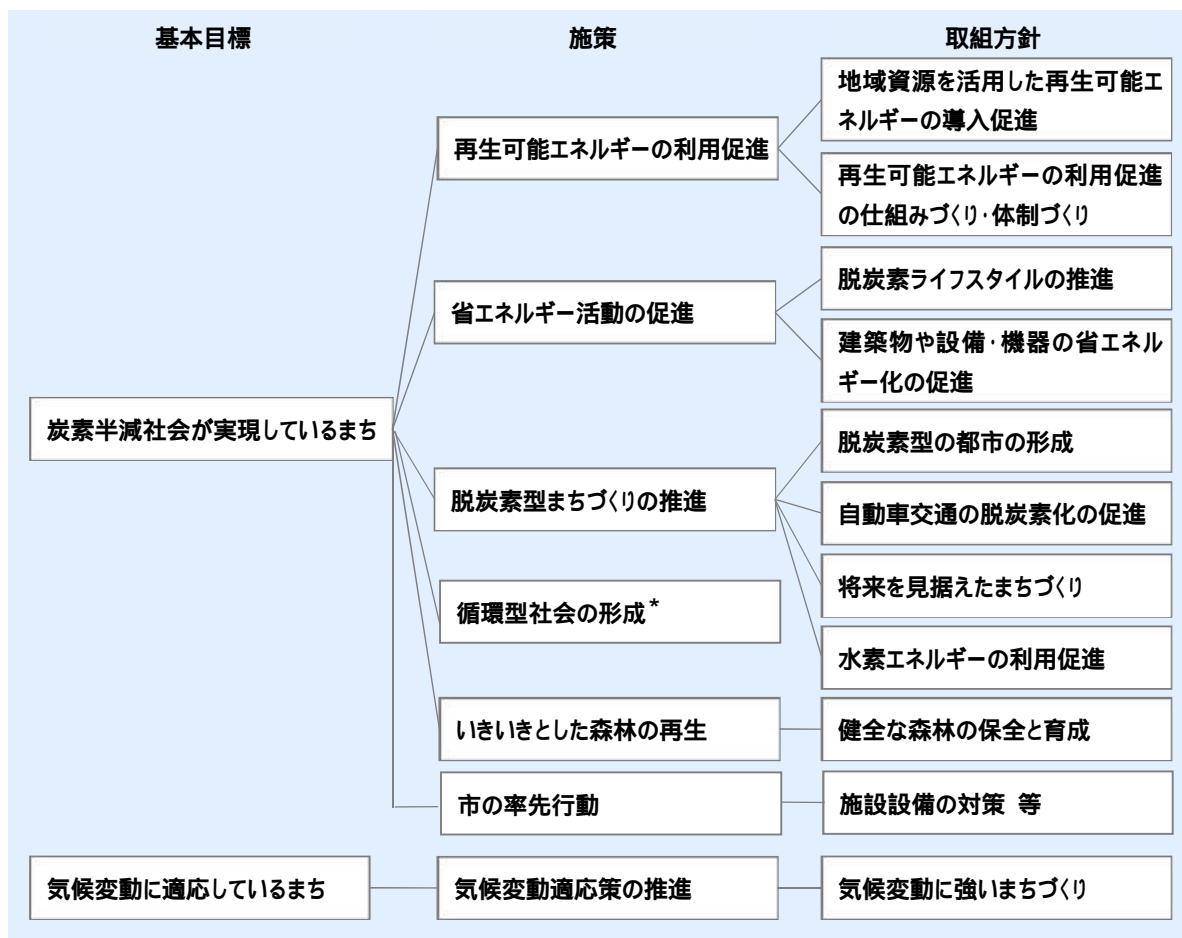


図 4-4 部門別の二酸化炭素排出量とエネルギー消費量(令和2(2020)年度)

出典：第2次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）（相模原市、2023）

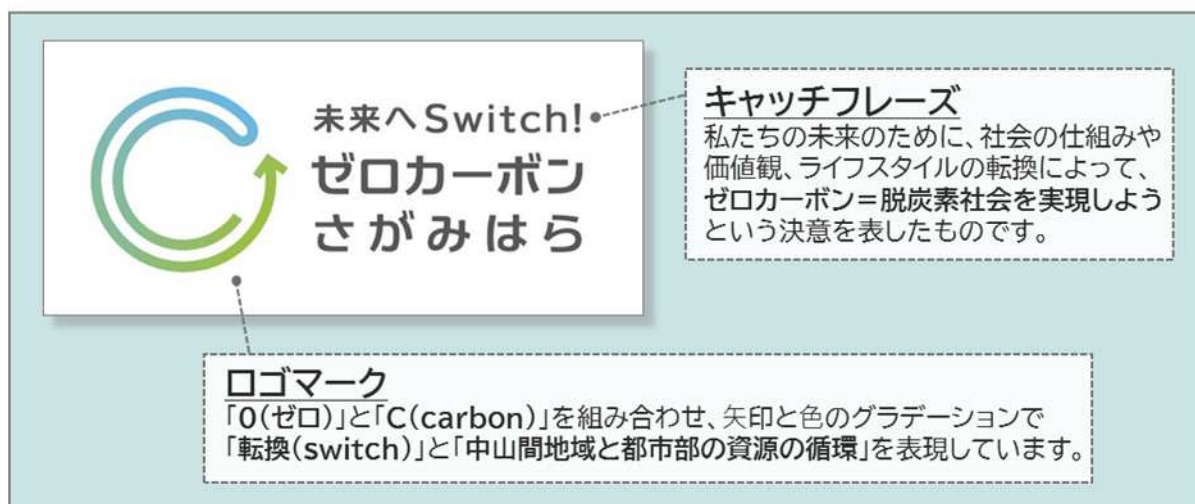
(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。



* 「循環型社会の形成」は、本計画の基本目標2「資源循環の推進」に包含しています。
 具体的な取組内容等については、基本目標2をご参照ください。(p.53~)

図 4-5 施策体系



(4) 施策内容

① 再生可能エネルギーの利用促進

1) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

脱炭素社会の実現に向けては、エネルギーの地産地消を図り、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入の拡大を進めていくことが重要です。

本市の再生可能エネルギーのポテンシャルは太陽光発電の占める割合が最も大きいことから、住宅、事業所及び公共施設等への太陽光発電の導入を促進します。こうした取組に加えて、本市の地域特性を踏まえ、農地を活用したソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の普及促進や、豊かな森林資源などを活用した自然エネルギーの地産地消を推進します。

[主な取組]

- ・住宅等への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入促進
- ・自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の検討



ジジマメガソーラーパーク

2) 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり

脱炭素社会の実現に向けては、これまで以上に再生可能エネルギーの利用を促進するための仕組みづくりや体制づくりが必要です。

そのため、自家消費型の太陽光発電の導入支援に加え、初期費用のかからない太陽光発電の導入など新たな手法による再生可能エネルギーの利用拡大に向けた仕組みづくりに取り組みます。また、市民、事業者の再生可能エネルギー比率の高い電力選択の促進、高い再生可能エネルギーポテンシャルを有する地域との広域連携の検討などに取り組みます。

[主な取組]

- ・再生可能エネルギーの利用拡大に向けた新たな仕組みづくり
- ・家庭や事業所における再生可能エネルギー導入支援
- ・再生可能エネルギー比率の高い電力選択の促進
- ・市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用



オンサイト PPA モデル

出典：初期投資 0 での自家消費型太陽光発電設備の導入について（環境省）

② 省エネルギー活動の促進

1) 脱炭素ライフスタイルの推進

改定における市民アンケート調査において、市内で温室効果ガス排出量を削減する上で最も重要と思うことは「市民一人ひとりが省エネルギー行動を進める」ことが最も多く、次いで「事業者が省エネルギー活動や再生可能エネルギー設備の導入を積極的に行う」という結果であり、脱炭素社会の実現に向けては、日常生活や事業活動の中で省エネルギーを意識した具体的な行動に結びつけることが重要です。

こうしたことから、市民、事業者の機運をさらに高めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」による意識付けや行動変容を促し、取組の成果に対するインセンティブや市民・事業者への活動支援の充実など、徹底した省エネルギー対策によるライフスタイルの脱炭素化を図ります。

【主な取組】

- ・「見える化」による省エネルギー活動の推進
- ・脱炭素ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ・省エネルギー活動を促すインセンティブの導入
- ・家庭や事業所における省エネルギー活動の促進
- ・新たな国民運動（デコ活）の推進



市のキャラクターを活用した啓発活動

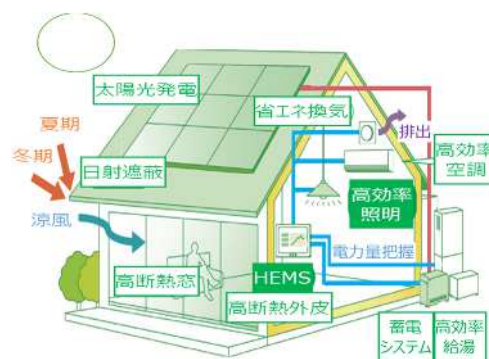
2) 建築物や設備・機器の省エネルギー化の促進

現在のエネルギー消費量を削減していくためには、省エネルギー性能の高い設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により、効率的な運用に努めていく必要があります。

また、住宅・建築物の新築や建て替えの際は、高断熱の壁・窓や、高性能の省エネルギー機器等の導入と、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにする、ZEH (Net Zero Energy House) や ZEB (Net Zero Energy Building) の普及が重要なことから、市民、事業者への省エネルギー設備や機器、また、ZEH・ZEB の導入を促進します。

【主な取組】

- ・省エネルギー設備・機器の導入促進
- ・ZEH・ZEB の導入と省エネルギー改修の促進
- ・エネルギーの最適利用の促進



ZEH 対策の例 出典：ZEH 支援事業概要
(一般社団法人環境共創イニシアチブ) より作成

③ 脱炭素型まちづくりの推進

1) 脱炭素型の都市の形成

脱炭素型まちづくりを実現していくためには、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、社会経済状況の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちを実現することが重要です。

都市における脱炭素型まちづくりの取組として、拠点周辺への都市機能の誘導や、公共交通を基幹とした交通基盤の整備と利用の促進、また、地域の特徴であるみどりの多いまちを生かして、都市部における緑化の推進・活用等を行っていきます。

【主な取組】

- ・市内の照明設備の高效率化
- ・公共交通を基幹とした交通基盤の整備
- ・歩行者・自転車にやさしいまちづくりの推進
- ・都市緑化の推進と市民協働による緑地の保全・活用



都市緑化の推進（壁面緑化）

2) 自動車交通の脱炭素化の促進

高度経済成長期以降、郊外へ市街地が拡散していったことから、自動車への依存度が高まっており、燃料の脱炭素化を進めるために、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及が重要です。運輸部門における二酸化炭素排出量の削減に向けて、次世代自動車の普及促進を図るとともに、普及促進に向けたインフラ整備を促進します。

また、自動車は運輸部門の二酸化炭素排出量の多くを占めており、自動車からの更なる二酸化炭素排出量の削減が必要です。そのため、カーシェアリングの普及や、自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進し、自動車由来の二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【主な取組】

- ・次世代自動車の普及促進
- ・低燃費バスの導入促進
- ・交通需要マネジメント（TDM）の推進
- ・エコドライブやカーシェアリングの普及促進



公用車として導入した電気自動車

3) 将来を見据えたまちづくり

脱炭素社会の実現に向けては、短期的な施策に加えて将来を見据えた長期的なまちづくりを行っていくことが重要です。また、脱炭素化での課題に加え、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少、自動車への依存が高い地域性といった特徴を踏まえて総合的に検討していくことが重要です。

運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、幹線道路ネットワークの整備により、自動車交通の移動距離の短縮や走行速度の向上を図るなど、拠点間ネットワークの構築を行います。また、橋本駅南口地区（リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)周辺）や相模原駅北口地区（相模総合補給廠一部返還地）など将来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、地域内の建物の脱炭素化、スマートシティ及び防災面にも有益な分散型電源の導入によるエネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討を行い、地区全体で脱炭素化を目指す脱炭素型まちづくりを推進します。

【主な取組】

- ・拠点間ネットワークの構築
- ・環境に配慮したまちづくりの推進

4) 水素エネルギーの利用促進

水素は、石油、石炭、天然ガスといった化石燃料の改質、再生可能エネルギーによる水の電気分解など、様々な原料・手法で生産することができ、貯蔵や輸送も可能なため、国内のエネルギー自給率の向上という観点からも普及が期待されています。また、水素は、燃料電池を介することで電気・熱といったエネルギーに変換することができ、脱炭素社会の実現に向け、次世代エネルギーとしての活用が期待されています。

市内では、現在、定置式水素ステーションが1箇所、移動式水素ステーションが1箇所稼働しており、また、市の公用車として燃料電池自動車を導入しています。今後の技術革新などを踏まえながら、水素エネルギーの利用促進に向けて、燃料電池自動車の普及促進や定置式水素ステーションの整備促進を進めていきます。

【主な取組】

- ・燃料電池自動車（FCV）の普及促進
- ・水素ステーションの整備促進
- ・家庭用燃料電池及び業務・産業用燃料電池の普及促進



公用車として導入した燃料電池自動車

④ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷やコストの増大を招くため、循環型社会への転換を図ることは、天然資源の消費や廃棄物の発生量の抑制をもたらす、温室効果ガスの排出削減につながります。

そのため、本計画の基本目標2に掲げる「ともにつくる資源循環都市」の実現に向け、4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の推進により、更なるごみの減量化・資源化等に取り組みます。（基本目標2（p.53～）参照）

⑤ いきいきとした森林の再生

1) 健全な森林の保全と育成

森林は、水源かん養や生物多様性の保全、レクリエーション利用、土砂流出防止などの公益的機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

本市は、市域面積の約6割を森林が占めるという地域特性を有しており、適切な森林管理を行っていくことで、区域内の温室効果ガス排出量の大幅な削減や自然災害など気候変動による影響の回避・軽減の効果が期待されます。

そのため、水源の森林づくり事業や私有林・市有林の整備事業などの取組を積極的に行い、森林環境の保全や再生を図り、森林における温室効果ガスの吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・水源の森林づくり事業の推進
- ・私有林・市有林の整備
- ・管理された森林の活用方策の検討
- ・多様な主体との協働による森林整備の推進
- ・木材の安定供給体制構築に向けた取組



森林整備（間伐）

⑥ 市の率先行動

市は、事務事業により多くの二酸化炭素を排出しており、第2次相模原市地球温暖化対策計画における市役所編（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編））において、令和12（2030）年度の二酸化炭素排出量について平成25（2013）年度比で50%削減することを目標に掲げています。

この目標の達成に向け、また、市民や事業者の取組を先導するため、市施設における再生可能エネルギー利用設備の導入や、電気設備・熱源設備の省エネルギー化、また、公用車の次世代自動車への更新等に、市内における大規模な排出事業者として率先して取り組みます。

【主な取組】

- ・再生可能エネルギーの導入（PPAなどによる公共施設への太陽光発電設備の導入等）
- ・省エネルギー設備・機器等の導入（公共施設へのLED等の高効率照明導入等）
- ・市施設のZEB化
- ・低公害車や次世代自動車の導入
- ・エネルギー使用機器の適正利用
- ・環境配慮活動の推進



富士見小学校太陽光発電設備

⑦ 気候変動適応策の推進

1) 気候変動に強いまちづくり

大気中の温室効果ガス濃度が増加することで地球温暖化を引き起こし、近年、連続夏日の更新や熱帯夜及び集中豪雨の増加といった異常気象が引き起こされています。自然生態系についても生息適地の分布の変化や、病害虫の増加といった影響が見られています。本市においても、令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風は、本市に記録的な大雨をもたらし、中山間地域を中心に甚大な被害が発生しており、二酸化炭素排出量を削減するための取組（緩和策）と合わせ、気候変動問題を差し迫った危機として捉えて、その影響の回避・軽減を図る（適応策）ことが必要となっています。

市民の生命及び財産に直接的な影響を与えることが懸念される分野や、自然環境及び社会全体に影響を与えるおそれがある分野を対象に、実効ある気候変動適応策を推進するとともに、事業者及び市民が理解を深めるため、適応策に関する普及啓発など、気候変動の影響の回避・軽減を図る取組を進めます。

[主な取組]

- ・農業（水稲・果樹・病害虫・生産基盤）に関する対策
- ・水資源（水供給）に関する対策
- ・浸水（内水）・洪水に関する対策、土砂災害に関する対策
- ・熱中症に関する対策、感染症に関する対策、その他の健康被害に関する対策
- ・自然生態系に関する対策
- ・都市生活に関する対策（暑熱による生活への影響）
- ・気温、水質等のモニタリング
- ・適応策に関する普及啓発



相模原市土砂災害ハザードマップ

基本目標 2

資源循環の推進

～ともにつくる資源循環都市～

[関連する環境分野の個別計画：第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

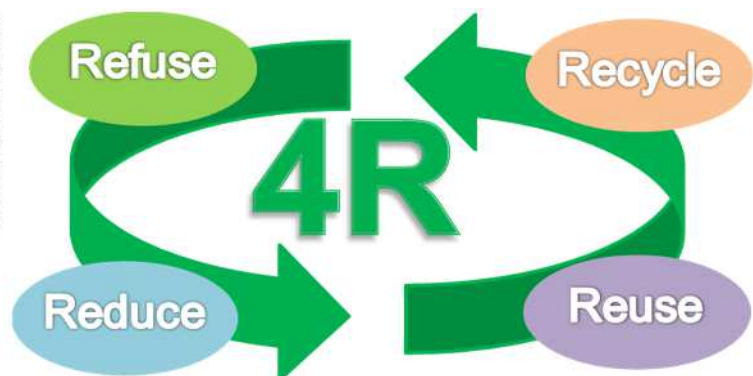
① 目指す姿

これまで私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。その結果、市民1人1日当たりの家庭系ごみ量やごみ総排出量が減少するなど、施策の効果が出てきています。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水の適正な処理を進めるとともに、これまで以上に、市民、事業者及び行政の連携・協力を深めていく必要があります。また、ステークホルダーとの連携の下、モノの生産からごみの処理までの全ての段階で更なる4R（Refuse（発生抑制）Reduce（排出抑制）Reuse（再使用）Recycle（再生利用））を推進し、循環型社会の実現を目指していきます。

3 R	リデュース (Reduce) リユース (Reuse) リサイクル (Recycle)
+	
1 R	リフューズ (Refuse)

相模原市では3Rに+1Rを加えた4Rを推進しています。



② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標 ¹		
		基準値 (平成 29 (2017) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
ごみ総排出量 (t/年)	市内の 1 年間のごみの総排出量 (算出式：一般ごみ + 粗大ごみ + 事業系ごみ + 資源)	227,222t	213,054t 以下 ²	200,000t 以下
	資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の目標として設定しました。 *実績等を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標：220,000t 以下、最終目標：216,000t 以下)			
最終処分量 (t/年)	一般廃棄物最終処分場の 1 年間の埋立量	21,796t	19,224t 以下 ²	18,000t 以下
	ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用(溶融スラグの有効活用等)による減量化の目標として設定しました。 *実績等を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標：21,000t 以下、最終目標：20,000t 以下)			

1) 数値目標は、個別計画「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画(改定)」との整合を図っている。

2) 「中間目標」は令和6(2024)年3月の改定時に再設定した「最終目標」の達成に向けた目安値を記載したものの、「令和5年度相模原市一般廃棄物処理実施計画」で記載している令和5年度の計画値とは異なる。



相模原市資源分別についての普及啓発キャラクター「分別戦隊シゲンジャー銀河」

(2) これまでの取組と課題

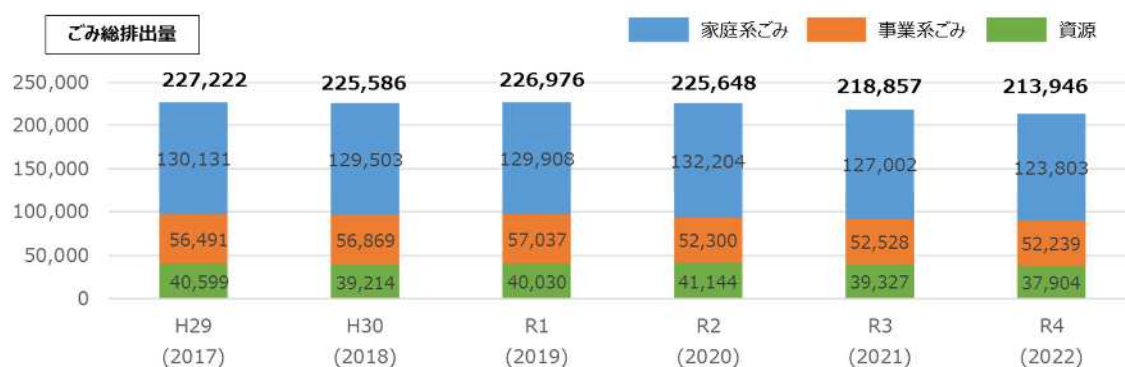
これまでごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「4R」の取組を進めるため、ごみ・資源集積場所のルールの徹底や環境教育の推進等の各種施策を進めてきました。こうした施策の展開により、基本目標の達成の目安となる指標である「ごみ総排出量」（図4-6）及び「最終処分量」（図4-7）は、着実に減少しています。

家庭系ごみについては、「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」（図4-8）が減少しており、これは周知・啓発活動等の施策により、一定の成果があったものと考えられます。事業系ごみも同様に、近年、減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症や景気の動向等の社会情勢の影響によるものと推測されます。

一方で、ごみの組成調査の結果では、図4-9に示すとおり、依然として紙やプラスチック製容器包装等の資源化可能物が家庭系ごみ（一般ごみ）に26.9%、事業系ごみに11.7%、食品ロスについては、家庭系ごみ（一般ごみ）に9.8%、事業系ごみに18.9%含まれています。

こうしたことから、更なるごみの減量化・資源化を進めるためには、これまでの取組に加え、製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を進めるなど、ごみの分別の徹底を図ることや、食品ロス削減のための普及啓発の更なる推進等が必要です。併せて、ごみを適正に処理するために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めることが重要です。

これらの取組による資源循環都市の形成は、本市が目指す脱炭素社会の実現においても必要不可欠であり、今後、更なる推進が求められています。



（端数処理のため、各部門の合計と全体の合計値が一致しない場合があります。）

図4-6 ごみ総排出量

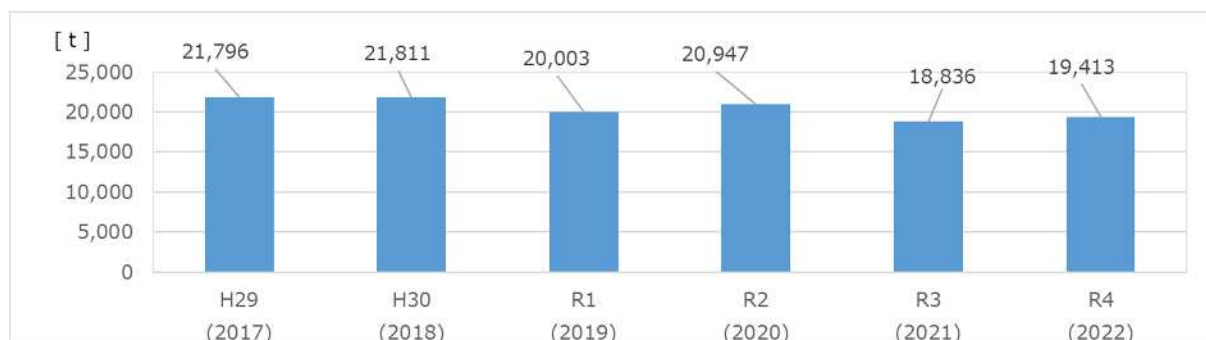


図4-7 最終処分量

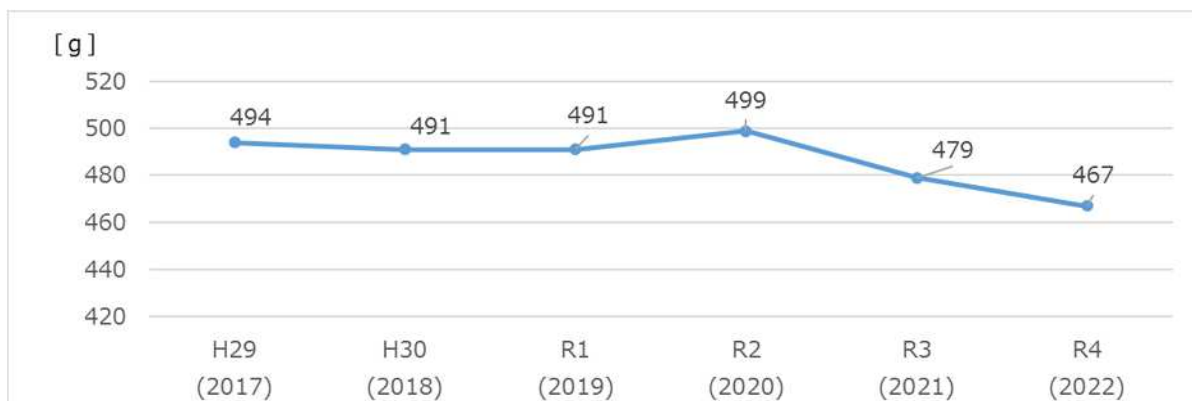
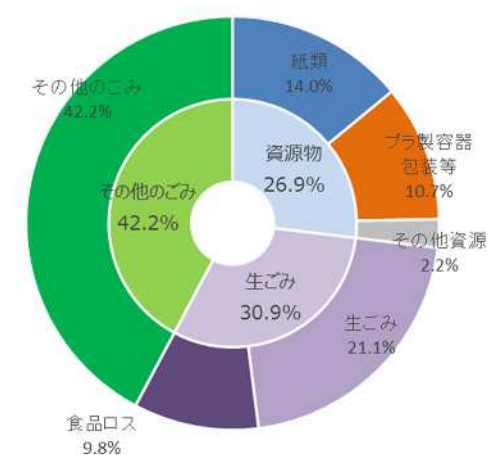
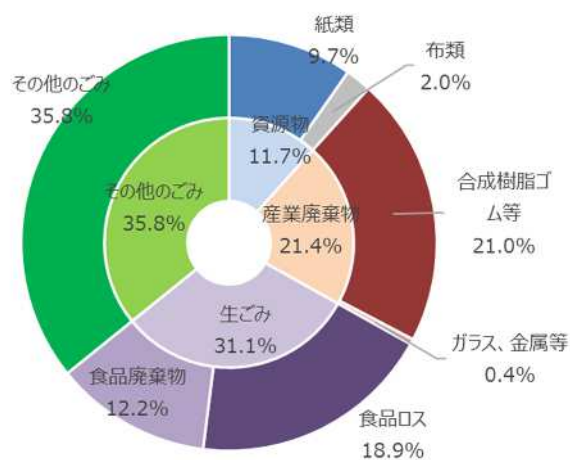


図 4-8 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）



ごみ質測定調査（令和 4（2022）年度）

【家庭系ごみ】



事業系一般廃棄物組成分析調査

（令和 4（2022）年度）

図 4-9 家庭系ごみ（一般ごみ）・事業系ごみの組成内訳

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

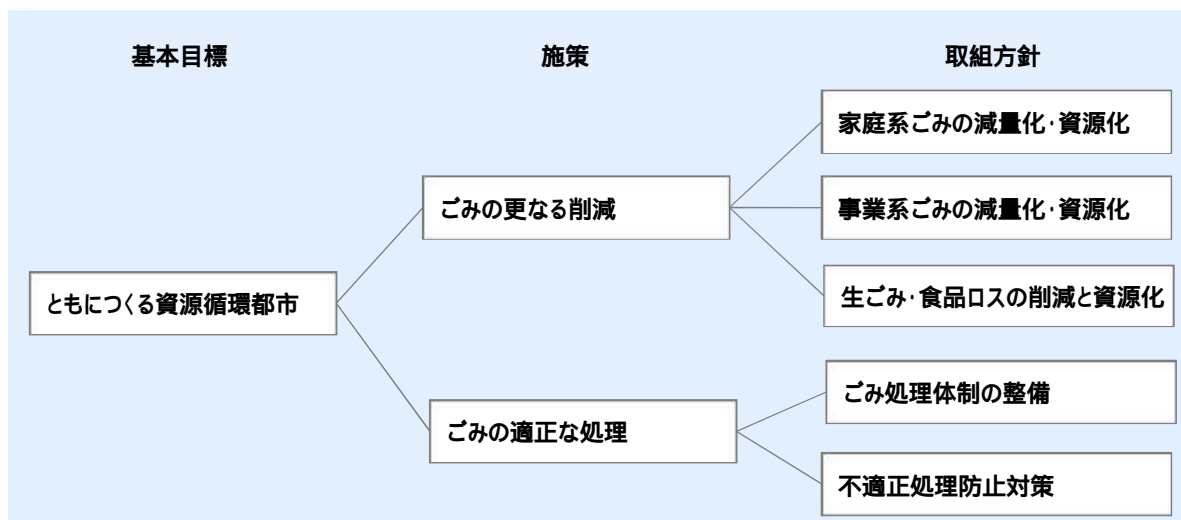


図 4-10 施策体系

(4) 施策内容

① ごみの更なる削減

1) 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、令和 4（2022）年度に実施したごみ質測定調査では、家庭系ごみ（一般ごみ）の 26.9%（約 3.1 万 t）は資源化が可能な紙やプラスチック製容器包装等となっています。こうした中、更なる家庭系ごみの減量化・資源化を進めるには、ごみの発生・排出抑制に重点を置いた 4 R の取組を進める必要があります。こうしたことから、市民に対しては、様々な機会を捉えて 4 R の大切さについて情報発信をしていきます。

プラスチックごみの削減に対する取組については、令和 2（2020）年 7 月に始まったレジ袋の有料化等により、マイバッグを持参する市民の割合は平成 30（2018）年の 57%から、令和 5（2023）年には 84%に上昇する（改定に係る市民アンケート調査の結果より）など、市民の意識は高まってきています。引き続き、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック等を削減するための啓発を行うとともに、製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を進めます。

[主な取組]

- ・ 4 R に関する情報発信や環境教育の推進
- ・ プラスチックごみの削減
- ・ リユースの促進
- ・ 資源化の推進



さがみはら 4 R フェア 2022

2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響されます。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の変化に伴い、事業系ごみの排出量は減少しましたが、今後は事業活動の回復状況等がもたらす影響を注視する必要があります。

令和4（2022）年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が約12%（約0.6万t）含まれていることや、廃プラスチック類、金属くず等、本来は産業廃棄物として処理すべきものが約21%（約1.1万t）含まれていたことから、引き続き、事業者に対して、適正排出や分別に係る指導を行います。また、事業者が4Rの取組を推進するためには、市民にもその取組が広く認知されることが重要であることから、優良な取組を行っている事業者の情報の発信を行います。このほか、資源化可能物の清掃工場への搬入抑制を強化することなどにより、事業者による減量化・資源化の取組を促進します。

【主な取組】

- ・4Rに関する情報発信
- ・適正排出の徹底
- ・資源化の推進



事業系一般廃棄物組成分析調査

3) 生ごみ・食品ロスの削減と資源化

令和4（2022）年度、本市においては、家庭から発生する食品ロスと事業活動に伴って発生する食品ロスを合わせて、年間21,237トンの食品ロスが発生しました。（家庭系ごみ（一般ごみ）のごみ質測定調査及び事業系一般廃棄物組成分析調査からの推計）。

これらの食品ロス削減に向けて市民、事業者及び行政のそれぞれが、食品ロスを発生させないという意識を定着させ、併せて、行動変容が伴うことで、より大きな効果があるものと考えます。

このような視点から、食品ロスを削減するための「情報の発信・教育の推進」及び会食時における「3010運動」の実施・啓発等といった生ごみ・食品ロスの削減に関する事業、各種取組を実施します。また、併せて、やむを得ず発生してしまう食品廃棄物等の「再利用・資源化の推進」に関する事業を推進します。

【主な取組】

- ・情報の発信・教育の推進
- ・生ごみ・食品ロスの削減事業の実施
- ・再利用・資源化の推進



常設フードドライブ回収食品

② ごみの適正な処理

1) ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修について、施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえて長寿命化計画を策定するなど、計画的に整備を進めます。

清掃工場については、現在の南・北清掃工場の2工場体制を維持することが必要であることから、南清掃工場で適切な補修・改良工事を行うとともに、令和18(2036)年度に更新時期を迎える北清掃工場については、今後の施設更新に向け、計画的な建替整備を行います。

最終処分場については、引き続き、最終処分量の減少による長寿命化を図るための取組を進めるとともに、次期最終処分場の計画的な整備を推進します。

また、清掃工場においては、ごみを焼却する際の熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源の回収、焼却灰のスラグ化による再生利用の推進など、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図ります。

【主な取組】

- ・2工場処理体制の安定的な運営
- ・最終処分場の整備と維持管理
- ・エネルギーや資源の有効活用(工場等における脱炭素への取組)



南清掃工場



北清掃工場



一般廃棄物最終処分場(第2期整備地)



スラグ入りアスファルト舗装(津久井広域道路)

2) 不適正処理防止対策

近年、市内の不法投棄は、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により、減少傾向にありますが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進めていきます。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応していきます。



不法投棄撲滅キャンペーン



不法投棄物の回収

基本目標 3

水とみどり・生物多様性の保全・活用

～ 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～

[関連する環境分野の個別計画：第 2 次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで、自然と人が共生するまちを目指し、水源かん養林の保全、都市公園の整備、都市緑化の推進、生物多様性の保全等、様々な施策に取り組んできました。

水とみどり及び生物多様性を保全・活用していくためには、都市部から中山間地域まで、それぞれの地域の特性に合わせた施策を展開すること、そして、市民や環境保全団体といった多様な主体と連携を行うことが重要です。

潤いある水辺環境と、都市部・中山間地域に広がる豊かなみどり、これらの自然の上に成り立っている生物の暮らしを次世代へ継承するため、自然と人が共生するまちの実現を目指していきます。

表 4-1 用語の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」といいます。
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林などの森林、市街地の樹木地など、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものをいいます。
水	河川や湖沼などの水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。

) 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）における定義

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
生物多様性の認知度 (%)	市民アンケート	67.4% (令和元 (2019) 年度)	71.0%	75.0%
	「言葉の意味を知っている」、「言葉を聞いたことがある」を選択した市民の割合を年間 1% 上昇させることを目標として設定しました。			
緑地面積 (ha)	施設緑地及び地域制緑地等の合計面積	22,113ha	22,113ha	22,113ha
	緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地面積を維持することを目標として設定しました。			
私有林の整備面積 (ha)	協力協約の整備面積 (市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)	1,127ha	1,262ha	1,370ha
	水に関わる指標として、県水源の森林づくり事業に基づく市が森林所有者に補助を行っている森林 (協力協約森林) を整備していくことを目標として設定しました。			

) 数値目標は、個別計画「第 2 次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」と整合を図っている。

緑地面積の考え方

対象とする緑地は、施設緑地 (都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地などの民間施設緑地) 及び地域制緑地等 (自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹などの法令により指定された緑地) とします。

(2) これまでの取組と課題

これまで本計画とともに、個別計画として「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」を策定し、「生物多様性の理解促進」、「緑地の保全や活用」、「水辺環境の保全と再生」などの施策を進めてきました。

これらの取組により、基本目標の達成の目安となる指標においては、おおむね順調に推移しており、自然環境の改善や身近なみどりや水に親しめる場所の形成等が進展しています。一方で、人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加、森林の水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の低下の懸念や、市街地での緑被地の減少等への対応が、引き続き、必要な状況です。また、生物多様性を保全するために市街地での緑被地の減少に伴う生物の生息域の縮小、外来種の生息・生育地域の拡大、野生鳥獣による被害の増加等への対応が必要です。

さらに、令和元(2019)年10月に発生した令和元年東日本台風は、本市に記録的な大雨をもたらし、中山間地域を中心に甚大な被害が発生しました。気候変動の影響は顕在化しており、今後も気候変動の影響による自然災害や自然生態系などに関する対策が求められています。

そのため、市民協働による取組をこれまで以上に推進し、多様な主体が相互に協力、連携しながら、緑地の保全、森林環境の保全や再生、緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全等に取り組んでいく必要があります。

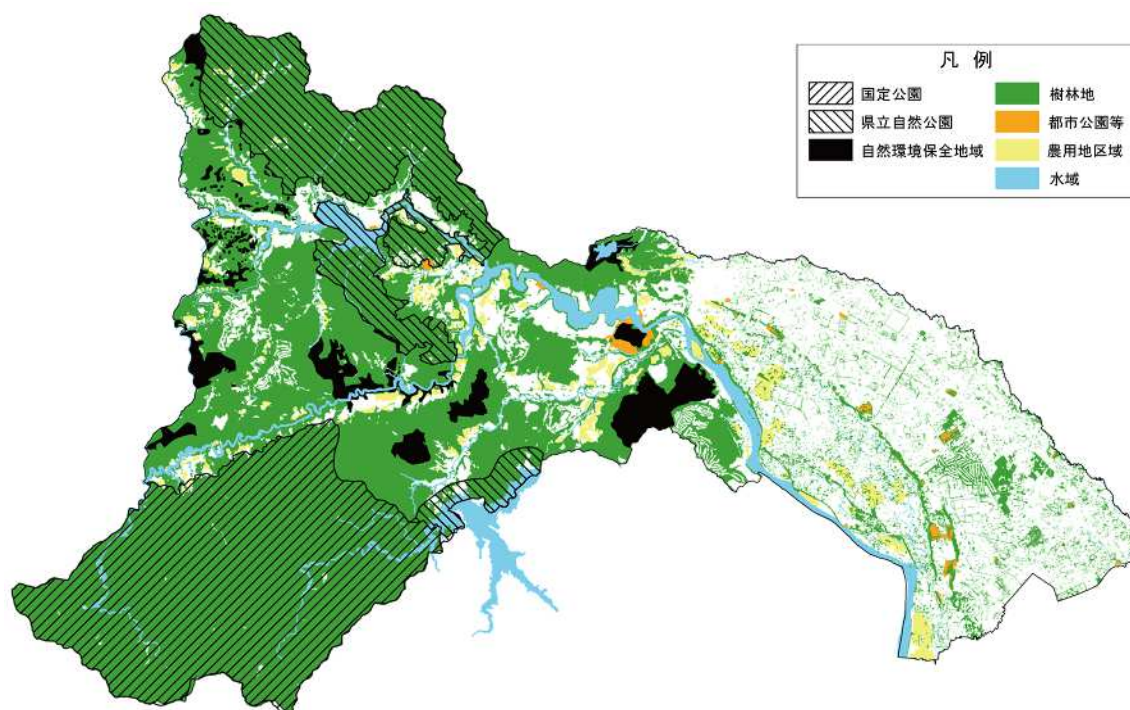


図 4-11 本市における水とみどりの分布状況

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

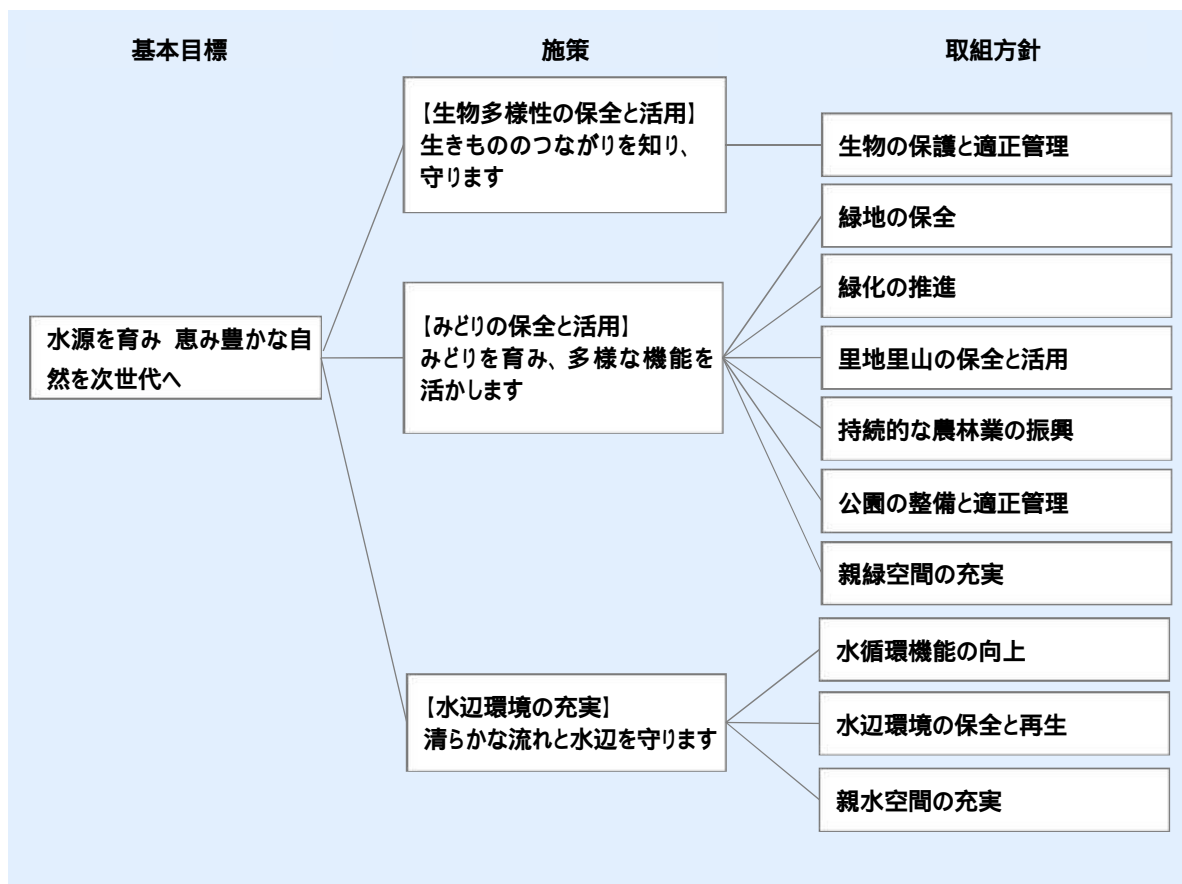


図 4-12 施策体系

(4) 施策内容

①【生物多様性の保全と活用】 生きもののつながりを知り、守ります

1) 生物の保護と適正管理

本市は、丹沢大山国立公園や、市街地に残された平地林、湧水地、里地里山、河川及び湖沼など、希少生物の生息環境が豊富に存在しています。自然資源が豊富にある一方で、近年は、外来生物の分布拡大や、ニホンジカの増加を要因とする下層植生の減少といった生物多様性への影響が顕在化しています。また、生物多様性の保全を推進していくためには、市民・事業者など市内の様々な主体に、生物多様性を保全することの意義について広く啓発していくことが重要です。

生物多様性の理解の促進を図るとともに、近年、課題となっているアライグマ等の特定外来生物の防除など、市内の生物多様性を健全な状態で維持するための施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・野生生物の保護と適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進
- ・希少生物の保護管理の仕組みづくり



生物多様性ポータルサイトによる普及啓発

②【みどりの保全と活用】 みどりを育み、多様な機能を活かします

1) 緑地の保全

緑地は、人と自然とのふれあいの場や、野生動植物の生息・生育環境、防災機能やヒートアイランドの緩和など、多面的かつ大きな役割を持っています。中山間地域には豊かな自然が分布しており、また、都市部においても比較的まとまったみどりとして、大規模な平地林の木もれびの森などがあります。また、多くの都市公園が配置されているほか、市民緑地やふれあいの森、保存樹林、生産緑地地区も点在しています。

本市の特徴でもある緑地の保全に向けて、森林の保全や利活用の推進、地域特性に合わせた緑地の保全活用計画の推進といった施策を進めていきます。

【主な取組】

- ・森林の保全や利活用の推進
- ・法令等を活用した緑地の保全
- ・身近なみどりの保全や利活用の推進
- ・多様な主体による緑地の維持管理の推進



緑とのふれあいの空間（木もれびの森）

2) 緑化の推進

既存の緑地の保全と同じく、緑化を推進することや、既存緑地のネットワーク化を行っていくことで、みどりが持つ多面的な機能を強化することができます。また、都市部では、特にみどりの創出についてのニーズがあることから、屋上、壁面、駐車場や生垣といった既存建物等を緑化していくことが重要と言えます。

特に都市部において、植栽や街路樹の整備、公共施設の緑化推進、緑化指導による緑地の確保等、身近なみどりを増やすための施策を行っていきます。

【主な取組】

- ・公共的な施設等の緑化の推進
- ・民有地の緑化の促進



環境情報センターにおける駐車場緑化

3) 里地里山の保全と活用

本市では、これまで手入れがなされてきた里地里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れがされなくなり、生物の生息・生育への影響や優れた景観、固有の文化・伝統が失われることが懸念されます。また、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による鳥獣被害の増加や、森林の水源かん養機能や土砂流出防止といった防災面での機能低下が問題になってきています。

里地里山での保全活動の推進に向けて、環境保全団体への支援や里地里山を特徴付ける文化の継承について支援を行っていくことで、景観、地域文化及び生物多様性の保全・再生を行っていきます。

【主な取組】

- ・里地里山の保全の推進
- ・里地里山の利活用の促進



相模原市の里地里山

4) 持続的な農林業の振興

農林業は、都市化の進展、中山間地域の少子高齢化、社会的な産業構造の変化（輸入木材の増加等）による産業力の低下が課題として挙げられており、農林業従事者の育成・確保、安定した経営の促進といった農林業の振興に向けた支援が重要となっております。また、これらの取組は、地域の特性や課題に応じて実行していくことが重要となります。

地域の農林業の振興に向けて、さがみはら津久井産材の利用拡大や農産物の地産地消を促進していきます。また、法制度を活用した生産緑地地区の保全を行い、持続的な農林業を推進していきます。

【主な取組】

- ・農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進
- ・都市農地の保全推進



木材の利用促進（橋本こどもセンター
（腰壁に津久井産材を使用））

5) 公園の整備と適正管理

公園は、都市空間にみどり豊かな潤いを与える不可欠な施設であり、都市部においてみどりの拠点となるとともに、スポーツやレクリエーションの場としての機能も有しています。これを整備して利活用し、潤いのある生活環境の充実を図るとともに、良好な自然環境を保全・活用していくことが重要です。

地域の実情に即した形で身近な公園を整備し、市民に親しまれる公園としての利用の促進を図っていきます。

【主な取組】

- ・地域特性を生かした公園の整備
- ・みどりの拠点となる公園の拡大・充実
- ・身近な公園の整備
- ・パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理
- ・市民協働による公園づくり



公園における緑の活用（相模原麻溝公園）

6) 親緑空間※の充実

都市部におけるまとまった平地林から丹沢の奥山まで、豊かな自然が広がっていますが、人がこれらの自然とふれあうためには、登山道や自然歩道、散策路、眺望点といった人と自然とのふれあいの場を維持管理していくことが重要です。また、このような人と自然とのふれあいの場をネットワークとしてつなぐことで管理の円滑化や観光客等の集客の増加が見込まれるなど、様々な相乗効果が期待されます。

散策路や遊歩道の整備、水辺の拠点沿岸施設の充実といったレクリエーションの場を保全していくとともに、散策路のネットワークを充実させていきます。

）親緑空間とは、水に対する「親水空間」と同様に、みどりに対する言葉として創作した造語であり、みどりに触れることで、森林や緑地などのみどりに対する親しみを深めることができる空間を指すものです。

【主な取組】

- ・散策路等の親緑空間の充実
- ・広域トレイルネットワークの活用



木もれびの森の散策路

③【水辺環境の充実】 清らかな流れと水辺を守ります

1) 水循環機能の向上

市の西部は、県民の水がめである湖を抱えており、その周辺や相模川、道志川、串川の流域には、豊かな森林が広がっています。森林の整備は着実に進んでいるものの、手入れ不足の森林もあり、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能などの多様な機能の低下が懸念されています。市民の安全な生活を確保するためには、森林の持つ多面的機能の維持向上に努めていくことが重要になります。

また、都市化の進展に伴い、雨水浸透機能の低下等による、地下水かん養機能の低下などが懸念されています。人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ることが重要です。

県の水源の森林づくり事業等と連携した森林の保全・再生による広大な水源かん養林の多面的な機能の確保、高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進、透水性舗装や雨水浸透ますの設置の促進による地下水かん養などを推進していきます。

【主な取組】

- ・水源かん養機能の維持増進
- ・水循環機能の維持増進



ブナなどの原生林の保全
(犬越路峠付近の様子)

2) 水辺環境の保全と再生

水辺は、適正に管理することにより、人の生活に潤いや安らぎをもたらし、ヒートアイランド現象の緩和、災害時のライフラインとしての防災機能、地域コミュニティでの活用等の役割を持っています。市内における水の流れの軸となっている相模川、渓谷美と親水空間を備える道志川、そして相模湖や津久井湖といった、人と水辺がふれあう豊かな水資源が多く存在しています。

市内の河川や湧水地、湖沼において、人が水辺の自然を享受することができるよう水辺環境の保全や再生、美化活動等を行っていきます。

【主な取組】

- ・水辺の環境保全・再生
- ・自然に配慮した河川環境の創出



道保川公園の様子

3) 親水空間の充実

相模川や道志川といった比較的規模の大きい河川、道保川・姥川・八瀬川といった段丘を流れる中・小規模河川、相模湖や津久井湖といった湖沼等、湧水池等の水辺は、生活空間のそばにあります。しかし、人がこれらの水辺とふれあうためには、ふれあい拠点となる親水空間の活用や、アクセス性の確保が重要となります。

水辺にふれあえる生活を目指して、既存の親水空間を適切に管理するとともに、新たな親水空間としての活用方法の検討等、誰もが水に親しみやすい環境の保全・創出を図ります。

【主な取組】

- ・相模川ふれあい科学館の活用
- ・親水空間の施設の充実



相模川ふれあい科学館

基本目標 4

環境リスクの管理

～安全で快適な生活環境の実現～

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで大気や水質といった、市民の生活を維持するために必要な環境の監視や保全に努めたことにより、環境汚染の抑制がなされ、良好な生活環境が維持されてきました。

今後も、全ての市民が健康で安全な暮らしができるよう、環境の継続的な監視、事業所など環境汚染物質の発生源への指導、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）など周辺自治体と連携した広域的な取組により、安全で快適な生活環境の実現を目指します。



周辺自治体と連携したエコドライブ普及啓発事業



化学物質セミナーの様子

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
大気環境基準を達成した地点の割合 (%)	環境基準達成地点数 / 測定地点数 ¹	86%	86%	86%
	環境基準を達成している二酸化硫黄などの項目は、現状維持とし、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、環境基準を超過する時間数の減少を目標とし、令和 9 (2027) 年度の最終目標は現状維持として設定しました。			
公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合 (%)	公共用水域・地下水の環境基準達成地点数 / 公共用水域・地下水の測定地点数 (県・市計画)	87%	88%	89%
	達成した地点数を増加させることを目標として指標を設定しました。			
騒音の環境基準を達成した地点の割合 (%)	(道路交通騒音の環境基準達成戸数 + 航空機騒音の環境基準達成地点数) / (道路交通騒音の評価対象住居等戸数 + 航空機騒音の測定地点数)	89%	89%	89%
	達成した住居等戸数や地点数を維持することを目標として設定しました。			
化管法 ² に基づく化学物質の環境への排出量 (t)	PRTR で報告された化学物質の排出量の合計	284t (平成 29 (2017) 年度)	242t ³	234t
	令和 9 (2027) 年度までに 6% 減少させることを目標として設定しました。 *実績等を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標 : 275t、最終目標 : 267t)			
事業所などへの立入検査の実施回数 (回)	事業所、解体工事現場等への立入検査の実施回数	202 回	229 回 ³	230 回
	事業所などへの計画的な立入検査により、公害の発生を未然に防止するため、令和 9 (2027) 年度までに立入検査の実施回数を基準値から 1% 増加させることを目標として設定しました。 *実績等を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標 : 204 回、最終目標 : 205 回)			

1) 測定地点 : 市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局、津久井測定局、上溝測定局、古淵測定局

測定項目 : 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 86 号)

3) 「中間目標」は令和 6 (2024) 年 3 月の改定時に再設定した「最終目標」の達成に向けた目安値を記載したものを。

(2) これまでの取組と課題

これまで、安全で快適な生活環境の実現に向け、事業所等の固定発生源への指導や周辺自治体との広域的な連携、公共下水等の土木インフラの普及などを進めるとともに、環境法令に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境調査を継続して行ってきました。

そのような取組の結果、航空機騒音の環境基準が全測定地点で達成する等、環境の改善がなされ、良好な生活環境の維持が図られていますが、依然として大気環境については、光化学オキシダントは全地点で、水環境については、生物化学的酸素要求量（BOD）、全窒素、全リン、大腸菌数などの生活環境項目が一部の地点で環境基準を達成していません。

このため、既に環境基準を達成した地点や項目については現在の状況を維持しながら、更なる環境の改善を図る必要があります。



微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析



津久井湖の様子

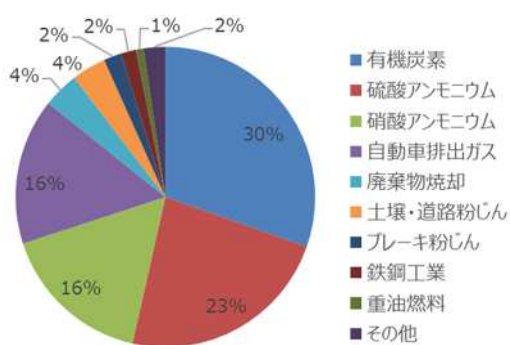


図4-13 微小粒子状物質（PM2.5）発生源解析結果



図4-14 津久井湖 湖央部の全リン・全窒素の経年変化

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

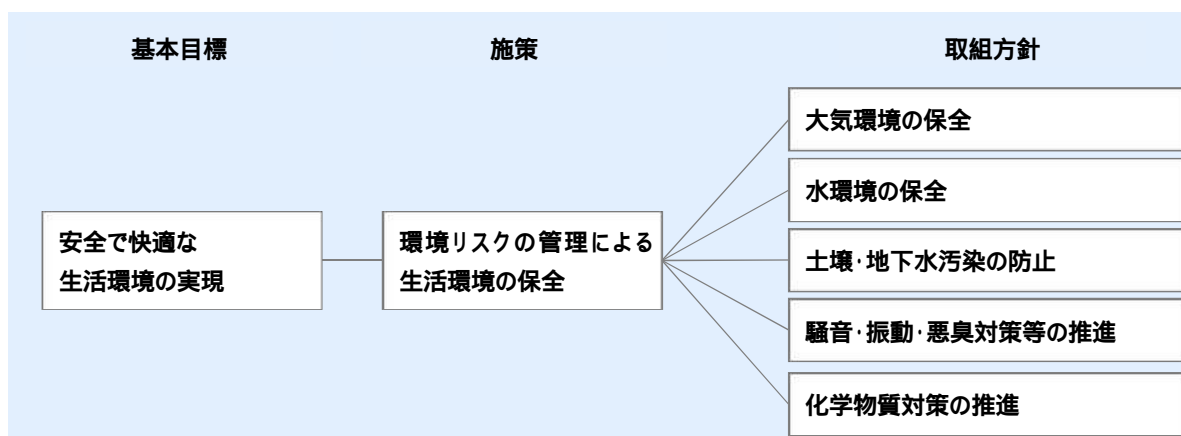


図 4-15 施策体系

(4) 施策内容

① 環境リスクの管理による生活環境の保全

1) 大気環境の保全

大気環境の保全のため、大気汚染物質の測定を継続して行います。現状、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、固定発生源である事業所などに排出の削減を指導していきます。また、光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、速やかに市民に周知します。

一方、微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基準を達成していますが、発生源の把握や生成機構の解明に向けた調査、解析を進めます。また、広域的な大気汚染への対応として、九都県市など周辺自治体と連携し、次世代自動車の導入促進、ディーゼル自動車規制、エコドライブの普及促進、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の削減などに取り組みます。さらに、アスベスト使用建築物等の解体が増加すると予想されていることから、大気汚染防止法に基づく指導を徹底するとともに、環境調査を行いアスベスト飛散の実態把握に努めます。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線・放射性物質による影響については、神奈川県内で行われている測定結果からは、減少していることが確認されていますが、市域をメッシュに区切った調査を行うなど、市としても引き続き監視していきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・微小粒子状物質（PM2.5）の調査、解析の実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・アスベスト使用建築物等の解体工事への立入検査、環境調査の実施
- ・周辺自治体と連携した大気汚染への広域的な対策の実施
- ・放射線・放射性物質による影響の監視

2) 水環境の保全

水環境の保全のため、市内の河川及び湖沼の水質の測定を継続して行います。

河川の水質は、公共下水道等の普及によって改善され、健康項目について全ての地点で環境基準を達成していますが、合流式公共下水道区域では、汚水と雨水を別々の下水道に流す分流式への改善が必要です。

一方、生物化学的酸素要求量（BOD）などの生活環境項目については、環境基準を達成していない地点があり、特に、相模湖及び津久井湖の全リンについては、暫定目標値を上回っており、夏場には富栄養化によりアオコが発生しやすい状況となっています。相模湖及び津久井湖では富栄養化への対策として、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備推進を図るとともに、市外からの流入水に対応するために、神奈川県及び山梨県との連携を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・合流式公共下水道の分流式への改善
- ・津久井地域の下水道整備の推進
- ・高度処理型浄化槽の設置の推進

3) 土壌・地下水汚染の防止

地下水の汚染状況を把握していくため、市内の地下水の水質の測定を継続して行います。

地下水の水質については、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンは全ての地点で環境基準を達成していますが、テトラクロロエチレンは一部の地域で達成しておらず、引き続き状況監視を行います。

土壌汚染対策については、特定有害物質を使用する事業者の未然防止に向けた取組を支援し、事業所の廃止や一定規模以上の土地の形質変更などの契機を捉え、土壌調査及び汚染の除去等を指導し、適切なリスク管理を推進していきます。

また、市内の中山間地域における土砂等の埋立て行為に対して適切に対応するため、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成22年相模原市条例第38号）に基づく監視及び指導を行います。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業者の土壌・地下水汚染の未然防止に向けた取組への支援
- ・土壌汚染に係る適切な情報開示と周知活動
- ・土砂等の埋立て等に係る定期パトロール体制の強化
- ・土砂等の埋立て等に係る監視、指導體制の強化

4) 騒音・振動・悪臭対策等の推進

道路交通騒音については、主要幹線道路で測定を継続して行い、環境を監視していきます。また、開業後、市内を走行することになるリニア中央新幹線の騒音の監視については、神奈川県と協議をしていきます。

さらに、事業所などから発生する騒音、振動、悪臭については、適切な対策が図られるよう法令に基づく規制、指導を実施します。また、公害苦情の申し立てについては、法令の基準のみでは解決しない場合等に対応する体制の整備に取り組みます。

米軍機による航空機騒音について、測定を継続して行います。特に、厚木基地による航空機騒音やキャンプ座間及び相模総合補給廠周辺におけるヘリコプター騒音等に対しては、騒音の低減に向け、国及び米軍へ働きかけていきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・道路交通騒音の防止に向けた道路の適正な維持管理や低騒音舗装等の整備の推進
- ・事業所への立入検査の実施
- ・公害苦情の解決に向けた体制の整備
- ・航空機騒音及びヘリコプター騒音等に対する対応

5) 化学物質対策の推進

化学物質対策の推進のため、大気、水質、土壌中のダイオキシン類の測定を継続して行います。また、廃棄物焼却施設に対し、立入検査を行い、適正な施設の稼働等を指導していきます。

化学物質の環境への排出量は減少しているものの、一層の削減に向け、事業者からの届出により排出量や取扱量を把握し、市民に公表していきます。一方、化学物質による環境リスクを低減させるため、事業者による化学物質の自主的な管理を促すとともに、事業者、市民、行政が化学物質に関する情報を共有し、相互に理解、意思疎通を図ることで環境リスクに関する良好な関係を築けるよう取り組みます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・廃棄物焼却施設への立入検査の実施
- ・事業者による化学物質の適正な使用・管理の促進

基本目標 5

環境に配慮したライフスタイルの促進

～環境保全の人づくり・仕組みづくり～

[関連する環境分野の個別計画 : 第2次相模原市地球温暖化対策計画、
第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画、
第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



(1) 目指す姿

持続可能な社会をつくるためには、今日の複雑・多様化する環境問題を一つ一つ解決していくことが重要となります。そのためには、市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関など多様な主体が有機的に連携すること、そして、それぞれのライフスタイルにおいて環境配慮の取組を進めて行く必要があります。市民が手を取り合い、環境についての配慮を行っていくことで、豊かな自然環境や、爽やかな空気、清らかな水を次の世代に引き継いでいくことができます。

市全体の環境配慮の意識の向上、そして、多様な主体の連携により環境課題の解決を図っていく社会の実現を目指して、環境に配慮したライフスタイルへの変革を行っていきます。

「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」は、「基本目標 1 地球温暖化対策」、「基本目標 2 資源循環の推進」、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「基本目標 4 環境リスクの管理」の4つの基本目標を達成していくための基盤となる施策です。この施策は、4つの基本目標を実現するための総合的・横断的な施策として、それぞれの基本目標に共通する土台として、人づくり・仕組みづくりを行うことを目標としています。

) 施策「環境を守る担い手の育成」及び「複雑・多様化する環境問題への体制整備」については、個別計画「第2次相模原市地球温暖化対策計画」、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」及び「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」の3計画に関連し設定している。

(2) 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
環境意識の醸成度（日常生活において環境に配慮している市民の割合）（％）	市民アンケート ¹	49.9% (令和元(2019)年度)	59.7% ²	63.7%
	日常生活において、環境に配慮している市民の割合を測ることで、環境を守る担い手が育成されているかを見る指標として、目標値を設定しました。 *実績等を踏まえ、改定時に目標を再設定しました。 (改定前の目標値 中間目標：53.9%、最終目標：57.9%)			
環境学習講座の参加人数（人）	環境情報センターにおける環境学習事業＋その他自然体験学習などへの参加者人数の合計人数	3,788 人	4,070 人	4,300 人
	環境学習講座の参加人数を測ることで、環境に対する意識の醸成が測られていることを見る指標として、目標値を設定しました。			

1) 市民アンケート調査（毎年実施）における以下の設問において、6項目のうち2項目以上行っている人の割合

問：あなたは、環境問題について、取り組んでいることはありますか。（いくつでも）

- (1) 節電など省エネにつながる行動をしている
- (2) マイバッグの利用など、ごみの減量につながる行動をしている
- (3) この1年間に自然環境を守る活動に参加した
- (4) 環境に配慮した商品を選んで購入している
- (5) この1年間に環境に関する講座やイベントに参加した
- (6) その他

2) 「中間目標」は令和6(2024)年3月の改定時に再設定した「最終目標」の達成に向けた目安値を記載したものの。



かんきょうフェアの様子

(3) これまでの取組と課題

これまで持続可能なまちづくりに向けて、幅広い市民の環境学習の機会の創出、環境情報センターや市民活動サポートセンターなどの市民活動の支援の充実、次代を担う子ども達の育成といった各種施策を進めてきました。特に環境学習の機会の場合は、市、環境保全団体のほか、大学や自治会においても活動がされ、市内で多様かつ多数の活動が展開されています。

このような活動の成果や地球温暖化の実感などを背景として、図 4-16 に示すとおり日常生活で環境に配慮する市民の割合は、近年、大幅に上昇しています。世界的な環境に対する考え方の転換期を迎えている中、今後も市民の環境意識の更なる向上が期待されます。

こうした中、環境の保全を下支えする取組をさらに普及・浸透させ、環境の保全を円滑に推進していくためには、多様な主体の連携がより重要となります。また、これまで環境教育や環境活動の機会及び場において主体となって活動していた市、市民、環境保全団体の活動に加え、民間企業も巻き込んだ取組の更なる推進も重要となります。このような社会情勢の変化を踏まえ、施策を検討・推進していきます。

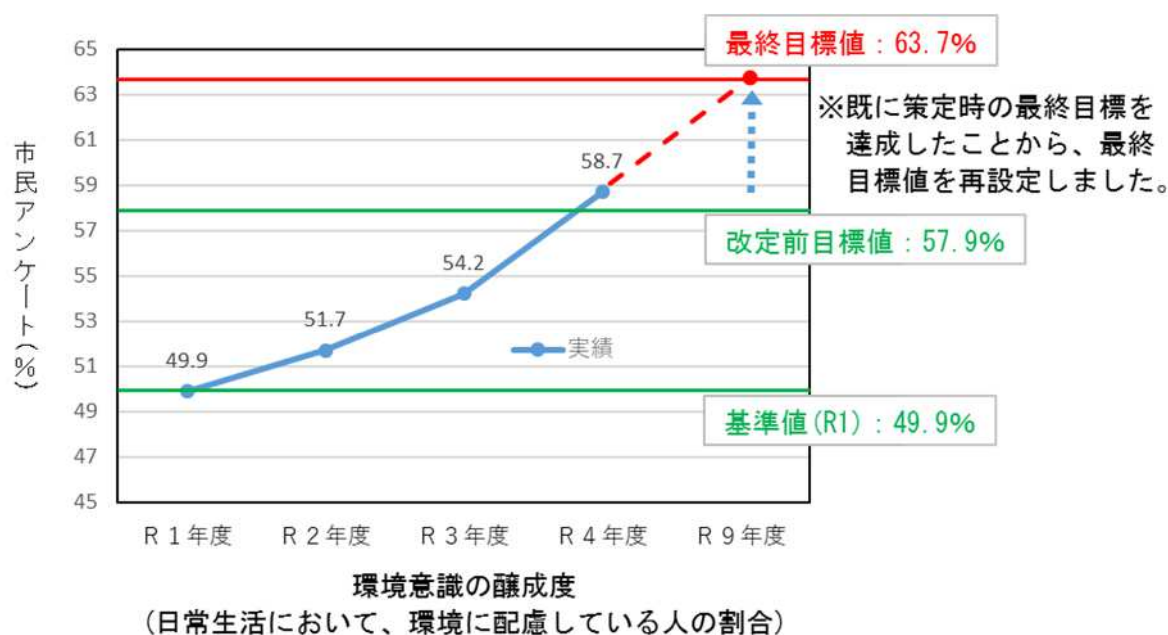


図 4-16 基本目標の達成の目安となる指標

(4) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

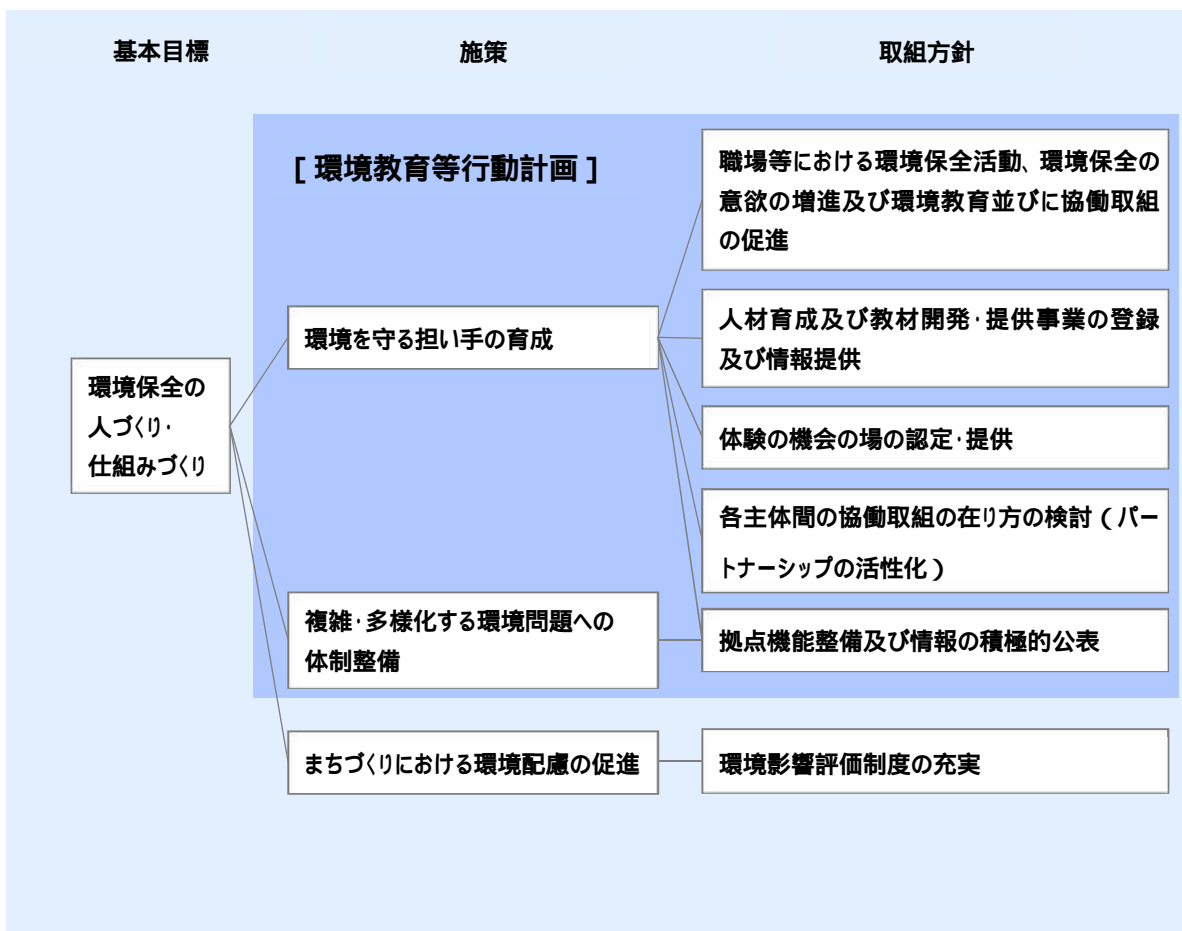


図 4-17 施策体系

) 環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に準拠

(5) 環境を守る担い手の育成 [環境教育等行動計画]

① 位置付け及び背景

環境教育は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展していく社会の構築に向けた基盤となる重要な要素と言えます。国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行し、その中で「環境教育等行動計画」の策定を求めています（本項及び(6)複雑・多様化する環境問題への体制整備は、この「環境教育等行動計画」として位置付けます。）。また、近年は持続可能な開発のための教育である ESD (Education for Sustainable Development) がうたわれ、環境、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動が必要とされています。本項はこのような国内外の動向を背景に、環境教育の目指す姿及びこれを達成するための施策を整理したものとなります。

② 目指す姿

複雑・多様化する環境問題を解決するためには、環境問題への理解を深め、周囲を巻き込みながら自ら環境に配慮した行動を実行できる人材を育成していくことが必要となります。

このためには、環境教育の活動を、関心の喚起、理解の深化、参加する態度や問題解決能力の育成を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付け、取組を進めていくことが重要です。また、家庭、学校、職場、社会又は地域といった、あらゆる主体や場面で取組を進めるとともに、これらの多様な主体の連携による人づくり・仕組みづくりを行っていくことが重要と言えます。これらの取組を推進し、環境・経済・社会が相互に連携しながら持続的に発展していく社会を目指します。

③ 施策内容

1) 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進

職場等の多様な主体の活動拠点における環境教育等の促進は、その拠点からの環境負荷の低減のみならず、その一人一人の家庭や地域での取組につながることを期待されます。環境保全活動の促進や環境保全の意欲の増進、また、職場等における環境教育を円滑に実施していくためには、環境への配慮の方法が体系的に整理された「環境教育プログラム」や「エコアクション 21」、「ISO14001」といった環境認証システム等を導入すること、そして、環境教育等を実施しやすい職場等の体制を整備していくことが重要です。

このように多様な主体への環境教育等を促進・支援する活動を通じて、環境問題についての知識を得ること、そして関心を高めることができます。それらの活動を基盤とすることで、一歩進んで環境問題の原因を解決するための具体的な対策、また、環境の在り方について自ら考え、具体的な行動へと結びつけていくことができるようになります。

【主な取組】

- ・ESD の視点を取り入れた環境教育等の促進
- ・表彰や認証等によるインセンティブの付与制度の検討
- ・環境保全活動団体への支援
(相模原の環境をよくする会、さがみはら地球温暖化対策協議会等)
- ・環境保全活動支援機能の充実
(市民ファンド、市民活動サポート補償制度、街美化アダプト制度、地域活性化事業交付金等)
- ・エコアクション 21 や ISO14001 等の環境認証システムの利用促進
- ・環境配慮行動の促進 (エシカル消費、グリーン購入、ESG 投資等)
- ・行動科学 (環境行動を促す動機付け) を取り入れた環境教育等の検討



エコアクション 21 相模原セミナー事前説明会



河川生物相調査 (相模原の環境をよくする会)

2) 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

環境保全を推進し、良好な環境を実現するためには、複雑・多様化する環境問題を解決していくための人材の育成が重要です。人材育成では、環境問題に関心を持ち、理解を深化して問題を解決に結びつける能力(環境問題の現場で実際に行動に結びつく能力)、多様な主体の意見を引き出しつつ相互理解を促す能力を育成していくことが重要です。そして、そのような能力を養成するためには、身近な生活において環境学習を受ける機会や場を提供・創出していくことが重要になります。

複雑・多様化する環境問題に対する課題解決に向けて、学校機関や環境保全団体等と連携し、環境プログラムや環境教育を学ぶことのできる機会を創出するとともに、プログラムの認定等を行い、問題解決型の人材育成を実行していきます。

【主な取組】

- ・ESDの視点を取り入れた環境教育等の推進
- ・環境問題の解決に資する人材の育成(未来を創る人材の育成)
- ・多様な主体の相互理解、信頼醸成を行う調整役や促進役となる人材の育成
- ・相模原市自然環境観察員制度の運用
- ・さがみはら地域づくり大学事業による人材の育成・活用
- ・生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供
- ・環境活動ごとの牽引役を養成する講座の提供
- ・各小中学校等における環境教育の推進
- ・公民館、市民大学による環境学習の機会の提供



湧水環境調査(自然環境観察員制度)

子ども環境情報紙「エコチル」

令和5(2023)年7月に「エコチル」相模原版が創刊され、市内小学校及び義務教育学校の在籍児童に無償で配布しています。

3) 体験の機会の場の認定・提供

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地や機会を提供することは、地域での環境配慮の取組を支える基盤となります。また、近年は民間団体等が環境保全活動の拠点を整備する事例も見られます。これらの環境教育の体験の機会の場は市内に点在していますが、それらを体系的に認知するとともに、それらの取組を強化するための認定を進めていくことが重要となります。

環境保全団体等の活動の支援や環境に対する人材育成を図るため、環境教育に対する体験の機会の場を認定するとともに、このような場における多様な主体の連携の強化を図ります。また、自然体験や社会体験などの「体験活動」を通じた環境教育等を推進していきます。

【主な取組】

- ・環境教育等の「体験の機会の場」の認定
- ・市民・事業者・行政・学校の連携の場の強化
- ・体験型の環境教育等の推進（相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室等）



夏休み環境教室（相模原の環境をよくする会）



野鳥観察会（道保川公園）（相模原の環境をよくする会）

4) 各主体間の協働取組の在り方の検討（パートナーシップの活性化）

今日の複雑・多様化する環境問題を解決するためには広範な主体の参加・参画・協働といったパートナーシップでの活動が重要です。また、都市部から中山間地域まで多様な環境が存在するため、取組主体の横断的な連携による地域課題への対応が重要になります。

市民、事業者、行政等といった市内の多様な主体をつなぐための機会を創出するとともに、それらのパートナーシップの活性化を目指して主体の連携を推進していきます。また、有識者等からなる「相模原市環境審議会」を定期的を開催することで、様々な事業に対して環境配慮の助言を得ます。

そのほか、持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資に表れているように、国内外の先進企業では、環境の取組をビジネス化していく動きが高まっています。そして、市内事業者を対象としたアンケート・ヒアリングにおいても環境保全をビジネスとして取り込むことの重要性や、ビジネス化に向けた連携を促すことについてのニーズが挙げられています。産学官民の協働連携の促進や、環境ビジネスを構築するための多様な主体の連携の在り方、パートナーシップを活性化するための方策を検討していきます。

【主な取組】

- ・市民、事業者、行政等の多様な主体の連携による分野横断型の取組の推進
- ・環境審議会等による環境施策等の評価・検証
- ・環境リスクに対する対話の促進
- ・国、県の補助金等の活用による環境施策の展開
- ・他の自治体との連携・交流
- ・産学官民協働による持続可能な環境共生都市の推進
- ・環境の保全に貢献するビジネスの構築に向けた多様な主体の連携による仕組みの検討
- ・市民活動サポートセンターとの連携の強化
- ・協働事業提案制度の運用
- ・産学官民連携事業の充実（さがみはら環境まつりなど）



さがみはら環境まつりの様子



さがみはら環境まつり実行委員会

(6) 複雑・多様化する環境問題への体制整備 [環境教育等行動計画]

① 目指す姿

近年、地球温暖化の進行による大きな自然災害など気候変動の影響の顕在化、湖沼での富栄養化、特定外来生物を含む外来種の生息・生育地域の拡大のように、社会・経済情勢の変化を背景とした複雑・多様化する環境問題についての対策が望まれています。これに対する対応としては、環境に関する情報の一元的な収集・整備といった環境の現状に対する体制整備が重要となります。以上を踏まえ、環境情報センターの機能強化、複雑・多様化する環境問題に対する調査・研究、幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など、環境政策に関する基盤の整備を行い、市民が分け隔てなく環境についての有効な情報に触れられる社会の実現を目指します。

② 施策内容

1) 拠点機能整備及び情報の積極的公表

市民や事業者の取組を推進していくためには、市内外の最新の環境情報を一元的に収集・共有化して情報発信していくこと、また、それに向けた情報機関・学術機関の機能強化が重要です。

地球環境の保全から身近な地域の環境改善など、様々なスケールに応じた環境保全・創造を促すための情報を一元的に収集・発信していくための体制づくりを行います。また、複雑・多様化する環境問題に対応するため、最新の科学的知見に基づく調査・研究・対策に向けた体制づくりを行います。

[主な取組]

- ・情報集積発信基地としての環境情報センターの機能強化（環境情報の一元的な収集・共有化）
- ・市環境施策に関連する研究手法に関する検討
- ・市民への商品・サービスについての環境に関する情報の提供
- ・主体間の協働取組の在り方についての周知
- ・環境リスクに対する調査体制の構築
- ・複雑・多様化する環境問題に対する調査研究体制に関する在り方の検討
- ・環境情報センターを中心とした環境教育推進のためのネットワーク構築



環境情報センター（情報集積発信基地としての機能強化）



環境情報センターにおける活動

(7) まちづくりにおける環境配慮の促進

① 目指す姿

持続可能な社会を構築していくためには、まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化（あるいは主流化）し、環境負荷を低減していく必要があります。

現行の環境影響評価制度を適切かつ効果的に運用するとともに、相模原市環境影響評価条例（平成26年相模原市条例第33号）の対象外である事業における環境配慮の確保に向けた検討を行うことにより、環境負荷の少ない社会を目指します。

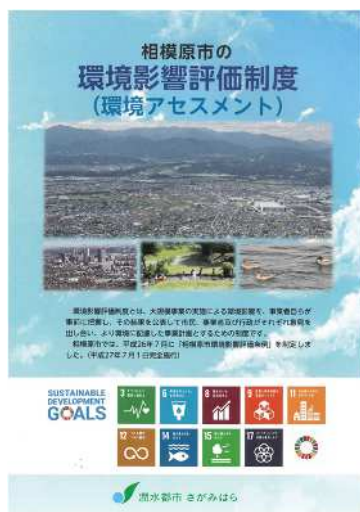
② 施策内容

1) 環境影響評価制度の充実

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を、あらかじめ調査、予測、評価して公表し、適正な環境配慮を行う環境影響評価制度が重要となります。相模原市環境影響評価条例については、適切で効果的な運用のため、これまでの施行状況を踏まえた点検・見直しを行っていきます。また、法や条例に該当しない事業において自主的に環境影響評価を行う、いわゆる自主アセスを推進・促進する方策を検討するとともに、近年、全国的に増加している太陽光発電事業などの再生可能エネルギー設備の導入事業について、環境保全の観点から必要な検討を進めます。

【主な取組】

- ・環境影響評価条例の円滑な運用
- ・環境影響評価条例の点検、見直し
- ・市民、事業者への環境影響評価に関する認知度の向上
- ・事業者の自主的な環境影響評価（自主アセス）のサポート体制の検討
- ・市の事業における自主的な環境影響評価（自主アセス）の推進体制の検討
- ・戦略的環境アセスメントの在り方の検討（配慮書段階の環境影響評価制度の充実）
- ・再生可能エネルギー設備の導入に係る環境保全対策の検討



相模原市環境影響評価制度に関するパンフレット

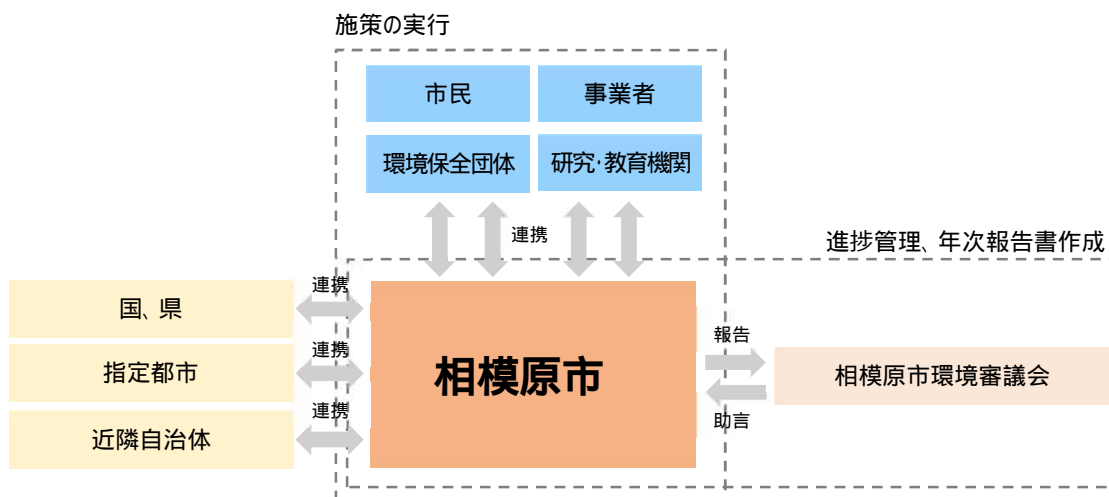
第5章 推進体制・進行管理

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画が目指す「人と自然が共生するまち ～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するためには、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関連部局や、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。また、環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、ホームページ上で公表していきます。

本計画の進行管理は、「相模原市環境審議会」に進捗状況を報告し、課題等について客観的に審査いただくとともに助言を受け、施策展開に反映していきます。

また、本計画の推進に当たっては、国や県、その他指定都市や近隣自治体、九都県市首脳会議等とともに綿密に連携・協力を図り、課題解決を行っていきます。



) 環境情報センター、市立博物館、市内小中学校等を含む。

図 5-1 環境基本計画の推進体制

2. 計画の推進主体と役割

本計画は、市を主体に、市民、事業者、環境保全団体、研究機関など環境に関わる全てのパートナーシップの協働によって進めていきます。それぞれの主体の役割を下表に示します。これらの主体の環境保全への取組を調査・把握するとともに、主体間の連携による環境課題の解決を促すための支援を行っていきます。

表 5-1 計画を推進する主体と役割

本計画に関連する 主な主体	計画推進に当たっての役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の生活において環境配慮を積極的に推進していくとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 環境教育を受けることや環境に対する意識を高めていくことを目的とした環境の保全に関する地域組織や環境保全団体への参画
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動や社会貢献活動において環境への配慮に取り組むとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 従業員を対象とした環境教育の実施、事業継続計画の策定など、持続可能なビジネススタイルへの転換
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、行政の様々な主体と協働して環境の保全に向けた活動の継続的な実施
研究・教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の環境に関する基礎研究を継続的实施 ・ 環境配慮行動を促進するため、環境教育の実施
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場からの審議 ・ 環境基本計画の年次報告書について、進行管理の審議を行うほか、課題に対する施策反映の方法等に関する助言
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進主体として、市民、事業者、環境保全団体等の様々な主体と協働による計画の推進 ・ 環境に関する意識の醸成、環境配慮のライフスタイルの構築に向けて、各主体の参画を積極的に促すほか、適切かつ透明性の高い情報発信 ・ 環境情報センター、市立博物館は、市民参加による環境・生物調査や基礎研究を進めるとともに、市内の環境情報の一元的な管理・把握による環境教育等の推進 ・ 環境配慮行動を促進するための環境教育等の普及啓発

3. 進行管理と計画の見直し

(1) 進行管理手法

計画の進行管理においては、目指す環境像や目標の達成状況、事業の実施状況を的確に把握・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（PDCA サイクル）を進めます。また、CHECK 段階では施策の進捗状況を把握し年次報告書として整理・公表し、その後、寄せられた市民・事業者の意見を集約し、ACTION 段階で反映していきます。

また、施策の推進による SDGs で示すゴールやターゲットへの貢献度については、把握、整理を行い、年次報告書における施策の進捗状況の点検・評価と併せて、公表をしていきます。

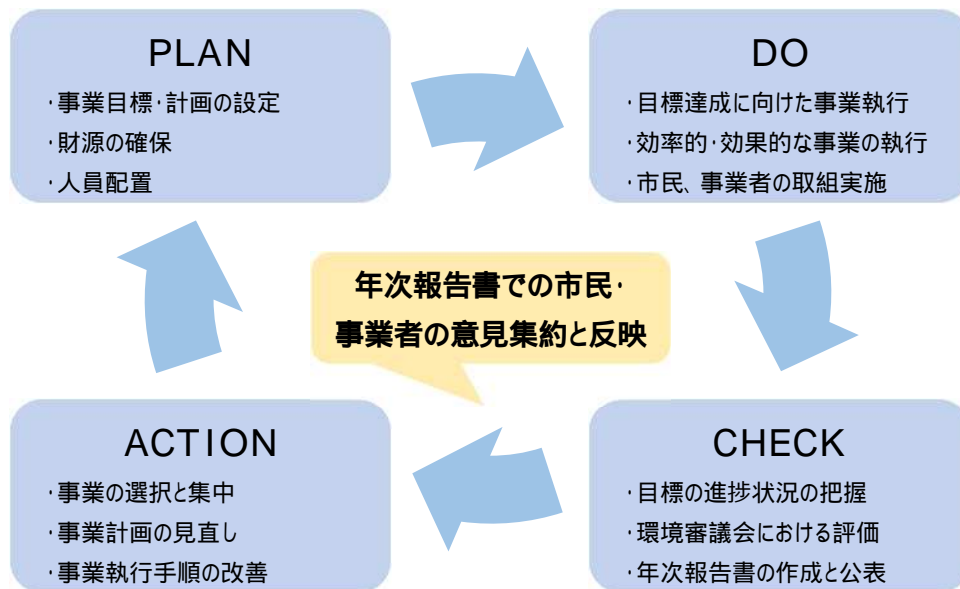


図 5-2 PDCA による施策の進行管理

(2) 計画の見直し

本計画で定めた望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」はおおむね 20 年後の中・長期的目標として据えています。

そのような中、本計画の計画期間は令和 2（2020）年度から令和 9（2027）年度までの 8 年間としていますが、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応するため、4 年を経過した時点を目途に、必要に応じて計画の変更を行うこととしておりました。このようなことから、令和 5（2023）年度に、評価・検証を行い、計画の改定を行いました。

令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度は改定後の計画にて、引き続き、施策の推進・進行管理を行うとともに、望ましい環境像を見据えた中・長期的な視点により、令和 10（2028）年度を始期とする次期計画の策定に向けた検討を進めていきます。

資料編

1. 第3次相模原市環境基本計画改定（令和5年度）の経過

本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき設置された「相模原市環境審議会」のほか、市民・事業者の方々のご意見を踏まえて改定しました。

(1) 相模原市環境審議会の開催状況

開催日	主な審議内容
令和5（2023）年5月23日	計画改定のポイントについて アンケートの実施について
令和5（2023）年8月7日	市民・事業者アンケートの実施結果について 基本目標の達成の目安となる指標の見直しについて
令和5（2023）年10月2日	基本目標の達成の目安となる指標の見直しについて 計画の中間改定案について

【相模原市環境審議会委員名簿】

選出区分	委員名	所属・役職
学識経験者	一色 正男	神奈川工科大学 研究推進機構 特命教授
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 教授
	川久保 俊	法政大学 デザイン工学部 教授
	高田 久美子	麻布大学 生命・環境科学部 特任助教
	田中 充 【会長】	法政大学 名誉教授 法政大学地域研究センター客員教授
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授
	山田 とし子 【副会長】	相模女子大学 栄養科学部 教授
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 教授
市内の公共的団体 等の代表者	浅見 佳寿	相模原の環境をよくする会 会長
	木村 郁子	さがみはら消費者の会 委員
	熊谷 弘	相模原市自治会連合会 理事
	斎藤 奈美	（特非）and Advance 副代表理事
	佐藤 治男	さがみはら津久井森林組合 代表理事組合長
	西山 美香	相模原市立小中学校校長会 委員
	取住 悦子	相模原商工会議所 副会頭
	古屋 伸夫	（特非）かながわ環境カウンセラー協議会 相模原支部長
	山崎 和彦	さがみはら津久井森林組合 代表理事組合長
関係行政機関の職員	増田 大美	（環境省）関東地方環境事務所 環境対策課長
公募	牛尾 良一	
	小嶋 雅司	
	宍戸 和夫	

）審議期間中（令和5（2023）年5月23日以降）に退任された委員

(2) 市民等アンケート調査

市民及び事業者の環境全般に関する関心度や普段の取組状況等を調査することを通じて、計画策定時の実施結果からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行うため、市民等に対してアンケート調査を実施しました。

● 市民アンケート調査

① 調査方法

市民アンケート調査では、市民を対象にアンケート調査を実施しました。調査方法については下表に示します。

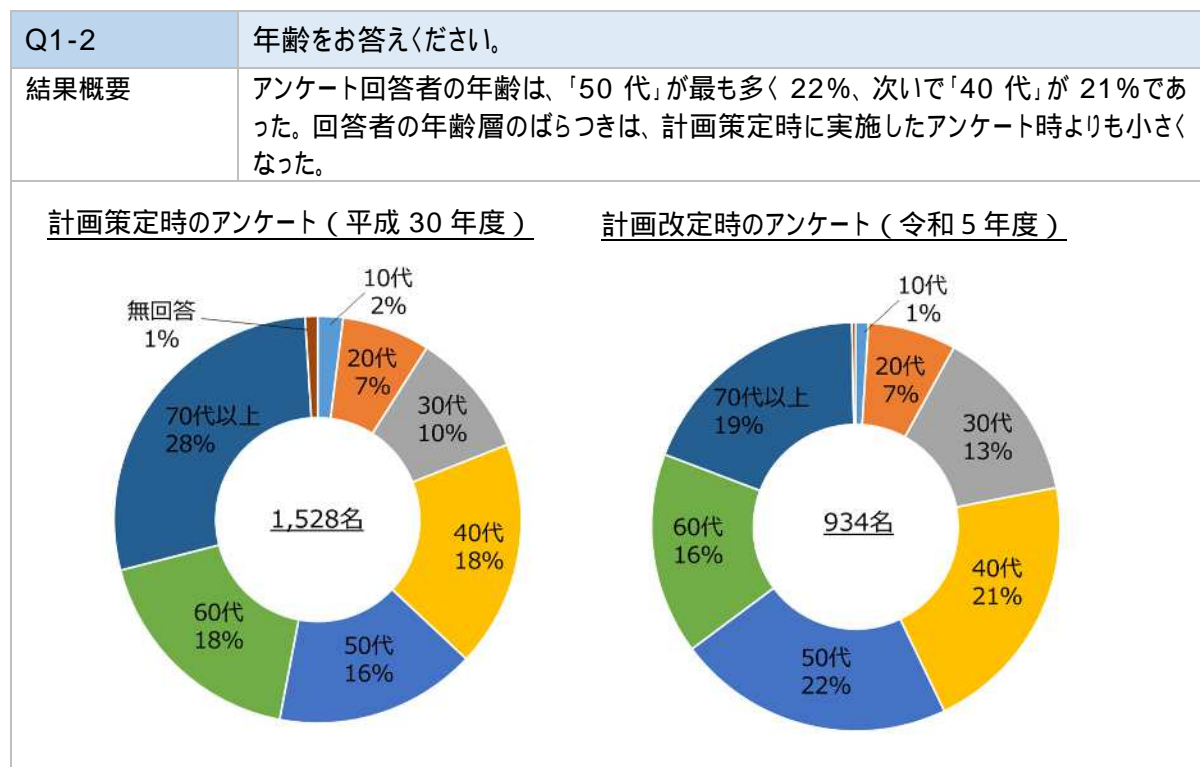
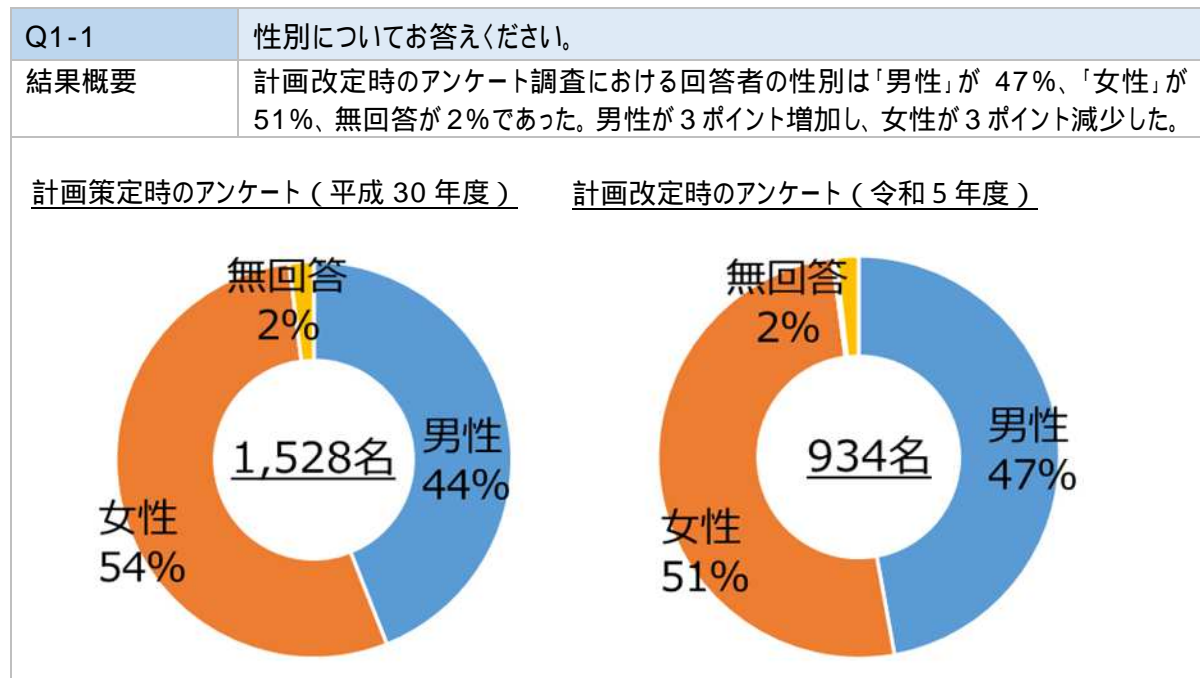
表 調査方法

調査の目的	市民の環境全般に関する関心度や普段の取組状況等を調査することを通じて、計画策定時に実施したアンケート（平成30年度）の結果からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行う。
設問内容	環境全般に関する設問について、設問内容及び各設問の選択肢は、計画策定時に実施したアンケートと同様とするが、計画策定時からの市民の環境問題に対する意識、行動の変容を図るための設問を追加（Q2-6）。
調査の対象	市民 5,000 名（無作為抽出）
調査の実施方法	郵送配布・オンライン回収 （希望者には、調査票を送付し郵送で回収）
調査期間	令和5（2023）年6月16日～7月6日（約3週間）

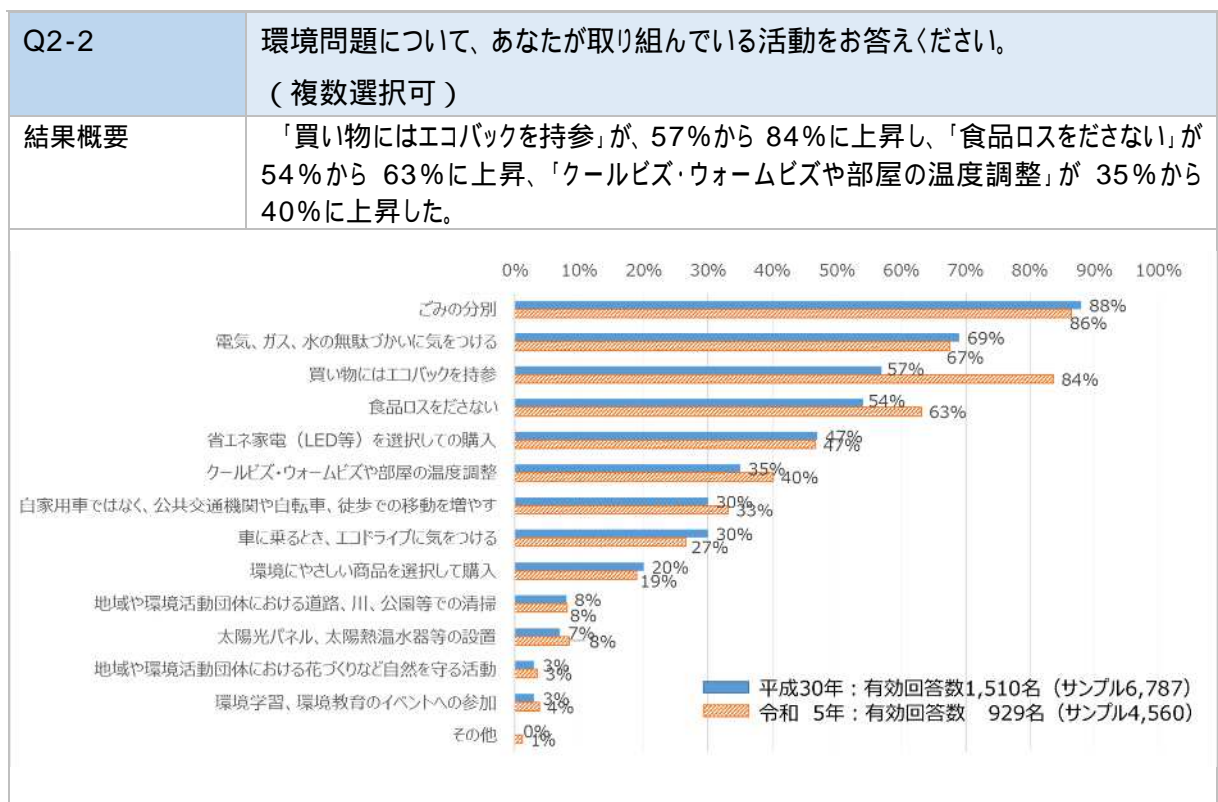
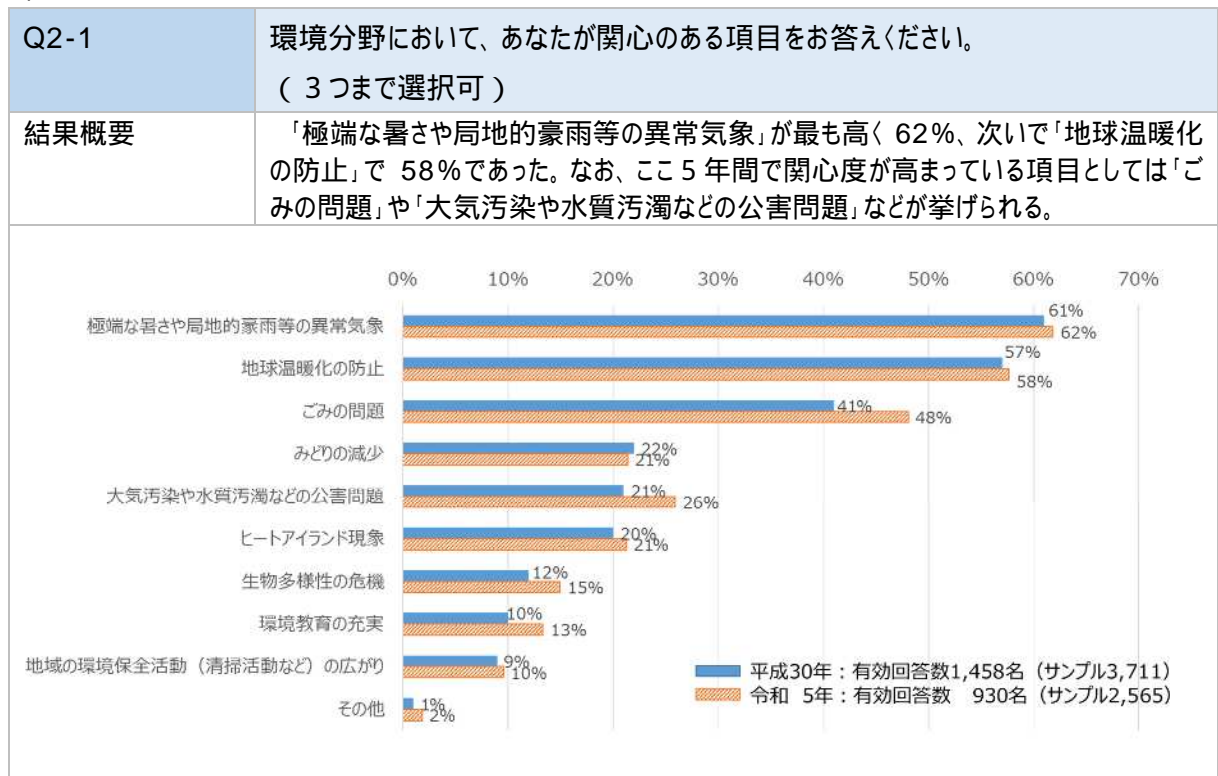
② アンケート調査結果

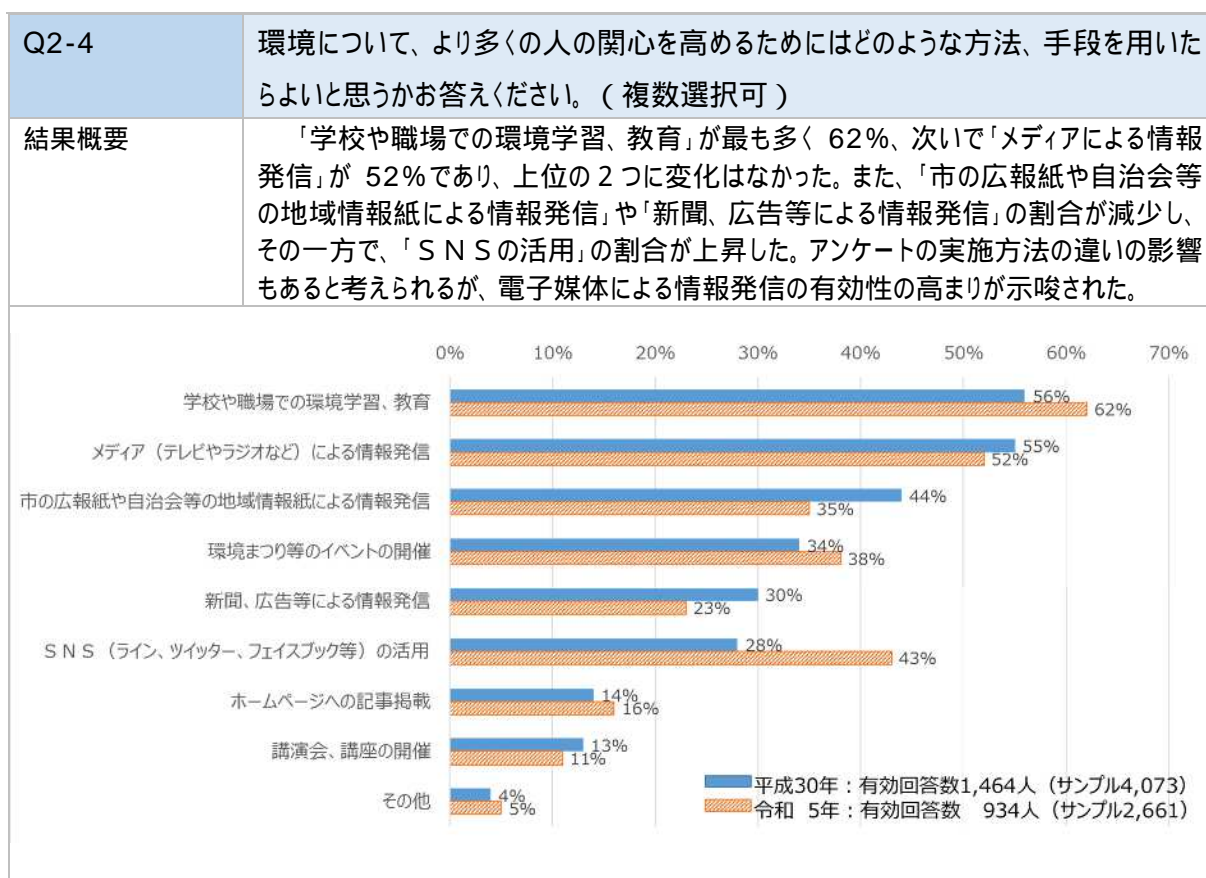
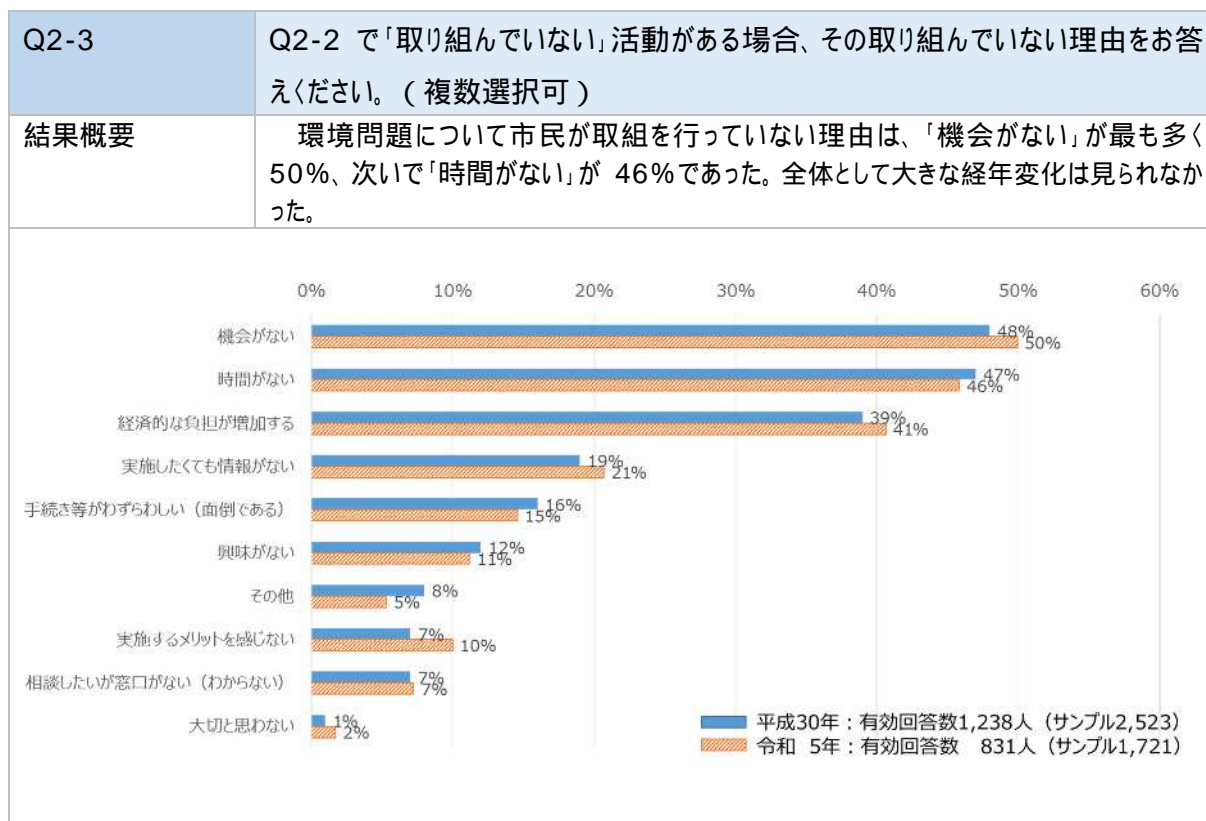
市民アンケート調査は、配布数が5,000名、回収数が934名、回収率が約19%でした。調査結果は次項に示します。

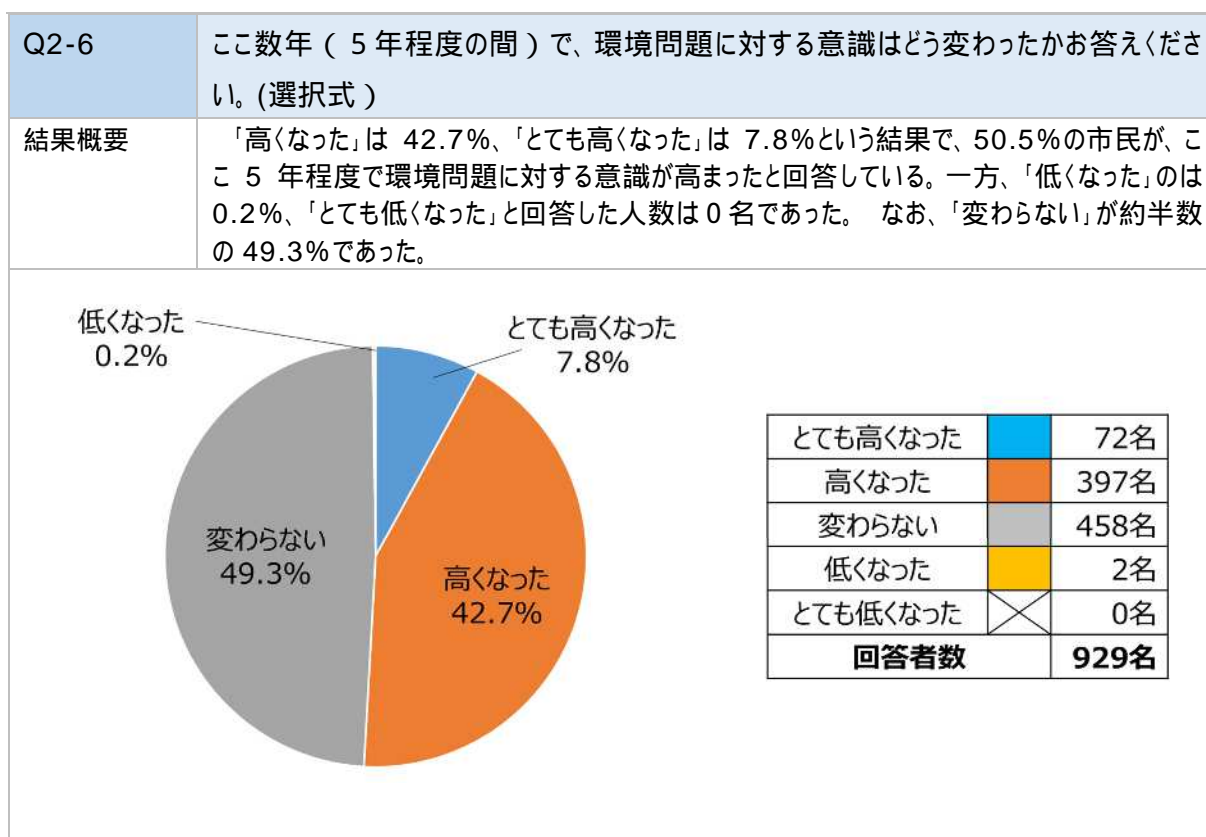
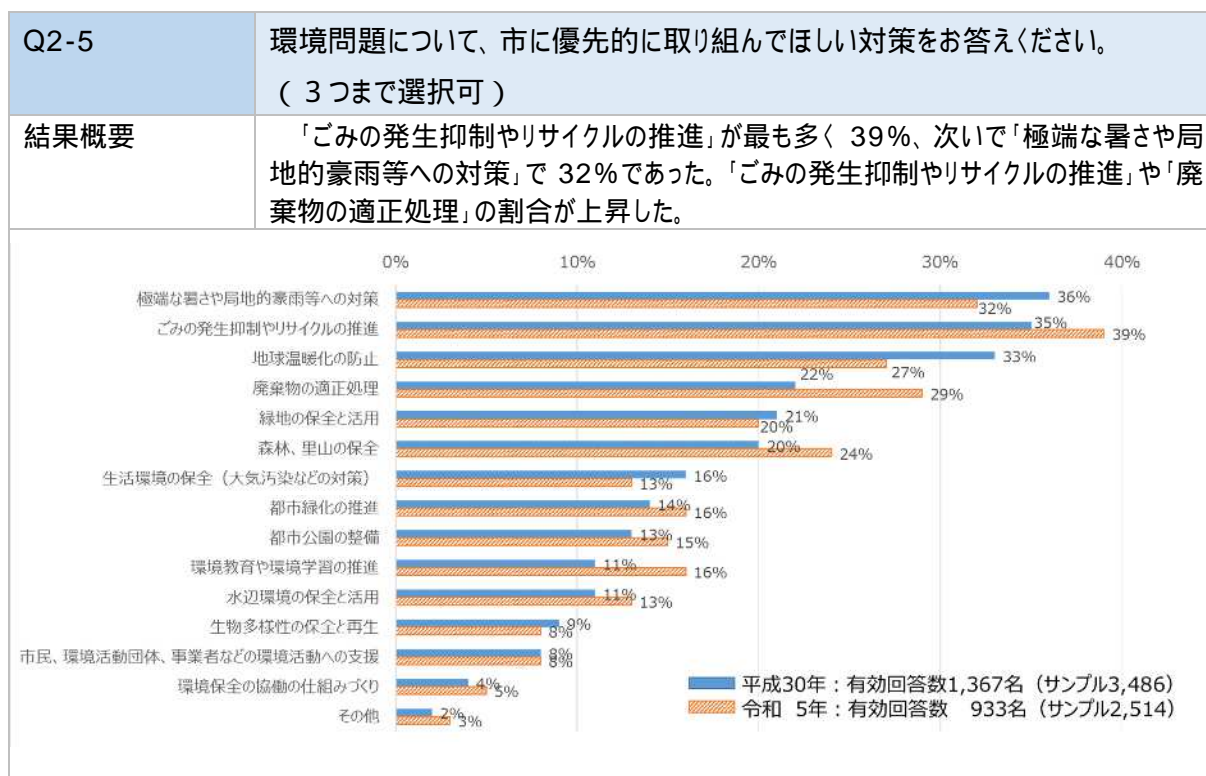
1) 回答者の情報に関する設問



2) 環境全般に関する設問







Q2-7	Q2-6 の回答で「とても高くなった」「高くなった」を選択した方にお聞きします。環境問題に対する意識が高くなったきっかけや、ここ数年（5年程度）の間に新たに始めた環境行動などがあれば、ご記載ください。<自由記入欄>
結果概要 環境に対する意識が高くなったきっかけ	「意識が高くなったきっかけ」について記載のあった203名のうち「自然災害の増加や地球温暖化の実感」と回答したのが96名（回答者の全体の47%）であった。
カテゴリ	意見（一部抜粋）
自然災害の増加、 地球温暖化の実感 （96名）	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が一因と考えられる極端な暑さや極端な豪雨が頻発している。 ・異常気象や地球温暖化を肌で感じるようになった。 ・100年に一度の甚大な自然災害が近年多発している。地球環境の変化を肌で感じる。 ・気象の変化（巨大台風、線状降水帯、海水温上昇）。土砂災害の多発。 ・自分が子供のころだったときに比べ、気温、気象が明らかに変化しているのを感じる。
メディアからの情報発信 （25名）	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアで発信する回数が増えているため。 ・レジ袋やペットボトルによる海洋汚染の悪化をテレビで見て。 ・地球規模の温暖化がクローズアップしていることが多くのメディアで日々報告されているため。
SDGsの浸透 （17名）	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年問題及びSDGsの取り組みを知ったのがきっかけとなった。 ・SDGsの取り組みに共感したため。 ・SDGsの言葉の広がりや、企業の取り組みが目に入るようになったことがきっかけとなった。
家庭状況の変化 （15名）	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、子どもの誕生によって、子どもたちや将来の子どもたちの未来を考えるきっかけになった。 ・子供ができ、子供たちの為にも将来に渡り持続可能な社会が必要だと実感した。 ・家の購入を考える中で、カーボンニュートラルの説明などを受けた。
子どもの学校教育の影響 （8名）	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が学校で学んできたことを聞いて意識するようになった。 ・子供にゴミの問題や環境の問題について聞かれたことで自分自身も考えるようになった。 ・子供が学校でゴミ問題についての勉強をして相模原市の現状を教えてくれたため。
光熱費や物価の高騰 （7名）	<ul style="list-style-type: none"> ・電力不足や光熱費の高騰により、節電や省エネへの意識が高まった。
その他の意見 （51名）	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での啓発活動がきっかけになった。 ・仕事に於いて環境問題が不可欠になったため。 ・ゴミ袋有料化やストロー廃止など、企業側が動くとはり意識が高くなる。 ・様々な分野のセミナーや勉強会で環境問題に取り組んでいる事業をされている方々との出会いがきっかけになった。 ・一般ごみの収集が週3回から2回に変わって、ゴミに対する意識は確実に変わった。 ・サッカーの試合観戦に行ったときにマイクロプラスチック問題を紹介するブースがあったため。 ・近所の公園での美化アダプトに参加している事がきっかけ。 ・CO2排出規制をめぐる世界的取り組みを知って。 ・コロナ禍、じっくり将来について考える時間ができた。

【自由記入欄】に「環境問題に対する意識が高くなったきっかけ」について記載のあった203名の意見を集計。複数の意見を記載した回答もあるため、合計しても203名にはならない。

Q2-7	Q2-6の回答で「とても高くなった」「高くなった」を選択した方にお聞きします。環境問題に対する意識が高くなったきっかけや、ここ数年（5年程度）の間に新たに始めた環境行動などがあれば、ご記載ください。（自由記入欄）
結果概要 ここ数年で新たに始めた環境行動	「新たに始めた環境行動」について記載があった189名のうち、上位4つの取組は、「ごみの分別」が50名、「エコバッグの持参」が36名、「電気、ガス、水の無駄遣いに気を付ける」が33名、「食品ロスを出さない」が20名であった。
カテゴリ	意見（一部抜粋）
ごみの分別 （50名）	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんとゴミの分別をするようになった。 ・ゴミの分別やりサイクルに積極的になった。 ・SDGsなどの特集を見て、ゴミの分別などに力を入れるようになりました。
エコバッグの持参 （36名）	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化で、エコバッグやマイカゴを常備するようになりました。 ・エコバッグの使用が当たり前になった。
電気、ガス、水の無駄遣いに気を付ける （33名）	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がなるべく同じ部屋で過ごすように心掛けるようになった。 ・食洗機を使用することによって、節水を心掛けている。 ・気象が変わってきているのを感じるので温暖化の対策のために省エネに取り組むようになった。
食品ロスを出さない （20名）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄ロスとして訳あり商品を積極的に購入。野菜も皮やヘタなど活用。 ・野菜や冷蔵庫の中のをダメにしてしまうことが時々あったが、気をつけて管理するようにし、家庭内での食品ロスが減ってきています。 ・消費期限が近い商品を購入するようにしている。
ごみの減量化 （13名）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポストの購入により、生ごみの削減に取り組んでいる。 ・ゴミを出さない努力をするようになった。 ・生活サイクル見直しによる排出ゴミの削減などに取り組み始めた。
環境にやさしい商品を選択して購入する （11名）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に負荷の少ない商品を当たり前のように選択・購入するようになった。 ・コストを見ながら同一額の製品であれば環境に良い製品を選ぶ様に心掛けている。 ・購入するときにプラ容器より紙容器のものを選択することが増えました。
清掃活動への参加 （11名）	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前や近所の公園の清掃活動 ・地域の活動に積極的に参加するように心がけるようになった。
公共交通機関や自転車、徒歩での移動を増やす （10名）	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄に車に乗らず、なるべく自転車をつかう。 ・移動はできるだけ公共交通機関か徒歩
その他の意見 （85名）	<ul style="list-style-type: none"> ・照明をLED化した。 ・電化製品の省エネ商品の購入。 ・空調効率を高めるために、カーテンを遮熱性能のあるものに交換した。 ・ペットボトルの飲み物（お茶、水）を買わなくなった。いつも水筒持参。 ・家に太陽光パネルを設置した。 ・自宅の庭にはせめても思い木々を植えている。 ・自然エネルギー電力会社の利用 ・自分では使わない物を寄付する。 ・募金 ・温暖化で特に夏の暑さはつらいので、庭に水をまくなどしている。

【自由記入欄】に「新たに始めた環境行動」について記載のあった189名の意見を集計。複数の意見を記載した回答もあるため、合計しても189名にはならない。

● 事業者アンケート調査

① 調査方法

事業者アンケート調査では、事業者を対象にアンケート調査を実施しました。調査方法については下表に示します。

表 調査方法

調査の目的	事業者の環境全般に関する関心度や普段の取組状況等を調査することを通じて、計画策定時に実施したアンケート（平成 30 年度）の結果からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行う。
調査の対象	事業者 95 社（相模原の環境をよくする会 会員企業）
調査の実施方法	メール、郵送で配布・オンライン回答
調査期間	令和 5（2023）年 7 月 6 日～7 月 26 日（約 3 週間）

② アンケート調査結果

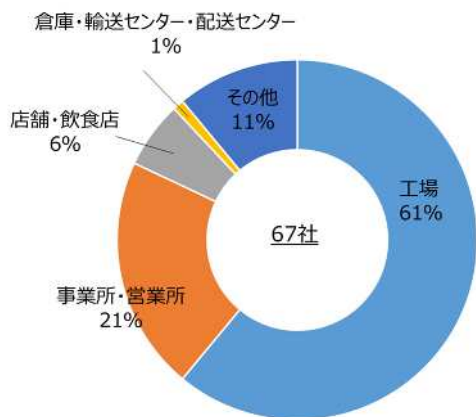
事業者アンケート調査は、配布数が 95 社、回収数が 69 社、回収率が約 73%でした。調査結果は次項に示します。

1) 回答者の情報に関する設問

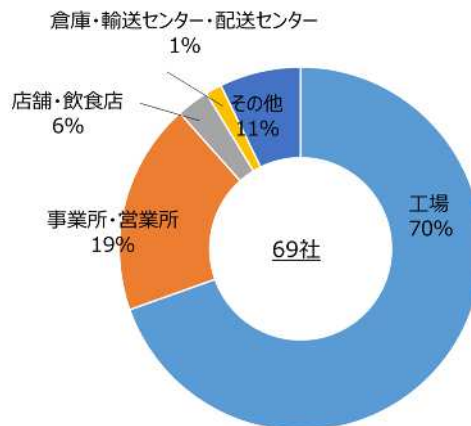
Q1-1	貴事業所の主な業種を 1 つお答えください。
結果概要	回答を得た事業所では「製造業」が 67%を占めており、次いで「建設業」が 9%、「卸売業、小売業」が 6%であった。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>計画策定時のアンケート（平成 30 年度）</p> <p>67社</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>計画改定時のアンケート（令和 5 年度）</p> <p>69社</p> </div> </div>	

Q1-2	貴事業所の事業形態をお答えください。
結果概要	工場が70%で最も多く、次いで「事業所・営業所」が19%、「店舗・飲食店」が6%であった。

計画策定時のアンケート（平成30年度）

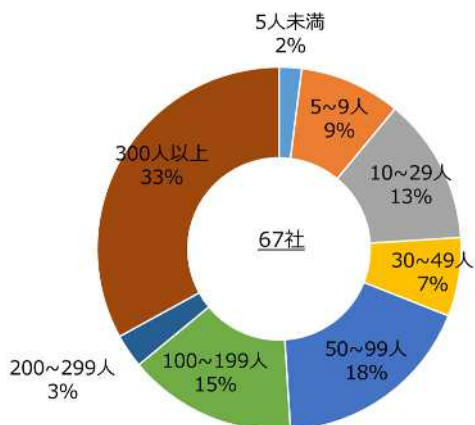


計画改定時のアンケート（令和5年度）

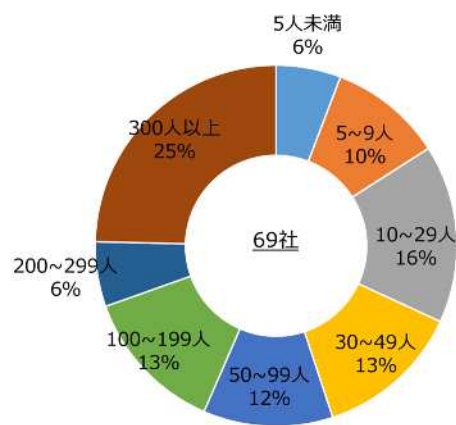


Q1-3	貴事業所のパート・アルバイトを含む従業員数をお答えください。
結果概要	「300人以上」が25%で最も多く、次いで「10～29人」が16%、「30～49人」と「100～199人」が13%であった。平成30年のアンケートと比べ、事業所の規模としては満遍なく回答が得られた。

計画策定時のアンケート（平成30年度）

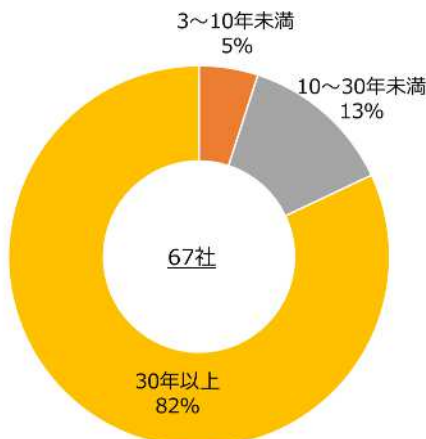


計画改定時のアンケート（令和5年度）

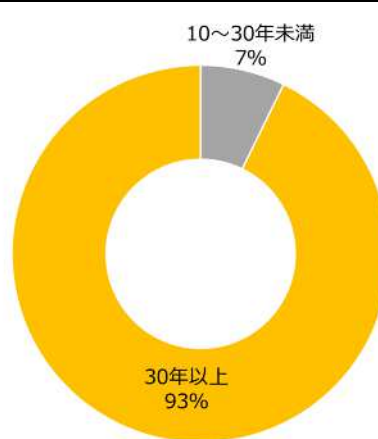


Q1-4	貴事業所の操業年数をお答えください。
結果概要	「30年以上」が93%で「10～30年未満」が7%であった。

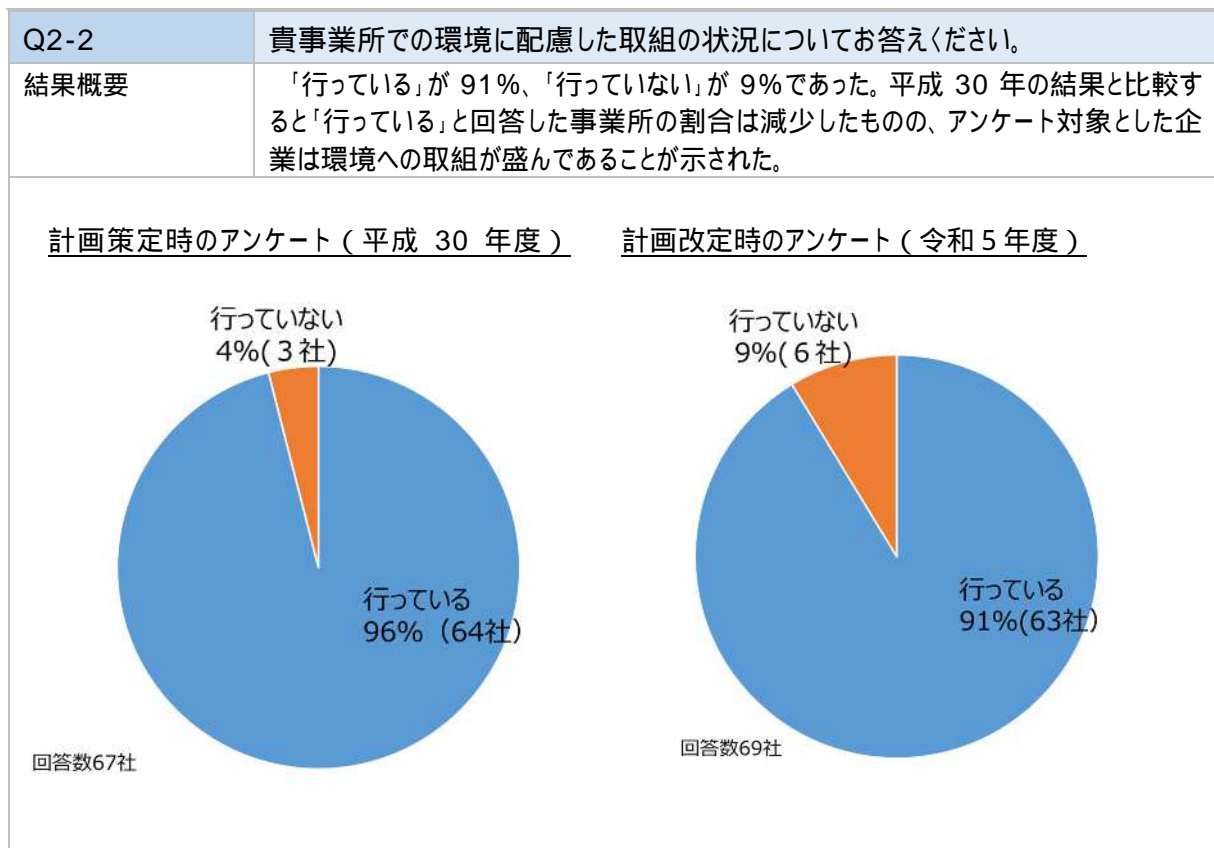
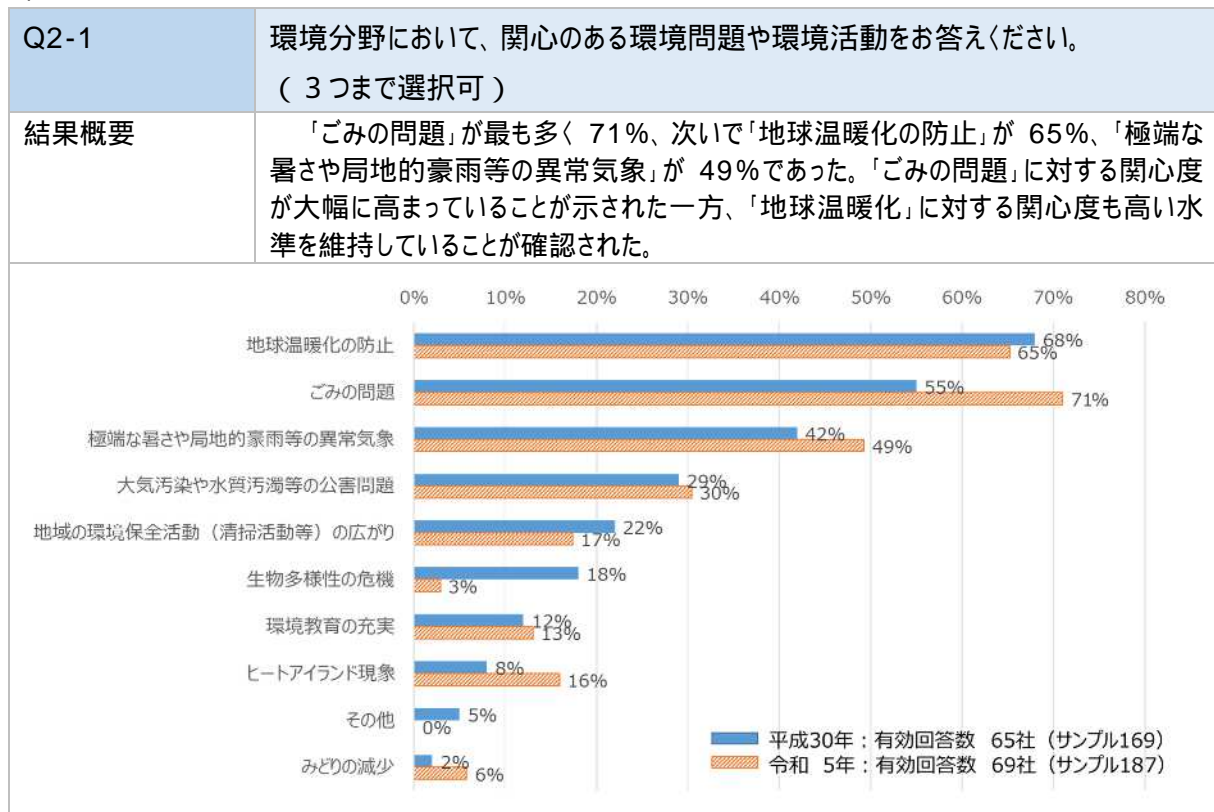
計画策定時のアンケート（平成30年度）

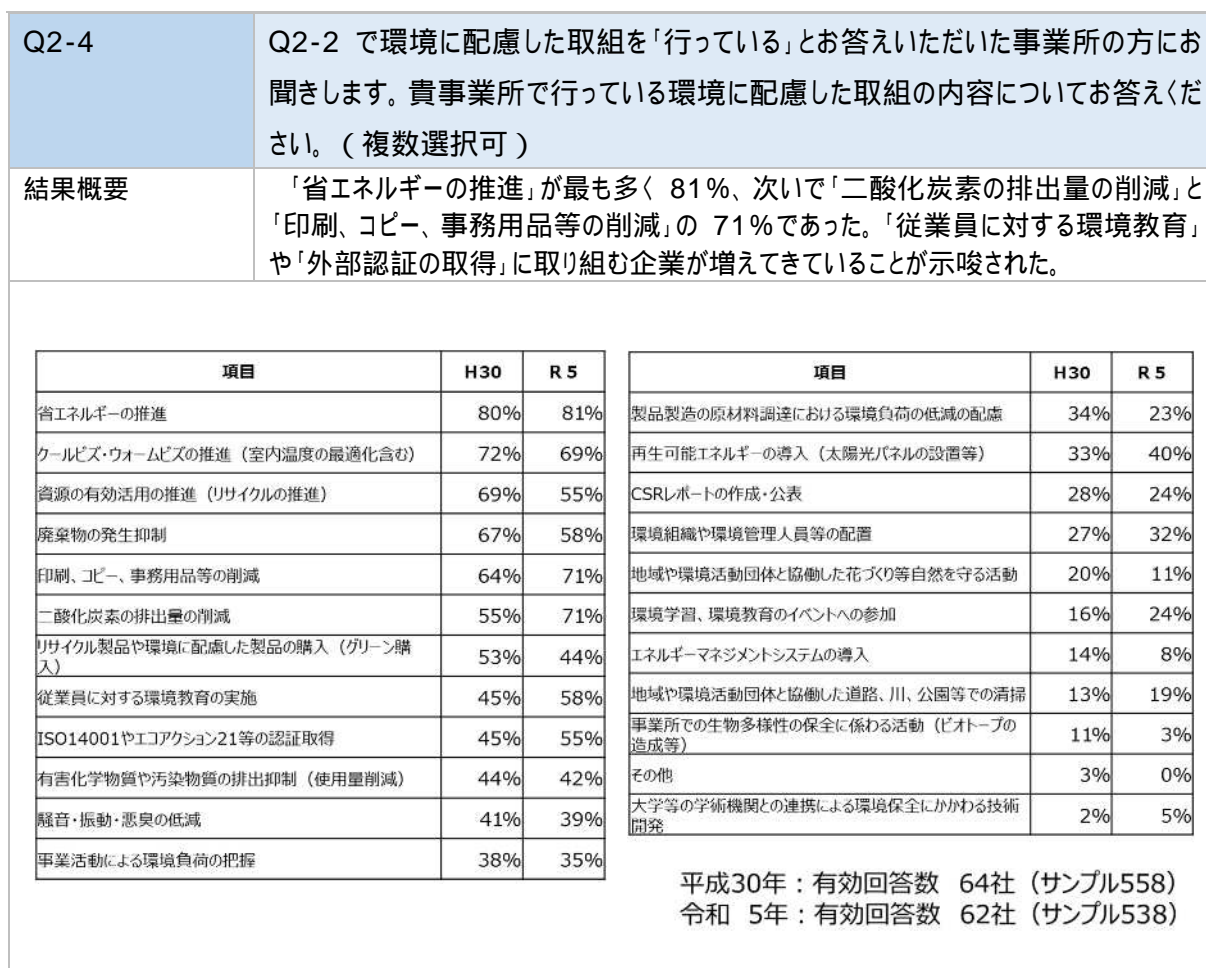
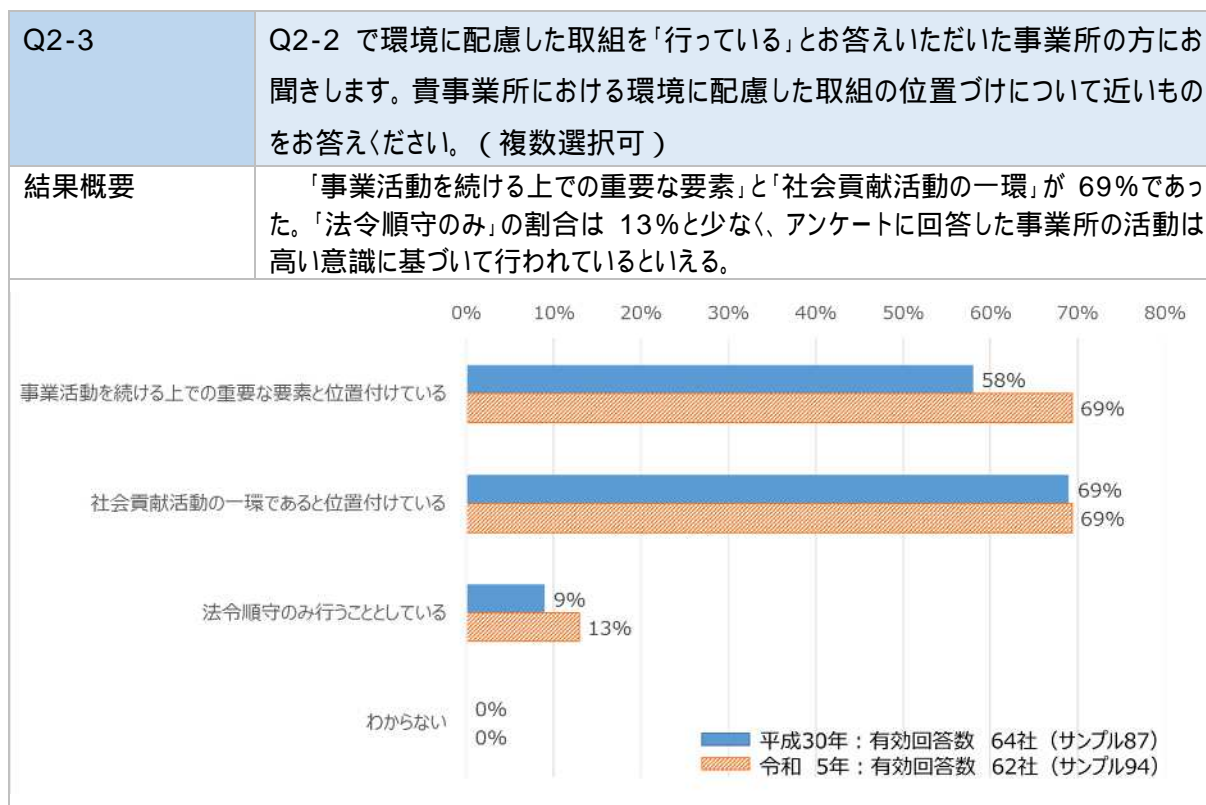


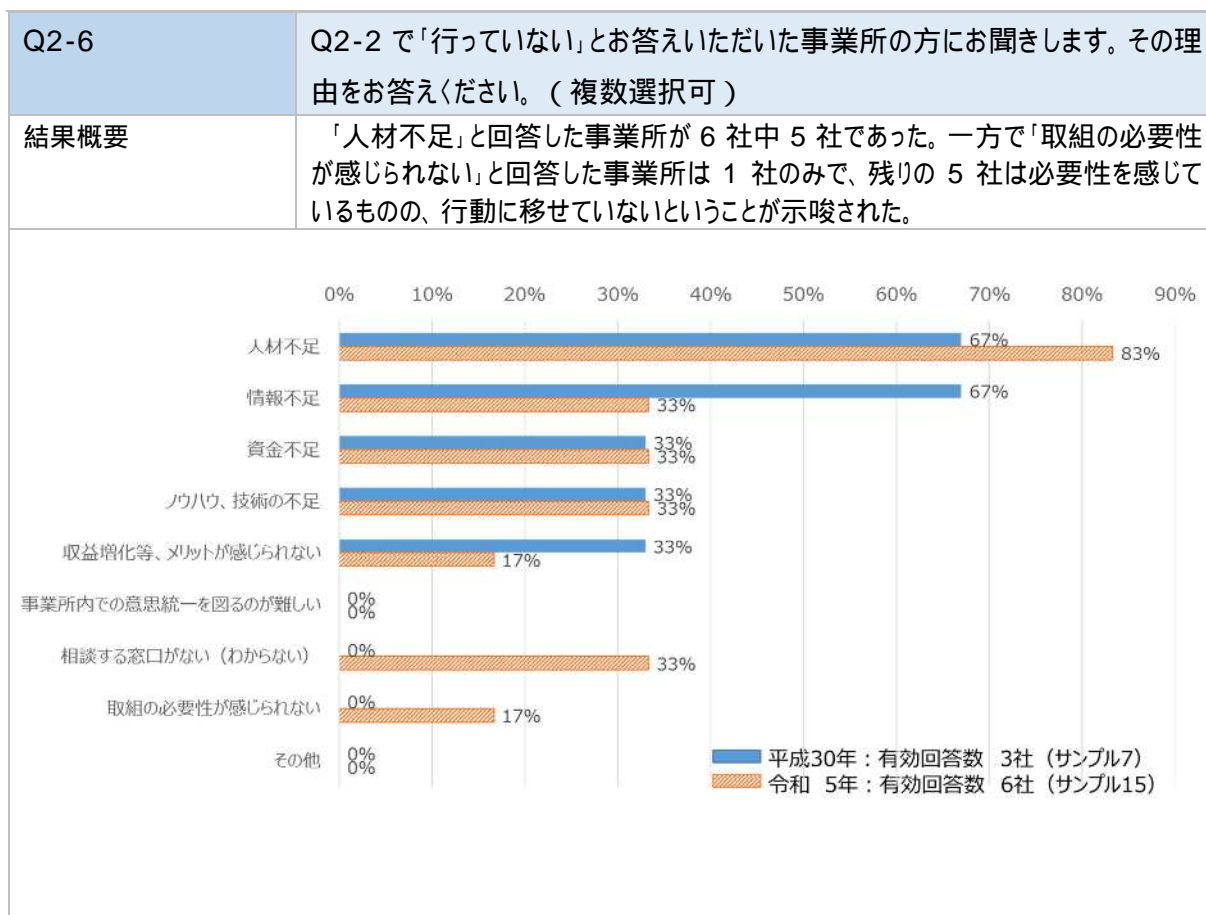
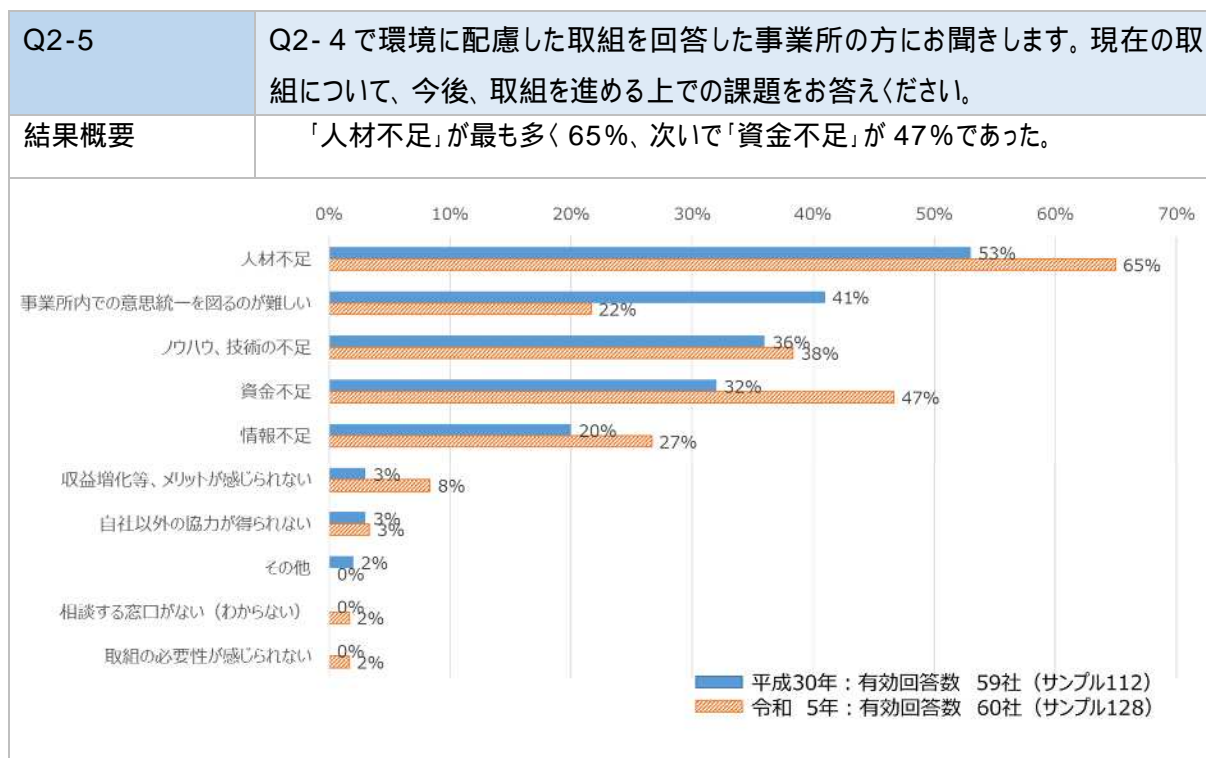
計画改定時のアンケート（令和5年度）

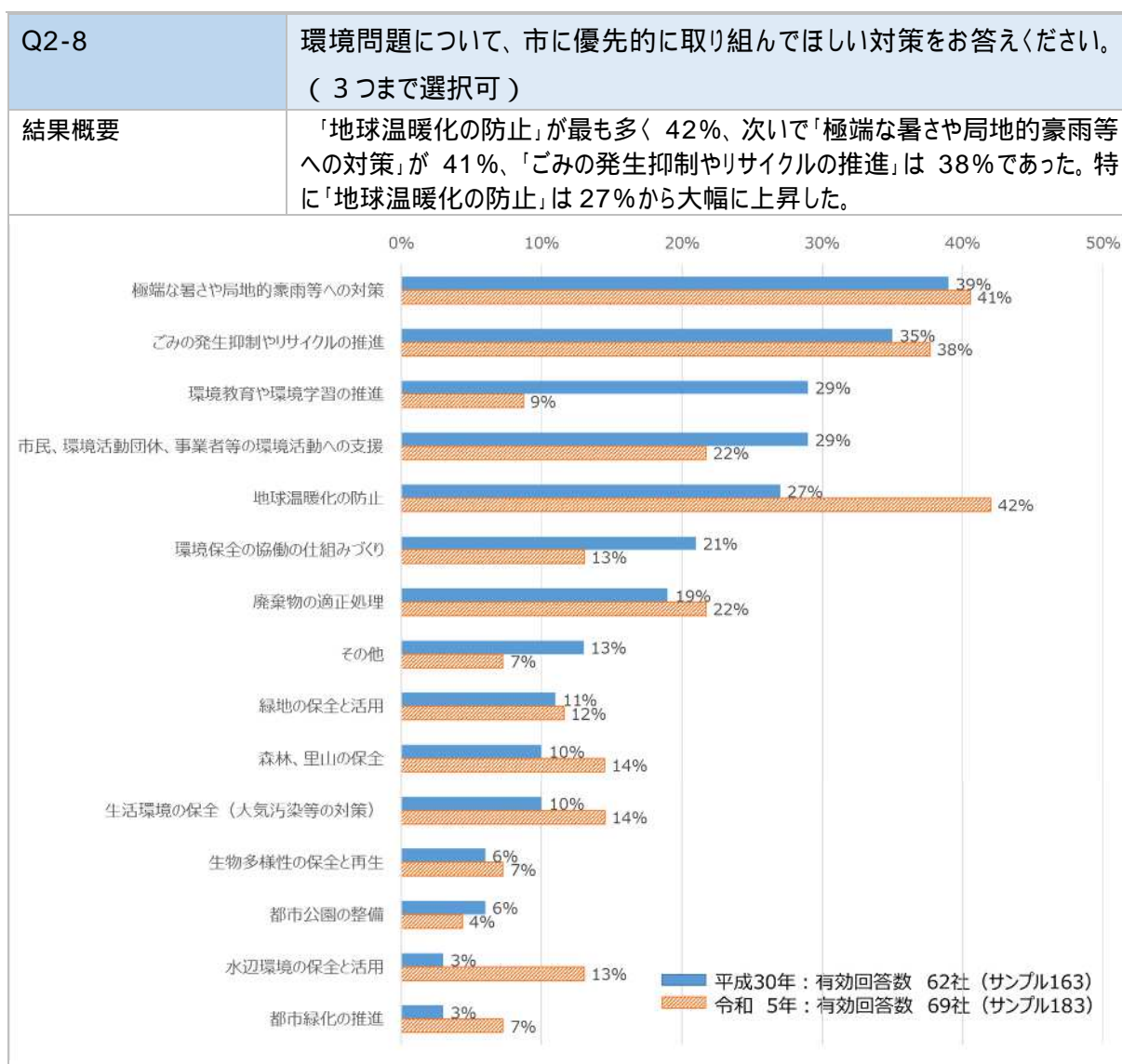
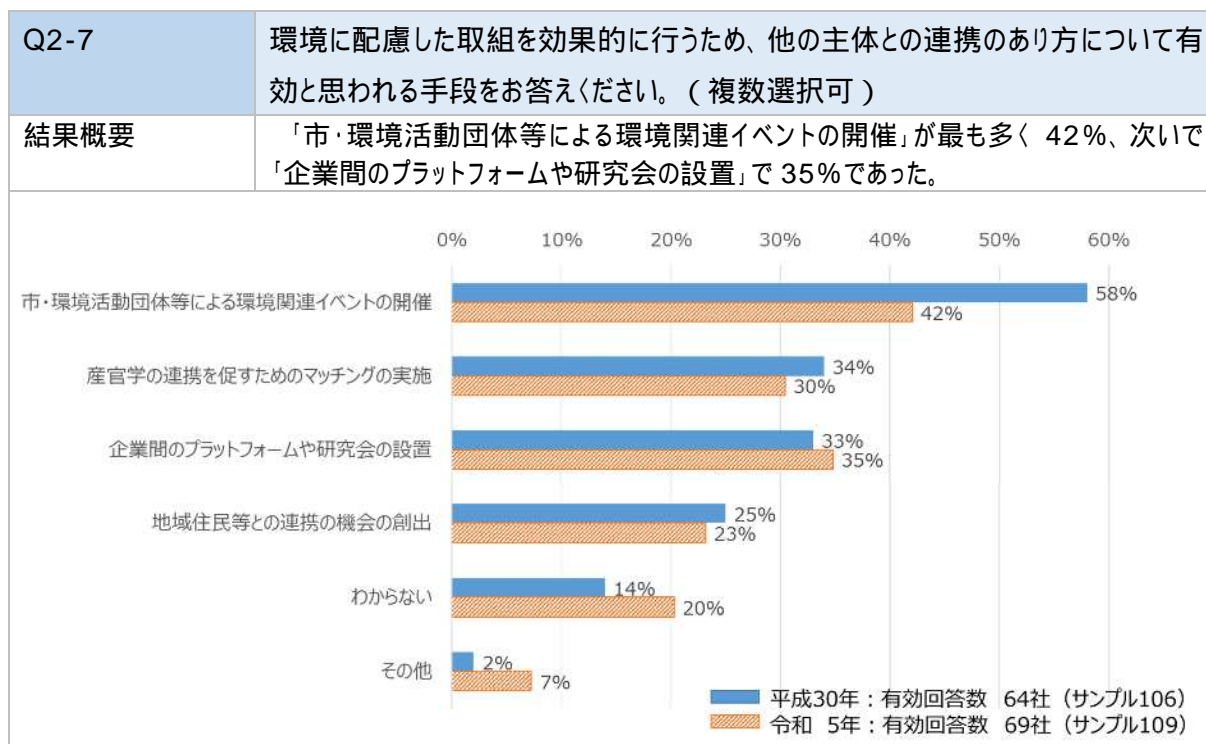


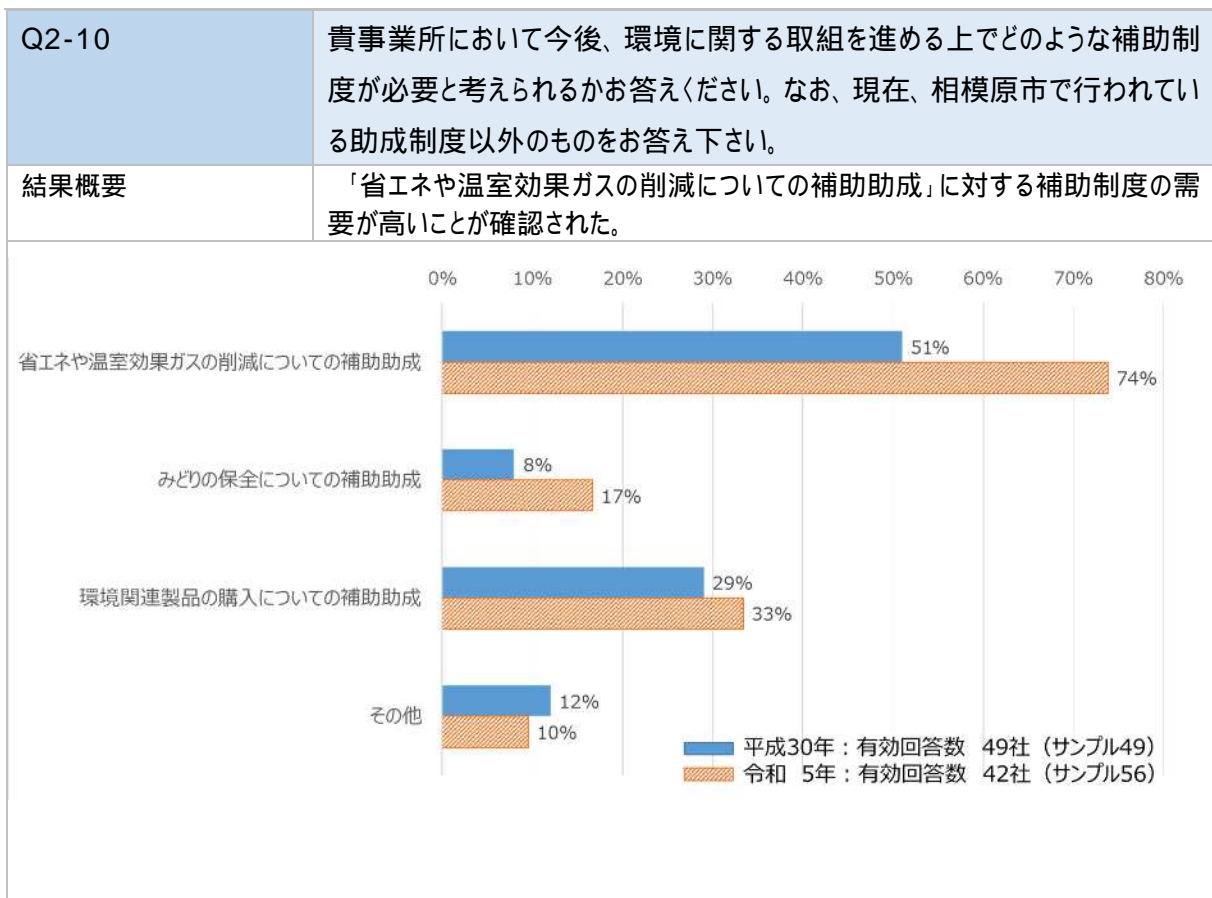
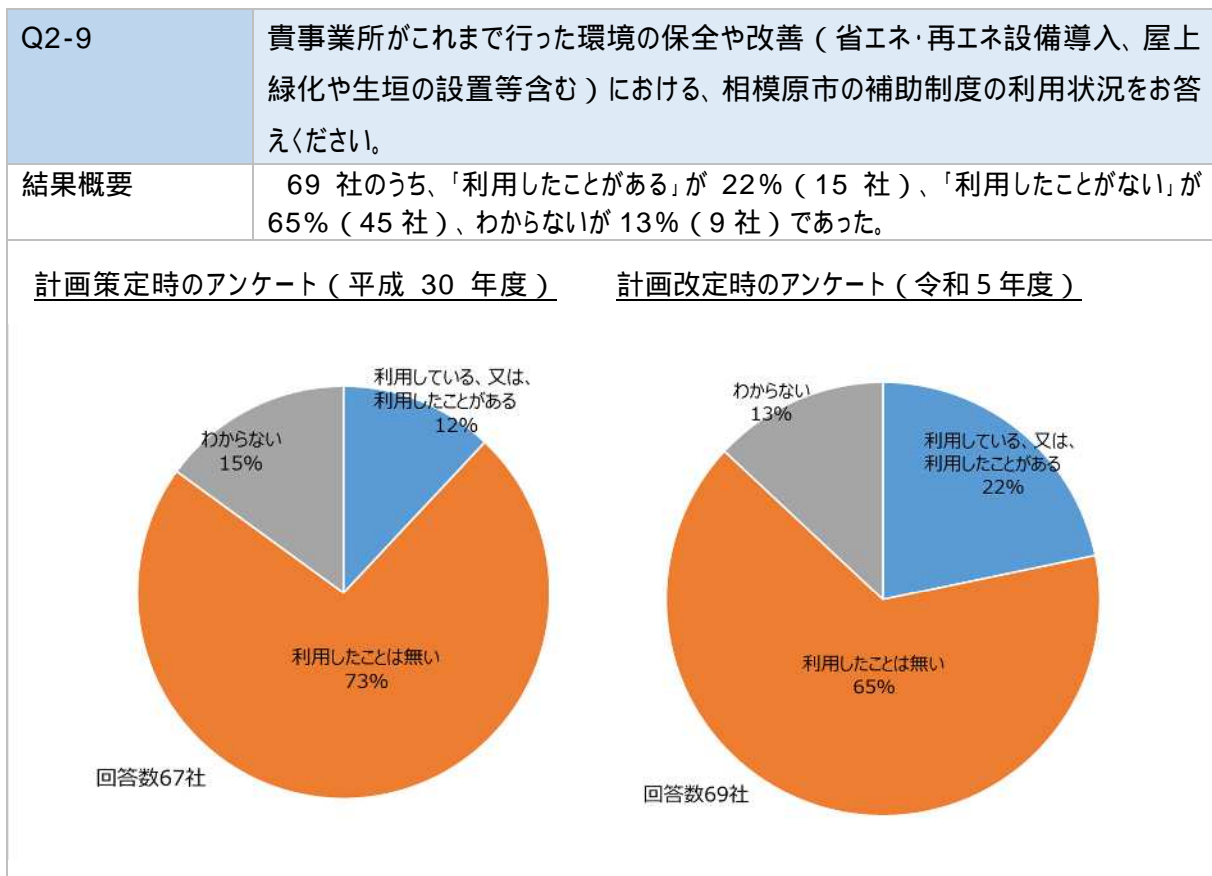
2) 環境全般に関する設問

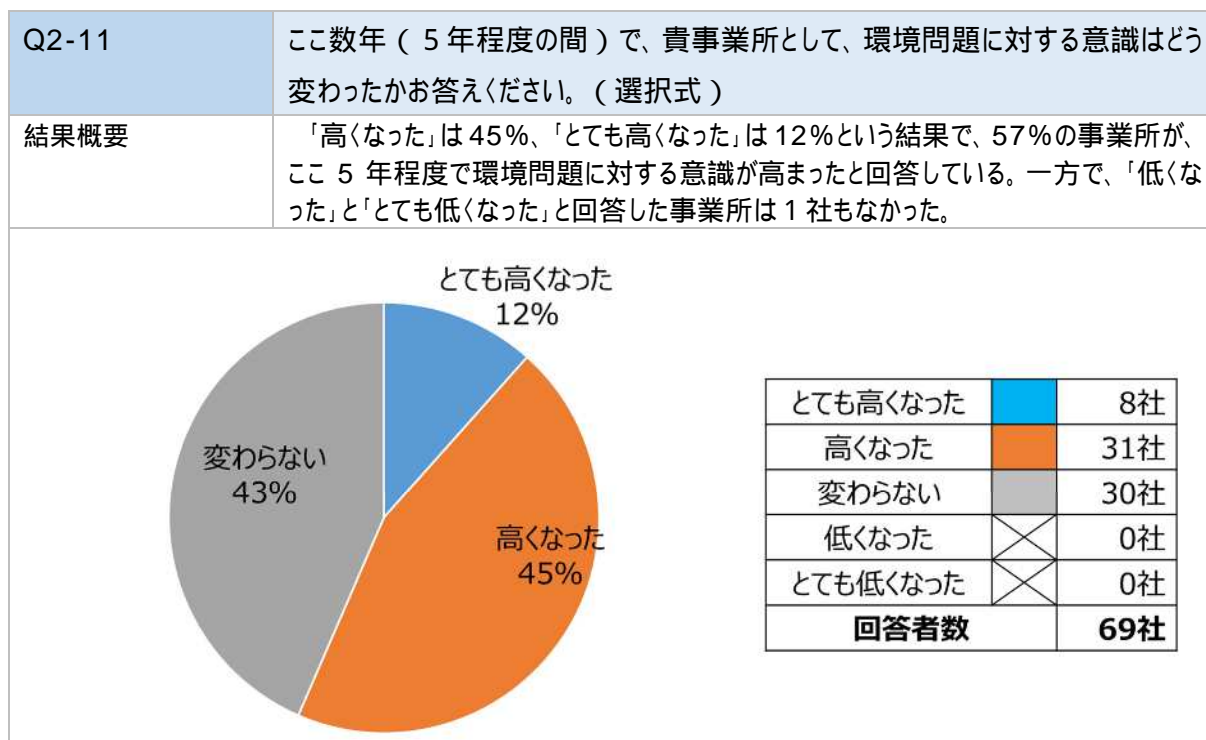












Q2-12	Q2-11の回答で「とても高くなった」「高くなった」を選択した方にお聞きします。貴事業所として、ここ数年（5年程度）の間に環境問題に対する意識が高くなったきっかけがあれば、ご記載ください。（自由記入欄）
結果概要	「SDGsに触れる機会が増えた」、「取引先から環境配慮への要求があった」などの「社会的要請の高まり」が21意見、「燃料費の高騰」が9意見、「地球温暖化の実感」が3意見であった。
カテゴリ	意見（一部抜粋）
SDGsの浸透など、社会的要請の高まり（21意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・国がカーボンニュートラルの具体的な目標を宣言したこと。 ・「サステナブル経営」、「カーボンニュートラル」、「SDGs」への取り組みを始めたことによる。 ・会社としてサステナ投資に注力し始め、「お金をかけてもやるべきこと」であることが浸透しつつある。 ・取引先からの環境問題への取組要請 ・会社を買収された、親会社の環境問題に関する関心が高いため。
燃料費の高騰（9意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金高騰を契機に、環境問題にくわえ金銭的側面からも省電力についての経営者の意識が高まった。 ・燃料価格高騰による需給ひっ迫
地球温暖化の実感（3意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化、気候変動により異常気象が起り災害が多発するようになってきた。（地球温暖化加速） ・集中豪雨等への対策が限界（工業団地内の水道管が細く逆流してくる。）
その他（5意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により業務体制が大きく変化してきた。 ・原材料品の環境調査 ・法律改正等

【自由記入欄】に「新たに始めた環境行動」について記載のあった32社の意見を集計。複数の意見を記載した回答もあるため、合計しても32意見にはならない。

Q2-13	Q2-11の回答で「とても高くなった」「高くなった」を選択した方にお聞きします。貴事業所として、ここ数年（5年程度）の間に新たに始めた取組等があればご記載ください。（自由記入欄）
結果概要 環境に対する意識 が高くなったきっかけ	「照明のLED化」を実施した事業所が5社見られた。「太陽光発電の導入」を実施した事業所は4社見られた（導入に向けた勉強会段階の事業所は1社見られた）。また、「電力の見える化による部署ごとの改善意識の向上」や「全従業員に対する環境教育の実施」を図ることで、事業所全体としての意識付けを図っている事業所も見られた。
意見（一部抜粋）	
・省エネ型の設備、空調の一部導入やLED照明の導入	
・社員への公共交通機関利用推進	
・工場移転の中で、ボイラーの化石燃料からLPGへの転換、再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入	
・寄付型自販機の設置、食堂フードロス（資源化）への取り組み	
・PPAによる再生エネルギーの利用。再エネ限定非化石証書付き電力利用	
・電力使用状況の見える化（構内電力系統毎に使用電力を収集）による各部署ごとの改善意識向上	
・事務所内の利用形態の見直し（テレワーク推進、職場デスクのフリーアドレス制など）	
・使用していない箇所の電気を消す、エアコン使用中の部屋は扉を閉める等の節電推進	
・デマンド監視装置を導入	

2. 相模原市環境基本条例

平成8年10月4日
条例第26号

前文

私たちのまち相模原は、相模野の広い台地や相模川の雄大な流れと、神奈川県の水源地域として重要な役割を担っている森林や湖に象徴される豊かな自然環境に恵まれ、人々のたゆみない努力により首都圏における中核都市として着実に発展してきた。一方、こうした都市の発展に伴う社会経済活動により、近年では自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大など私たちの生活に密着した問題が生じてきている。さらに、今日の環境問題は、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模へと拡大し、将来の世代に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有しているだけでなく、良好な環境を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。相模原市では、人と自然との共生の下調和の取れた豊かな環境づくりを目指し「相模原市環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取組を行っているところである。この取組を更に推進し、市、事業者及び市民が一体となって、環境の保全と創造に努めることにより、快適で住み良い相模原を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力を図り行うものとする。
4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全

及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、市の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう自ら努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように努めるとともに、その製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 生き物の生態又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、樹林地、水辺地、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある環境の保全及び創造を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的文化遺産の保全等を図ること。

(4) 廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 水源地域においては、広域的な役割を果たすため、森林資源の保全及び育成並びに河川及び湖沼の水質を保全するとともに、水資源の活用を努めること。

(平17条例127・一部改正)

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策の方向その他の必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境教育及び環境学習の推進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進するため、環境の保全及び創造に関する知識等の普及又は啓発、市民等からの相談への対応、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充等に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第10条 市は、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 施策推進のための方策

(市民等の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。(年次報告書の作成等)

第12条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。(市民等の自主的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自主的に行う緑化の推進に関する活動、廃棄物の減量化・資源化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、調査等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第9条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに第13条に規定する市民等が自主的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の提供に努めるものとする。

(財政措置)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、市の機関相互の調整及び市民等との協力を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

附則

1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。

2 さがみはら環境プラン(平成5年3月策定)は、第8条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附則(平成17年12月21日条例第127号)この条例は、平成18年3月20日から施行する。

3. 用語集

用語	解説
【ア行】	
アスベスト (石綿)	天然の鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。肉眼では見るできない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴があります。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。現在は、原則として製造等が禁止されています。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。
エコドライブ	環境にやさしい車の運転や使い方のことです。アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェックなどの 10 項目があり、地球にも人にもお財布にもやさしいというメリットがあります。
エコネットの輪	エコネットの輪の正式名称は「相模原市立環境情報センター事業協力者登録制度」です。市民活動団体、事業者、大学及び行政から、それぞれの立場又は環境活動リーダーとして、ボランティアや地域貢献活動を目的とする環境学習プログラムやイベント、各種環境情報を提供してもらい、学校や地域で行われる環境学習や環境活動を広く支援していく制度です。
エシカル消費	エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」と言います。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。
【カ行】	
カーボンニュートラル（炭素中立）	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいいます。
外来種	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。）です。
外来生物	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている「法律用語」。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含みません。
河岸段丘	川に沿って片岸または両岸が、川に向かって階段状になっている地形を、河岸段丘と言います。大昔、「洪水で川底に土砂がたまる」「川の流れで川底を削る」「川底が隆起する」「再び川が川底を削り取る」ということを繰り返してきました。
河床勾配	川の流れる方向の川底の傾きのことです。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政

	上の政策目標です。環境基本法第 16 条に基づき大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められています。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことを言います。
環境リスク	人の活動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）を指します。
緩和策	地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）対策のことを言います。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものとされています。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。
広域トレイルネットワーク	森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的にネットワークとしてつながっていることを言います。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される NOx や VOC などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。
交通需要マネジメント（TDM）	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組を指します。
行動科学	人間の社会的な行動を科学的に研究することで、その中から、法則性を見出そうとする学問です。そのなかには、心理学や社会学、人類学、経済学、政治学などが含まれています。
高度処理型浄化槽	本市が進める高度処理型浄化槽とは、台所や風呂の生活排水をし尿と併せて処理する浄化槽のうち、窒素・リンの除去が可能なものを言います。
合流式/分流式公共下水道	合流式下水道は、汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送ります。一方、分流式下水道は、汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。 < 分流式に転換をすることによる環境リスクへのメリット > 汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式と言えます。
【サ行】	
サーキュラーエコノミー（循環経済）	従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーです。エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び

	化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものと規定しています。
里地里山	現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域です。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010 運動」と名付けられました。
次世代自動車	一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技术を搭載した自動車のこと。次世代自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV）、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせで走行するハイブリッド自動車（HV）、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車（FCV）があります。
持続可能な開発のための教育（ESD）	世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。
自然環境保全地域特別地区	自然環境保全地域とは、自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき環境大臣又は都道府県知事により指定される地域です。本市には 1,340.5ha あり、そのうち相模原市緑区牧野の石砂山の一部が特別地区（33.5ha）に指定されています。
自然公園	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定される国立公園及び国定公園、県立自然公園の総称です。優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その自然の中で休養し、レクリエーションを行い、また、自然から学ぶことを目的に指定されています。本市には丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園があります。
市民緑地	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度です。この制度により、都市に残るみどりや、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供されます。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第 1 に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第 2 に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。
生涯学習まちか	サークル・地域・職場等に市の職員が出向き、相模原市のことや市の仕事について話す

ど講座	出前講座のことです。
親水	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。
水源かん養機能	森の土壌は降水を貯留し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。これらの機能を水源かん養機能と呼びます。
水素ステーション	燃料電池自動車（FCV）に水素を供給するための施設です。各種燃料をその場で改質して水素を作り貯蔵・供給するステーションと、外部から輸送した水素をその場で貯蔵し、供給するステーションがあります。
ステークホルダー	企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指します。例としては、株主、経営者、従業員、顧客、取引先等が挙げられます。
生産緑地地区	市街化区域内的の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している農地を対象に都市計画に定めたもので、本市においては、条例で下限面積を 300 m ² としています。
製造品出荷額等	1 年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計です。
生物化学的酸素要求量（BOD）	微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使います。水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）と言い、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいこととなります。
生物多様性	遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれで生物が持つ多様さをまとめて生物多様性と言います。生物は、同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。大気、海や川、土壌など様々な環境に適応して多様な生物種が存在し、生態系を形成しています。近年、生物多様性の保全を促進するため、2010 年には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、生物多様性の保全の目標が定められました。
ソーラーシェアリング	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことを言います。営農型太陽光発電とも呼ばれています。
【タ行】	
ダイオキシン類	有機塩素化合物でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の 3 つの物質群があります。これらは、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白などの工程で副生成物として生成されてしまいます。健康影響は、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されており、研究が進められている段階ですが、日本の汚染レベルは健康影響が生じるレベルではないと考えられています。
太陽光発電	太陽電池を利用して、日光を直接的に電力に変換する発電方式。発電そのものに燃料が不要で、運転中は温室効果ガスを排出せず、原料採掘・精製から廃棄に至るまで非常に少ない温室効果ガス排出量で電力を供給することができます。
脱炭素社会	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいいます。
炭素半減社会	温室効果ガス排出量が 50% 削減（2013 年度比）されている社会のことをいいます。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地産地消	地域で生産された農産物やエネルギーをその地域で消費することを言います。
適応策	既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響の回避・軽減等を図る取組のことを言います。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO ₂ ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。
【ナ行】	
燃料電池 （Fuel Cell）	水素と酸素を化学的に反応させることによって、電気を発生させる発電装置のことです。エネルギー効率が高く、また窒素酸化物の発生が少ないなど、環境への負荷が低いことが特徴です。天然ガス・メタノールなどの幅広い燃料の使用が可能です。家庭用では、ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、このとき発生する熱でお湯もつくる高効率の家庭用燃料電池（エネファーム）として、販売されています。
ネイチャーポジティブ（自然再興）	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味します。
【ハ行】	
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定です。2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効されました。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしています。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられました。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められています。
パークマネジメントプラン	市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針（管理方針）と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針（運営方針）を定め、これらに基づいた管理運営を行い、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。
ヒートアイランド現象	都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のことを指します。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に漂う小さな粒子で、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下のものです。PM2.5には、物の燃焼などによって排出される粒子と大気中での化学反応によって生成される粒子があります。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への健康影響が懸念されています。
分散型電源	電力供給の方法のひとつで、電力需要地の近くに配置された小規模な発電設備のことです。太陽光や風力など再生可能エネルギーを利用した発電設備、水素を利用した燃料電池、天然ガスやLPガス等を燃料として熱と電気を同時供給するガスコージェネレーションシステムなどがあります。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことを言います。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木伐採や土地の形質の変更などが規制され、水源かん養保安林、保健保安林等、全部で17

	種類（神奈川県は 13 種類、相模原市は 6 種類）の保安林があります。
保存樹林	本市では、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、相模原市緑化条例（昭和 47 年相模原市条例第 29 号）により制度化され、現在では相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例（令和元年相模原市条例第 26 号）により、市街地に残された貴重な樹林を保存樹林に指定しています。
放射線・放射性物質	不安定な原子が安定な原子に変わる過程で放出される粒子（原子よりも小さな粒子）や電磁波を放射線と言い、放射線を放出する性質がある物質を放射性物質と言います。放射線である粒子には、アルファ線、ベータ線、中性子線などがあり、電磁波には、エックス線やガンマ線などがあります。
【マ行】	
街美化アダプト制度	公園、緑地、道路、河川敷等の市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市が活動を支援する取組を指します。
メガソーラー	太陽光発電の中でも、出力が 1MW（1,000kW）を超える大規模システムをメガソーラーと呼びます。近年、遊休地や休耕地などの土地の有効活用を目的として、各地でメガソーラーの設置が進んでいます。
【ヤ行】	
湧水	地下水が地表に自然に出てきたもののことです。湧き水や泉、湧泉とも言います。大量の湧水は川の源流の 1 つでもあります。
【数字・英字】	
ESG 投資	環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。
ISO14001	ISO14001 は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定しています。Plan-Do-Check-Act（PDCA）という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。業種・業態を問わず、あらゆる組織が利用し、認証を取得することができます。企業の環境への取組の状態を示すことができます。
PPA	電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができるものです。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギー利用が実現できます。
PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略です。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みを言います。
Recycle（再生利用）	ごみを資源として再利用することです。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。
Reduce（排出抑制）	ものを大切に使い、ごみを減らすことです。リユース、リサイクルに優先されます。
Refuse（発生抑制）	ごみになるものを受け取らないことです。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時点で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いしないことを指します。

Reuse (再使用)	一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。
ZEB (ゼブ)	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。建築構造や設備の省エネルギーの実現や、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用などの組合せにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ZEH (ゼッチ)	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略です。断熱性や省エネルギー性能の向上といった省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことを指します。